

さっぽろ しょう しゃぶらん 障がい者プラン

けいかく き かん へいせい ねん ど かいていぼん
計画期間：平成 24 ～ 29 年度 (改定版)



しあわ くの くろーばー
「幸せのクローバー」

さっぽろ し りつひがししろいしちゅうがっこう 3 年 とみえ ももち さくひん
札幌市立東白石中学校 3 年 富江 桃地さんの作品
【平成 26 年度障害者週間のポスター】中学生の部 優秀賞

へいせい ねん がつ
平成 27 年 4 月
さっぽろ し
札幌市

さっぽろ障がい者プラン (改定版)

平成 24 ～ 29 年度

札幌市

SAPPORO
笑顔になれる街

はじめに

札幌市では、平成24年3月に障がい者保健福祉計画と障がい福祉計画を一体とした「さっぽろ障がい者プラン」を策定し、障がいのある人もない人も、市民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を基本理念に、障がいのある人が地域で安心して生活していくことができるよう、障がい者施策の充実に向け、取組を進めてまいりました。

この間、平成25年4月に障害者総合支援法の施行、同年6月に障害者差別解消法の公布、同年9月に第3次障害者基本計画の策定など、国における障がい者施策が目まぐるしく変化しております。また、障がいのある人は年々増加している傾向にあり、地域生活を支援するためのサービス提供基盤の充実がますます求められております。

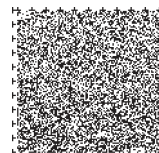
このたび、第3期障がい福祉計画の計画期間が平成27年3月で終了となるにあたり、第4期障がい福祉計画の策定と、国における障がい者施策の動向を踏まえ障がい者保健福祉計画の一部見直しを行い「さっぽろ障がい者プラン」を改定しました。

改定後の「さっぽろ障がい者プラン」では、東日本大震災を契機とした防災対策の充実や、障害者差別解消法が公布されたことなどを踏まえ、新たに3つの施策分野を設けました。今後も引き続き、市民の皆様や事業者の方などと協働し、誰もが安心して快適に心ゆたかに暮らすことのできるまちづくりに向けて、障がい者施策をより一層進めてまいります。

おわりに、本プランの改定にあたりまして、熱心にご審議いただきました札幌市の障がい福祉施策に係る計画検討会議の委員の皆様をはじめ、様々なご意見をいただきました市民の皆様や関係機関・団体の皆様、障がい者によるまちづくりサポーターの皆様さまに心から感謝申し上げます。

平成27年(2015年)3月

札幌市長 上田文雄



もくじ

第1章 障がい者プランの目的と位置付け

1	障がい者プランの目的	1
2	障がい者プランの位置付け	2
3	計画期間	4
4	障がい福祉を取り巻く環境	5
5	改定の趣旨	8

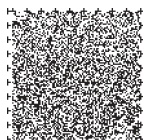
〈障がい者保健福祉計画の部〉

第2章 障がい者保健福祉計画の体系

1	計画体系図	10
---	-------	----

第3章 障がい者保健福祉計画の施策展開

分野 1	理解促進	13
分野 2	生活支援	18
分野 3	保健・医療	28
分野 4	生活環境	34
分野 5	教育・発達支援	40
分野 6	雇用・就労	48
分野 7	情報・コミュニケーション	54
分野 8	スポーツ・文化	58
分野 9	安全・安心	62
分野 10	差別の解消・権利擁護	69
分野 11	行政サービスにおける配慮	73



しょう ふうし けいかく ぶ 〈障がい福祉計画の部〉

だい しょう しょう ふうし けいかく 第4章 障がい福祉計画

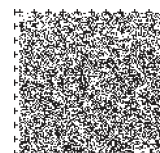
- 1 しょう ふうし けいかく きほんりねん 75
- 2 しょうがいふうし さーびすとう きほんてき かんが かた 75
- 3 へいせい ねん ど せい か もくひょう 76
- 4 ほうもんけい さーび すりょう み こ 84
- 5 にちちゅうかつどうけい さーび すりょう み こ 86
- 6 きょじゅうけい さーび すりょう み こ 91
- 7 そうだんし えん さーび すりょう み こ 93
- 8 しょうがいじ し えん さーび すりょう み こ 94
- 9 ちいきせいかつし えんじぎょう さーび すりょう み こ 97
- 10 さーび す み こみりょうとうかくほ ほうさく 113

だい しょう しょう しゃぶらん ひょうか みなお 第5章 障がい者プランの評価・見直し

- 1 ぴーでいーしーえー さい くる 114
- 2 ぴーでいーしーえー さい くる じっし 114

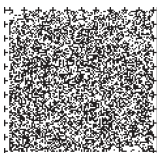
だい しょう しょう しゃぶらん かいいていけいか 第6章 障がい者プランの改定経過

- 1 かいいていたいせい 116
- 2 しょう じ しゃじったいとうちょう さ 116
- 3 い けんこうかんかいとう かいさい 116
- 4 ぱぶりっくこめんと よ いけん 120
- 5 た けいかくあん しゅうせいてん 126



だい しょう しりょうへん
第7章 資料編

1	しょう しゃ じ すう 障がい者 (児) 数	127
2	じ ぎょう しょ すう 事業所数	132
3	ぷ ら ん しんちよく じょうきょう おも プランの進捗状況 (主なもの)	135
4	だい きしょう ふく し けいかく 第3期障がい福祉計画における すう ちもくひょう さーび す み こみりょう しんちよく じょうきょう 数値目標・サービス見込量の進捗状況	141



第1章 障がい者プランの目的と位置付け

1 障がい者プランの目的

障がい者プランは次の計画で構成しています。

- ・ 障がい者保健福祉計画
- ・ 障がい福祉計画（第4期）

(1) 障がい者保健福祉計画

根拠法：障害者基本法

障がいのある人の自立や社会参加のための支援等について、その基本的な施策を定めるものです。

(2) 障がい福祉計画（第4期）

根拠法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

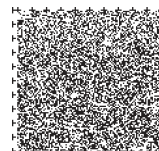
障害福祉サービス等に係る提供体制の確保に関し、サービスごとの必要な量の見込みなどについて定めるものです。

障がい者保健福祉計画【障害者基本法】

障がい福祉に関する基本計画

障がい福祉計画【障害者総合支援法】

障害福祉サービスに関する実施計画

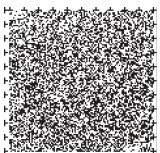
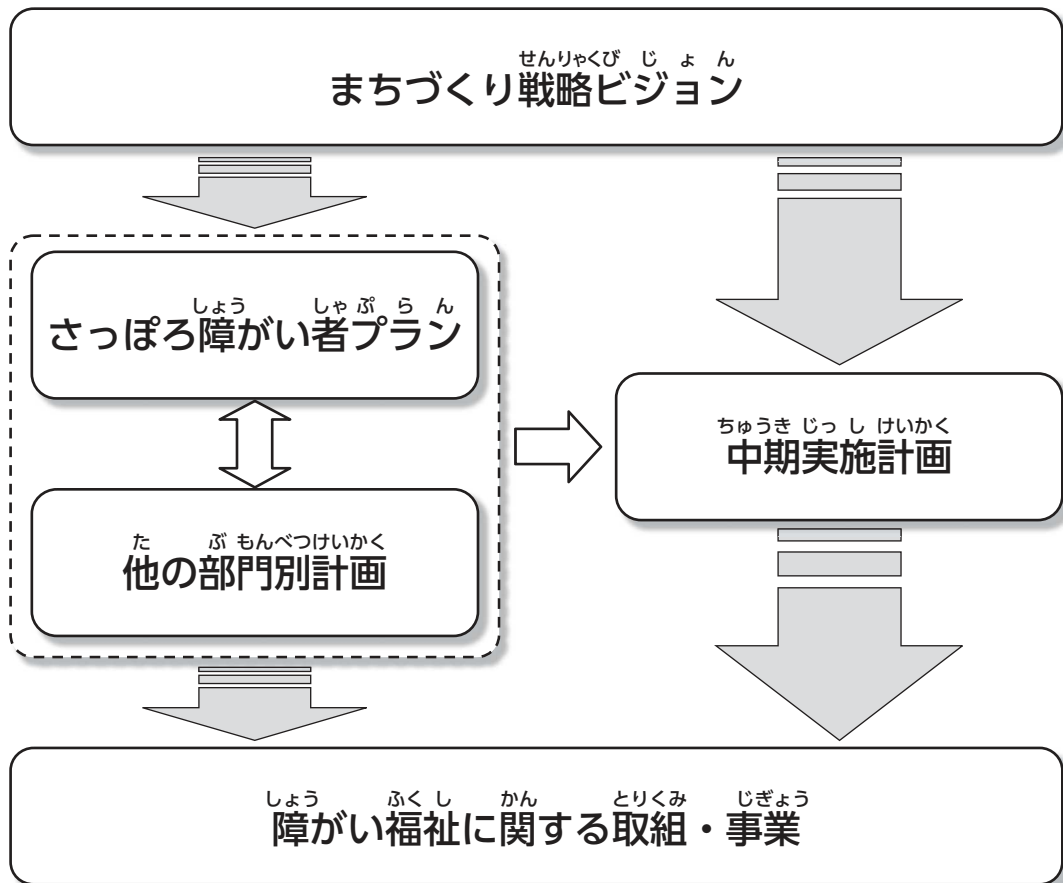


2

障がい者プランの位置付け

障がい者プラン（障がい者保健福祉計画・障がい福祉計画）は、「札幌市まちづくり戦略ビジョン」を上位計画とし、他の部門別計画及び個々の施策・事業に関する中期実施計画との整合を図りながら定めた札幌市における障がい福祉施策に関する部門別計画です。

また、国で定める「障害者基本計画」などとも整合を図りながら策定しております。



さんこう ほけんふくし かんれん けいかく
〈参考：保健福祉に関連する計画〉

ち いきふくし しゃかいけいかく へいせい ねん がつさくてい
◆地域福祉社会計画（平成 24 年 3 月策定）

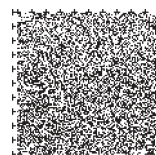
しみん じぎょうしゃ ぎょうせい きょうどう あんしん く
市民、事業者、行政の協働のもとで、「安心して暮らせるぬくもり
のある地域福祉社会の実現」を目的としています。福祉のまち推進事
ぎょう はじ ちいき ささ あ かつどう はばひろ しみん さんか そくしん
業を始めとする地域での支え合い活動への幅広い市民の参加の促進
や、地域における福祉サービスの適切な利用の推進等に関する事項を
ないよう
内容としています。

こうれいしゃ ほけんふくし けいかく かいご ほけん じぎょうけいかく へいせい ねん がつさくてい
◆高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成 27 年 3 月策定）

こんご しんてん じんこうこうぞう こうれいか さい へいせい ねん ど へいせい
今後進展する人口構造の高齢化に際し、平成 27 年度から平成
ねん ど あいだ さっぽろし と く しさく あき
29 年度までの間に札幌市が取り組むべき施策を明らかにするととも
かいご ほけんせいど えんかつ うんえい けいかくてき じつげん さくてい
に、介護保険制度の円滑な運営を計画的に実現するため策定したもので
す。

じ さつそうごうたいさくこうどうけいかく へいせい ねん がつさくてい
◆自殺総合対策行動計画（平成 26 年 3 月策定）

「ひとりでも多くの命を救う」ことを目的とし、自殺対策基本法、
じ さつそうごうたいさくたいこうおよ じ さつたいさく かそくか ぷらん もと かんけいきかん
自殺総合対策大綱及び自殺対策加速化プランに基づき、関係機関との
れんけい きょうりよく はか じ さつたいさく そうごうてき こうかてき すいしん
連携・協力を図りながら、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するた
ぐ たいてき とりくみ けいかく さくてい
めの具体的な取組・計画を策定したものです。



◆札幌市健康づくり基本計画「健康さっぽろ21」(平成26年3月策定)

市民が地域とのつながりの中で、すこやかに心豊かに生活できる社会の実現に向けて、これからの10年間を展望した市民の健康づくりの指針です。

◆さっぽろ医療計画(平成24年3月策定)

市民が生涯を通じて健康で安心して暮らすことのできる社会の実現に向けた望ましい医療体制の構築を基本理念として策定したものです。

3

計画期間

障がい者プランの計画期間は次のとおりです。

◆障がい者保健福祉計画 6年間
(平成24年4月から平成30年3月まで)

◆障がい福祉計画(第4期) 3年間
(平成27年4月から平成30年3月まで)

障がい者保健福祉計画

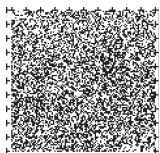
平成24年度 ⇒ 平成29年度

障がい福祉計画(第3期)

平成24年度 ⇒ 平成26年度

障がい福祉計画(第4期)

平成27年度 ⇒ 平成29年度



4

しょう ふくし と ま かんきょう
障がい福祉を取り巻く環境(1) くに おける しょう しゃせい ど かいかく うご
国における障がい者制度改革の動き

平成 15 年から始まった「支援費制度」によって、ノーマライゼーションの理念に基づき、「施設から地域へ」という障がいのある人の地域生活を重視する大きな流れが作り出されました。

その後、就労支援の強化や地域移行の推進を図ることを目指して、平成 18 年に「障害者自立支援法」が施行され、福祉サービス体系の再編など、障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、福祉サービス提供体制の強化等が図られてきたところです。

同法の施行後、内閣府に設置された障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて新たな障がい保健福祉施策を講ずることを目的として、平成 25 年 4 月から、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行されました。

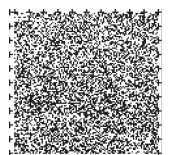
また、平成 23 年には「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行されるとともに、「障害者基本法」が改正されました。

さらに、平成 25 年 6 月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が公布されるとともに、平成 26 年 1 月、「障害者の権利に関する条約」を批准したところです。

平成 25 年 9 月には、第 3 次障害者基本計画が策定されました。

(2) に ー ずの こうどか たようか
ニーズの高度化・多様化

障がいのある人が地域で安心して生活していくことができるよう、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを中心



に、様々な取組を実施しているところですが、個々の障がいの程度や状況に応じたきめ細かな支援、出生から学齢期、成人に至るまで、ライフステージに応じた切れ目のない支援などが求められています。

これらの高度化・多様化したニーズには、障害者総合支援法などによる法定サービスのみでは対応が難しいため、札幌市独自の取組も併せて実施するなど、支援のあり方について引き続き検討していく必要があります。

(3) 市民自治の推進

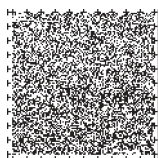
国における障がい者施策が大きく変わっていくなかで、障がいのある人のニーズに応じた質の高い支援を行っていくためには、行政による取組のほかに、市民自治の考え方にに基づき、地域のボランティア・関係団体、事業者等の地域の福祉力を活用するなど、障がいのある人を地域全体で支え合う体制づくりが必要です。

(4) 札幌市における施策展開

平成15年3月に「札幌市障がい者保健福祉計画」を策定し、以後10年間にわたる障がい者施策の方向を定めました。

また、平成19年3月には「障がい福祉計画（第1期）」を、平成21年3月には「障がい福祉計画（第2期）」をそれぞれ策定し、障がいのある人の地域生活への移行や、就労支援を一層推進し、誰もがいきいきと暮らせるような元気あふれるまちづくりを進めてきました。

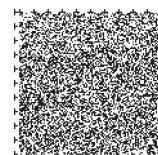
平成24年3月には、「障がい者保健福祉計画」と「障がい福祉計画（第3期）」を、「障がい者プラン」とし一体的なものとして改定を行い、平成24年4月から開始しました。（障がい者保



けんふく し けいかく けいかく き かん ねんまえだお かいてい
健福祉計画は、計画期間を1年前倒しして改定しました。)

(5) 障がい者施策に関する主な動向

- へいせい ねん し えん ひ せい ど し こ う
平成 15 年 支援費制度の施行
- さっぽろ し しょうがいしゃ ほ けんふく し けいかく さくてい
札幌市 障 害者保健福祉計画の策定
- へいせい ねん しょうがいしゃ じりつ し えんほう し こ う
平成 18 年 障 害者自立支援法の施行
- へいせい ねん さっぽろ し しょう ふく し けいかく だい き さくてい
平成 19 年 札幌市障がい福祉計画（第1期）の策定
- しょうがいしゃ けんり かん じょうやく しよめい
障 害者の権利に関する条約への署名
- へいせい ねん さっぽろ し しょう ふく し けいかく だい き さくてい
平成 21 年 札幌市障がい福祉計画（第2期）の策定
- ないかく ふ しょう しゃせい ど かいかくすいしんほん ぶ せつ ち
内閣府に障がい者制度改革推進本部を設置
- へいせい ねん しょうがいしゃ じりつ し えんほう かいせい
平成 22 年 障 害者自立支援法の改正
- へいせい ねん しょうがいしゃ き ほんほう かいせい
平成 23 年 障 害者基本法の改正
- へいせい ねん さっぽろ しょう しゃ ぶ ら ん さくてい
平成 24 年 さっぽろ障がい者プランの策定
- しょうがいしゃ ぎやくたいぼう し ほう し こ う
障 害者虐待防止法の施行
- へいせい ねん しょうがいしゃ ぞうごう し えんほう し こ う
平成 25 年 障 害者総合支援法の施行
- しょうがいしゃ さ べつかいしょうほう せいりつ へいせい ねん がつ し こ う よ てい
障 害者差別解消法の成立（平成28年4月施行予定）
- だい じ しょうがいしゃ き ほんけいかく くに さくてい
第3次 障 害者基本計画（国）の策定
- へいせい ねん しょうがいしゃ けんり かん じょうやく ひ じゅん
平成 26 年 障 害者の権利に関する条約の批准
- へいせい ねん さっぽろ しょう しゃ ぶ ら ん かいてい
平成 27 年 さっぽろ障がい者プランの改定



(1) 障がい者保健福祉計画の一部見直し

障がい者保健福祉計画の計画期間は平成30年3月までですが、前述のとおり、計画策定後、障害者総合支援法の施行や障害者差別解消法の成立など、障がい者施策の進展が図られています。

特に障害者差別解消法では、行政機関等に対し障がいを理由とする差別的取扱いの禁止や、障がいのある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行うことを義務付けており、法を踏まえた施策の充実を図っていく必要があります。

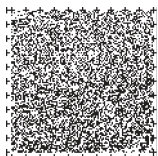
また、平成23年3月に発生した東日本大震災を踏まえ、平成25年に災害対策基本法が改正され、市町村に避難行動要支援者名簿の策定が義務付けられるなど、防災対策の充実が求められています。

このような動向を踏まえ、新たな施策分野として「分野9 安全・安心」、 「分野10 差別の解消・権利擁護」及び「分野11 行政サービスにおける配慮」を設けるなど、計画の一部見直しを行い、障がい者施策をより一層進めていきます。

(2) 障がい福祉計画（第4期）の策定

障がい福祉計画（第3期）の計画期間の終了に伴い、新たに策定するものです。

「地域生活支援拠点等の整備」など、新たな成果目標を設定するとともに、第3期計画ではサービスの見込量を定めていなかった児童福祉法に基づく障害児支援についても、新たに見込量を定めるなど、前計画からの見直しを行っています。



さんこう しょうがいしゃ きほんほう しょうがいしゃ ていぎ
【参考】 障害者基本法による障害者の定義について

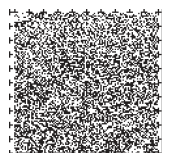
しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしんしょうがい はったつしょうがい ぶく た
身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の
しんしん きのう しょうがい もの しょうがいおよ しゃかいてきしょうへき けい
心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継
ぞくてき にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ そうとう せいげん う じょうたい
続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの
をいいます。

しょうがいしゃ きほんほうだい じょう
(障害者基本法第2条)

なお、へいせい ねん がつ しこう しょうがいしゃそうごう しえんほう せいど
平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、制度
たにま しえん ていきょう かんてん しょうがいしゃ ていぎ あら なんびょう
の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に新たに難病
とう ついか しょうがいふくし さーび すとう たいしょう
等を追加し、障害福祉サービス等の対象としました。

さんこう のーまらいぜーしょん
【参考】 ノーマライゼーション

こうれいしゃ しょう しゃ しせつ かくり しょう ひと いっしょ
高齢者や障がい者などを施設に隔離せず、障がいのない人と一緒
たす あ く せいじょう しゃかい かた
に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとす
かんが かた もと しゃかいふくし せいさく
る考え方。また、それに基づく社会福祉政策。



しょう しゃ ほけんふくし けいかく ぶ
障がい者保健福祉計画の部

だい しょう しょう しゃ ほけんふくし けいかく たいけい
第2章 障がい者保健福祉計画の体系

1 けいかくたいけい ず
計画体系図

(1) きほんりねん けいかくもくひょう ぶんや
基本理念・計画目標・分野

基本理念の実現に向け、4つの計画目標を11の分野に分けて施策展開していきます。

きほんりねん
基本理念

しょう ひと ひと し みんだれ たが じんかく こせい そんちよう
障がいのある人もない人も、市民誰もが互いに人格と個性を尊重し

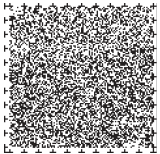
ささ あ きょうせいしゃかい じつげん
支え合う共生社会の実現

けいかくもくひょう
計画目標

- 1 ちいきしゃかい しょう ひと たい りかいそくしん
地域社会の障がいのある人に対する理解促進
- 2 しせつ びょういん ちいき いこうすいしん さーびす じこけつてい しえん
施設、病院から地域への移行推進とサービスの自己決定のための支援
- 3 ちいきせいかつ ささ さーびすていきょう きばん いっそう じゅうじつ
地域生活を支えるためのサービス提供 基盤の一層の充実
- 4 しみん ちいき じぎょうしゃ れんけいきょうか ちいき ふくしりよく こうじょう
市民、地域、事業者との連携強化による地域の福祉力の向上

ぶんや
分野

1 りかいそくしん 理解促進	2 せいかつ しえん 生活支援	3 ほけん いりょう 保健・医療
4 せいかつかんきょう 生活環境	5 きょういく へつたつ しえん 教育・発達支援	6 こよう しゅうろう 雇用・就労
7 じょうほう こみゅにけーしょん 情報・コミュニケーション		8 すぽーつ ぶんか スポーツ・文化
9 あんぜん あんしん 安全・安心	10 さべつ かいしょう けんりようご 差別の解消・権利擁護	
11 ぎょうせい さーびす 行政サービスにおける配慮		



(2) 分野ごとの基本施策

11の分野それぞれに基本施策を設定し取組を推進していきます。

分野1 理解促進

- 1 啓発・広報活動、福祉教育などの推進
- 2 公共サービス従事者などに対する理解促進
- 3 ボランティア活動・社会貢献活動の理解促進

分野2 生活支援

- 1 個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備
- 2 施設入所者・精神科病院入院患者の地域生活への移行推進
- 3 福祉用具などの普及促進・利用支援・研究開発支援
- 4 地域福祉を担う人材育成・確保

分野3 保健・医療

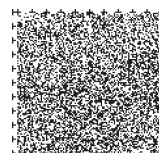
- 1 障がいの原因となる疾病の予防対策、早期発見
- 2 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実
- 3 精神保健・医療の充実

分野4 生活環境

- 1 バリアフリーに基づくまちづくりの推進
- 2 住まいの確保

分野5 教育・発達支援

- 1 ライフステージに応じた相談支援体制の充実
- 2 早期療育の充実
- 3 学校教育の充実
- 4 卒業後の支援



分野6 雇用・就労

- 1 個々のニーズに対応した就労相談支援体制の充実
- 2 雇用の場の拡充（一般就労、福祉的就労）
- 3 福祉的就労における工賃向上
- 4 福祉施設から一般就労への移行推進

分野7 情報・コミュニケーション

- 1 情報バリアフリー化の推進
- 2 情報提供の充実
- 3 意思疎通支援体制の充実

分野8 スポーツ・文化

- 1 スポーツ・文化芸術活動・生涯学習活動に対する支援

分野9 安全・安心

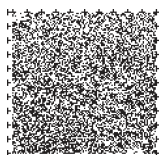
- 1 災害や雪に強いまちづくりの推進
- 2 災害時における支援の推進
- 3 地域における見守り活動の推進
- 4 消費者被害の防止

分野10 差別の解消・権利擁護

- 1 障がい者を理由とする差別の解消
- 2 権利擁護等の推進
- 3 障がい者虐待防止の推進

分野11 行政サービスにおける配慮

- 1 行政サービスにおける配慮
- 2 情報提供の充実（再掲）



第3章 障がい者保健福祉計画の施策展開

分野1 理解促進

〈現状と課題〉

共生社会の実現のためには、市民や企業など広く社会全体に、障がいのある人に対する理解促進を一層進めていく必要があります。

そのためには、障害者基本法をはじめとした障がい福祉に関する制度等の普及を図るほか、障がい当事者による普及・啓発活動を一層推進するとともに、子どもの頃から、障がいに対する理解が深まるような取組を進める必要があります。

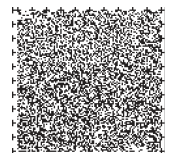
〈平成25年度障がい児者実態等調査から〉

障がい者への理解が深まるために必要なこと

- 福祉教育の充実（障がい者調査 45.9%、障がい児調査 64.5%、難病患者調査 70.8%）
- ボランティアの育成（障がい者調査 35.9%、障がい児調査 35.3%、難病患者調査 53.0%）
- 障がいのある人とない人が一緒に教育できる場（障がい児調査 70.6%）

基本方針

基本方針1 障がいのある人もない人も、市民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念の普及を図ります。



- 基本方針 2 地域社会に、障がいのある人に対する理解を促進します。
- 基本方針 3 市民や企業の自主的な福祉活動を支援・推進し、理解促進を図ります。

◆基本施策

- 基本施策 1 啓発・広報活動、福祉教育などの推進
- 基本施策 2 公共サービス従事者などに対する理解促進
- 基本施策 3 ボランティア活動・社会貢献活動の理解促進

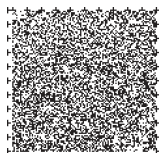
基本施策 1 啓発・広報活動、福祉教育などの推進

- 市民が地域と関わりを持ち、障がいのある人を地域全体で支えていくという意識が高まるよう、様々な手法を用いて、広く地域社会に対して障がい福祉に関する理解促進を図ります。
- 子どもの時から、障がいのある人に対する理解が深まるよう、福祉教育の充実を図ります。
- 障害者週間記念事業や文化・芸術イベント、その他様々な行事等を通じ、障がいのある人とない人の交流を促進します。

＜重点取組＞

◆広報誌、広報番組、ホームページなどを通じた広報

広く地域住民に対して、障がい福祉に関する理解促進を一層進め、障がい福祉施策等について積極的に広報することで、障がい福祉の向上を図ります。



◆ 出前講座や普及啓発用冊子等を活用した啓発・広報

地域に出向いて、障がい福祉に関する取組などについて紹介することで、市民のみなさんと情報共有を行い、障がい福祉について一緒に考えていきます。

また、普及啓発用冊子を様々な機会に配布することにより、障がい者理解の促進を図ります。

◆ 福祉教育のための教材の作成・配布（福祉読本など）

学校教育において障がいのある人に対する理解を深めてもらうため、福祉読本を作成し、市内の小学校に配布し、授業に役立てます。

◆ 障害者週間記念事業の実施

障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者の社会参加を一層促進するため、障害者週間（12月3～9日）の期間中、啓発事業等を行います。

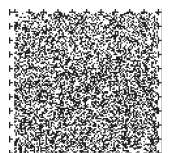
基本施策2 公共サービス従事者などに対する理解促進

○ 公共サービス事業者等に対して、地域福祉に関心と理解を深めてもらうため、各種研修の実施など理解促進の取組を進めます。

〈重点取組〉

◆ 福祉サービス提供事業者等に対する研修の充実

福祉サービス提供事業者等を対象に、サービス提供に係る技術的な支援や質の向上を図ることを目的とした研修を



じっし
実施します。

◆ **しょうとうじしゃこうしはけん**
障がい当事者の講師派遣

しょうとうじしゃこうし ようせいとうろく こうしかたがっこうき
障がい当事者を講師として養成・登録し、その講師の方を学校、企
ぎょうとうはけん こうぎでいすかつしよんとうおこなきかいかくじゅう
業等に派遣して、講義やディスカッション等を行う機会を拡充する
ことで、しょうひとたいりかいそくしんはか
障がいのある人に対する理解促進を図ります。

きほんしざく **3** **ぼらんていあかつどう** **しゃかいこうけんかつどう** **りかいそくしん**
基本施策 3 ボランティア活動・社会貢献活動の理解促進

かくしゅけんしゅうじっしさまざまぼらんていあかつどうしみんしょうかい
○各種研修の実施や様々なボランティア活動を市民に紹介することによ
り、ちいきふくしかつどうふきゅうけいはつつと
地域福祉活動の普及・啓発に努めます。

じゅうてんとりくみ
〈重点取組〉

◆ **ぼらんていあかつどうしえん**
ボランティア活動への支援

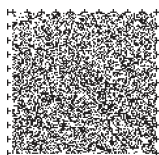
ちいきふくしかつどうになじんざいいくせいししつこうじょうはか
地域福祉活動を担う人材の育成・資質向上を図るため、かくしゅけんしゅう
じっしちょうさじょうほうていきょうぼらんていあかんそうだんしえんじっし
実施や調査、情報提供、ボランティアに関する相談・支援などを実施
します。

◆ **かつどうしえんしみんかつどうさぽーとせんたーうんえい**
まちづくり活動への支援（市民活動サポートセンターの運営・さぽー
とほっとききん）

しょうひとたいしやうほけんいりようふくしぶんやかつどうおこな
障がいのある人などを対象に保健・医療・福祉分野の活動などを行
うしみんかつどうだんたいたいしえんじっし
市民活動団体に対して、支援を実施します。

※ **さぽーとほっとききん**（市民まちづくり活動促進基金）

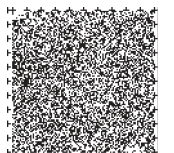
しみんきふげんししみんだんたいじぎょうじよせいおこな
市民からの寄附を原資に、市民団体への事業助成を行うと
ともに、きふぶんかじょうせい
寄附文化の醸成を図ります。



かんれんけいかく ぶん や り かいそくしん
関連計画 (分野 1 : 理解促進)

さっぽろ し ち いきふく し しゃかいけいかく
◆札幌市地域福祉社会計画

さっぽろ し し ぶん かつどうそくしん き ほんけいかく
◆札幌市市民まちづくり活動促進基本計画



げんじょう かだい
〈現状と課題〉

ふくし さーびす たい に ーず た ようか と もな ここ けーす に
福祉サービスに対するニーズの多様化に伴い、個々のケースに
おう し えん ら い ふ す て ー じ おう いっかん し えん もと
応じた支援や、ライフステージに応じた一貫した支援が求められ
ているほか、これからの地域福祉を担う人材の育成が求められて
います。

じゅうどししょう ひと はったつしょう ひと ちいき せいかつ
重度障がいのある人、発達障がいのある人が地域で生活してい
くための支援体制や、障がいのある人が高齢になっても安心して
暮らすことができるような支援体制を充実する必要があります。

しょう ひと しゃかいさんか そくしん ひつよう いどうしゅだん かくほ
障がいのある人の社会参加促進のため、必要な移動手段の確保
が求められています。

へいせい ねん どししょう じ しゃじったいとうちよう さ
〈平成 25 年度障がい児者実態等 調査から〉

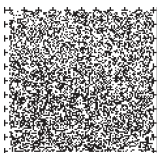
きぼう せいかつ
希望する生活のためにあればいいこと

- ・ 高齢になっても安心して生活できること (障がい者調査
45.7%、障がい児調査 38.0%、難病患者調査 52.7%)
- ・ 困ったときに相談できて教えてくれる場所 (障がい者調査
36.9%、障がい児調査 34.9%、難病患者調査 39.8%)

きほんほうしん
◆基本方針

きほんほうしん しょう ひと じ こ けってい じ こ せんたく そんちよう
基本方針 1 障がいのある人の自己決定、自己選択を尊重し、
ここに ーず たいおう し えんたいせい せいび
個々のニーズに対応した支援体制の整備と、
さーびす ていきよう きばん いっそう じゅうじつ はか
サービス提供基盤の一層の充実を図ります。

きほんほうしん しょう ひと ちいき あんしん く
基本方針 2 障がいのある人が地域で安心して暮らすこと
ができるよう、関係機関、事業者、ボラン



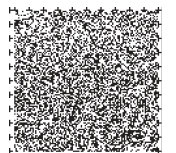
ていあとう ちいき ふくしりよく れんけい らいふす
 ティア等の地域の福祉力との連携により、ライフス
 てーじ おう きめ そうだんしえん さーびすていきょう
 テーじに応じた切れ目のない相談支援・サービス提供
 たいせい じゅうじつ ほか
 体制の充実を図ります。

◆ 基本施策

- 基本施策 1 ここに ー ず たいおう しえんたいせい さーびすていきょう きばん
 基本施策 1 個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤
 せいび
 の整備
- 基本施策 2 しせつにゆうしよしゃ せいしん か びょういんにゆういんかんじゃ ちいきせいかつ い
 基本施策 2 施設入所者・精神科病院入院患者の地域生活への移
 こうすいしん
 行推進
- 基本施策 3 ふくしようぐ ふきゅうそくしん りようしえん けんきゅうかいはつしえん
 基本施策 3 福祉用具などの普及促進・利用支援・研究開発支援
- 基本施策 4 ちいきふくし にな じんざいいくせい かくほ
 基本施策 4 地域福祉を担う人材育成・確保

基本施策 1 個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備

- しょうがいしゃそうごう しえんほう もと しょうがいふくし さーびすとう えんかつ ていきょう つと
 ○ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の円滑な提供に努め
 ます。
- ここに ー ず たいおう らいふすてーじ おう いっかん しえん
 ○ 個々のニーズに対応し、ライフステージに応じた一貫した支援ができ
 るよう、相談支援体制や関係機関との連携の充実を図るほか、ボラン
 そうだんしえんたいせい かんけいきかん れんけい じゅうじつ ほか ぼらん
 ティア等の地域福祉力を活用するなど、支援体制の充実に努めます。
 ていあとう ちいきふくしりよく かつよう しえんたいせい じゅうじつ つと
- じゅうどしょう ひと いりょうてきけ あ ひつよう ひと たい しえん じゅうじつ
 ○ 重度障がいのある人、医療的ケアが必要な人に対する支援の充実に
 けんとう すす
 ついて検討を進めます。
- はったつしょう ひと かぞく たい かんけいきかん れんけい ほか
 ○ 発達障がいのある人やその家族に対して、関係機関の連携を図りなが
 ら、ライフステージに応じた一貫した支援の充実に努めます。
 らいふすてーじ おう いっかん しえん じゅうじつ つと
- なんびょうかんじゃ ひと たい なんびょうとう とくせい いちにち なか びょう
 ○ 難病患者の人に対して、難病等の特性（一日の中での病
 じょう へんか しんこう ふくしに ー ずとう おう しょうがいふくし さーびす
 状の変化や進行、福祉ニーズ等）に応じた障害福祉サービス



とう ていきょう つと
等の提供に努めます。

○障がいのある人が高齢になっても地域で安心して生活できるよう、地
いきせいかつ し えんきよてんとう せいび ひつよう し えんたいせい じゅうじつ はか
域生活支援拠点等の整備など、必要な支援体制について充実を図りま
す。

○移動支援事業については、その対象となる外出の範囲等の拡充につい
い どう し えん じ ぎょう たいしやう がいしゆつ はんい とう かくじゅう
て引き続き検討を進めます。

じゅうてんとりくみ 〈重点取組〉

◆相談支援事業の充実

しょう ひと ちいき あんしん せいかつ そうだん
障がいのある人が地域で安心して生活することができるよう、相談
し えん じ ぎょうじゅうじつ はか
支援事業の充実を図ります。

相談支援事業所においては、地域支援員を配置して、区役所をは
きんけい きかん ちいきふくし かんけいしゃ れんけい はか ちいき せい
じめとする関係機関や地域福祉関係者との連携を図ったり、地域で生
かつ しょう ひと ぴあさぽーたー はいち とうじしゃしゆたい
活する障がいのある人をピアサポーターとして配置し、当事者主体に
かつどう し えん
よる活動を支援します。

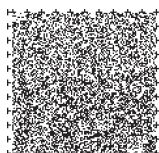
また、基幹相談支援センターにおいては、相談支援事業所に対す
きかんそうだん し えん せん た ー そうだん し えん じ ぎょうじょ たい
る専門的な助言、計画相談支援や地域移行・地域定着支援の推進、
せんもんてき じよげん けいかくそうだん し えん ちいきいこう ちいきていちゃくし えん すいしん
ピアサポーターの活動支援を行います。

⇒ しょう ぶくしけいかく ぶ ペーじ らん
障がい福祉計画の部 (99 ページ) もご覧ください。

◆自立支援協議会の運営

かくぶかい ちいきぶかい せんもんぶかい ちゅうしん こべつ に ー ず ちいきか
各部会 (地域部会、専門部会) を中心に、個別のニーズから地域課
だい ちゅうしゆつ かいけつ はか もくてき じょうほう きょうゆう けんしゅう かいさい
題を抽出し、解決を図ることを目的として、情報の共有、研修の開催
とう つう かんけい きかんそうご れんけいたいせい きょうか はか ちいき
等を通じて、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、地域の
し えんたいせい せいび きょうぎ おこな
支援体制の整備について協議を行います。

また、「まちの課題プロジェクトチーム」を^{かだいがる じえくとちーむ}設置し、さまざま



まな地域課題の検討・整理を行っています（23 ページ参照）。

- ◆ 障害福祉サービスをはじめとした各種サービスの円滑な提供
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの提供基盤の充実の
ほか、障がいのある人に対する交通費助成、機能回復・訓練、特別
障害者手当等の支給など、円滑なサービス提供に努めます。
⇒ 障がい福祉計画の部（84 ページ以降）もご覧ください。

- ◆ 重度の障がいのある人に対する支援（パーソナルアシスタンス事業）
重度障がい者の個々の状況やニーズに対応したきめ細かな支援を提
供し、地域で安心して暮らしていくことができるよう、有償ボラン
ティア等の地域福祉力を活用した仕組みを取り入れるなど、介助制度の
充実に努めます。

※ パーソナルアシスタンス事業（札幌市独自の制度）

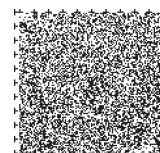
在宅で生活する重度の身体障がいのある人が、地域住民等か
ら介助を受けた場合に必要となる費用を支給します。

- ◆ 医療的ケアが必要な重度の障がいのある人に対する地域生活支援の
充実の検討

医療的ケアを必要とする重度の障がいのある人が安心して日中活
動等に参加しながら、充実した地域生活を送ることができるよう、
サービス提供基盤の整備について検討します。

- ◆ 障がいのある人の高齢化に対する支援の検討

高齢化により心身の機能が低下した人が地域で安心して生
活できるよう、地域生活支援拠点等を整備するとともに、障



がいしゃそうごう し えんほう かいご ほけんほう さーびす ちゅうしん ぼらんていあとう
害者総合支援法や介護保険法のサービスを中心に、ボランティア等の
ちいきふくしりよく かつよう し えんたいせい かた ひ つづ けんとう
地域福祉力も活用するなど、支援体制のあり方について引き続き検討
し、支援の充実を図ります。

◆ 移動支援事業の拡充の検討

いどう し えん じ ぎょう かくじゅう けんとう
移動支援事業については、利用対象となる外出の範囲等について、
しみんに ーず ふ かくじゅう む けんとう ひ つづ すす
市民ニーズを踏まえ、その拡充に向けた検討を引き続き進めます。

⇒ 障がい福祉計画の部 (104 ページ) もご覧ください。

◆ ボランティア等の地域福祉力を活用した支援体制の充実の検討

しょう ひと ちいき あんしん せいかつ ぼらんていあとう
障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、ボランティア等
ちいきふくしりよく かつよう し えんたいせい かた けんとう
の地域福祉力を活用した支援体制のあり方について検討します。

◆ 障がい児・者支援施策の再整理・一元化

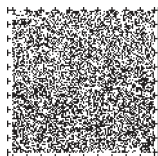
へいせい ねん がつ しょう じ しゃ かん し さくてんかい ほけんふくし
平成 27 年 4 月から、障がい児・者に関する施策展開を保健福祉
きよく とうごう じ しゃいつかん き め し えん じつげん め ぎ
局に統合し、児・者一貫した切れ目のない支援の実現を目指します。

◆ 要介護者等ごみ排出支援事業 (さわやか収集)

ようかいごしゃとう はいしゅつし えん じ ぎょう しゅうしゅう
ごみステーションにごみを排出することが困難な高齢者や障がいの
ある人などへの支援として、生活ごみを玄関先から収集したり、大型
ごみを家のなかから運び出して収集します。

◆ 発達障害者支援体制整備事業

こべつし えんぶ あいる さぽーとふ あいる さくせい
個別支援ファイル (サポートファイルさっぽろ (※ 1)) の作成と
しゅうち し えんしゃ じんざいくせい ペアレントメンター (※ 2)
周知、支援者の人材育成、ペアレントメンター (※ 2)



とう かつよう かぞくし えん ふ きゅうけいはつさっ し さくせい はい ぶ とりくみ
等の活用による家族支援、普及啓発冊子の作成・配布などの取組に
より、はつたつしょう ひと しゃかい じゅうぶんかつやく し えん たいせい
発達障がいのある人が社会で十分活躍できるよう、支援の体制
づくりにと くり 組んでいきます。

※ 1 サポートファイルさっぽろ

さっぽろし さくせい ふ あいる ほごしゃ こ せいちょう きろく
札幌市が作成したファイルで、保護者が子どもの成長を記録し、
かんけいしゃ こ こせい とくちょう はつたつ けいか きょうつう
関係者がその子どもの個性や特徴、これまでの発達の経過を共通
り かい
理解するためのもの。

※ 2 ペアレントメンター

はつたつしょう こ そだ けいけん い おな なや
発達障がいのある子どもを育てた経験を活かして、同じ悩みを
も おや きも よ そ そうだん う かんけいきかん しょうかい
持つ親たちの気持ちに寄り添い、相談を受けたり関係機関の紹介
などを行うおこな せんぱいおや さっぽろし へいせい ねんど ペアレン
トメンターのようせいじぎょう おこな
養成事業を行っている。

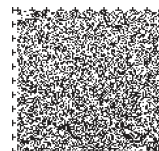
【参考】 さんこう じりつし えんきょう ぎかい まちの課題プロジェクトチーム

さっぽろし じりつし えんきょう ぎかい かだい ぶ る じ え く と ち - む
札幌市自立支援協議会に、「まちの課題プロジェクトチーム」を
せつち
設置し、さまざまなちいきかだい けんとう せいり おこな
地域課題の検討・整理を行っています。

へいせい ねん ど けんとうないよう 〈平成 25 年度検討内容〉

- へ る ば - ぎ じゆつこうじょう けんしゅうかいかいさい
・ヘルパー技術向上のための研修会開催
- きょういく ふくし れんけい かか かだいけんとうかい
・教育と福祉の連携に係る課題検討会
- し えいじゅうたく たんしんにゆうきよ ふく す かだい
・市営住宅への単身入居を含む住まいの課題

へいせい ねん ど かつどうほうこくしょ さっぽろし ほ - む ペ - じ さんしょう
※平成 25 年度活動報告書 ⇒札幌市のホームページを参照。



- 障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、相談支援体制をはじめ、障害福祉サービス等の提供基盤の充実を図ります。
- 地域移行・地域定着に向けた支援体制の充実を図るほか、地域における住まいの場の充実を図ります。

重点取組

◆地域移行支援・地域定着支援

入所施設や精神科病院への訪問による相談、障害福祉サービス事業所等への同行支援、住居を確保するための入居支援、連絡体制や緊急対応など、地域移行・地域定着に向けた取組を推進します。

⇒ 障がい福祉計画の部 (93 ページ) もご覧ください。

◆グループホーム等の整備推進

グループホームの整備費の一部に補助を行うことにより整備を推進し、地域における居住の場を充実します。

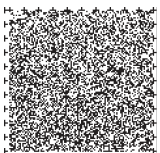
⇒ 障がい福祉計画の部 (91 ページ) もご覧ください。

◆地域生活の体験支援

施設・自宅以外の場所（地域生活体験室）に宿泊して地域生活を体験していただくことで、身体に障がいのある人の地域移行を促進します。

◆住宅確保要配慮者に対する居住の安定確保の取組 (再掲)

⇒ 38 ページ参照



◆ 入所施設等との情報共有・連携

地域移行の推進を図るため、入所施設の施設長等と課題や先駆的事例等に係る情報・意見交換会を行うことで、関係機関相互に地域移行に関する知識を高めます。

基本施策 3 福祉用具などの普及促進・利用支援・開発支援

○補装具・日常生活用具などの福祉用具の普及と、適切な支給に努めます。

○札幌市内の中小企業者等が行う、健康・福祉関連分野の新製品・新技術の開発を促進します。

重点取組

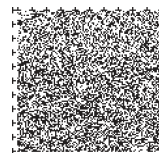
◆補装具費の支給、日常生活用具の給付

障害者総合支援法に基づき、身体に障がいのある人の身体機能を補完または代替し、職業その他日常生活の能率向上を図るため、補装具・日常生活用具を適切に支給します。

⇒ 障がい福祉計画の部（103ページ）もご覧ください。

◆福祉用具の普及（展示など）

身体に障がいのある人が用いる補装具、日常生活用具、自助具等の普及を目的に福祉用具の常設展示コーナーを設け、福祉用具に関する各種相談に応じるなど、普及に努めます。



◆ 札幌型ものづくり開発推進事業

「健康・福祉関連分野」等を対象とした、市内中小企業者が行う新製品・新技術の開発を支援します。

基本施策 4 地域福祉を担う人材育成・確保

○ 各種研修の実施やボランティア活動に対する支援などを通じて、地域福祉活動を担う人材の育成に努めます。

重点取組

◆ ボランティア活動への支援（再掲）

⇒ 16 ページ参照

◆ 福祉サービス提供事業者等に対する研修の充実（再掲）

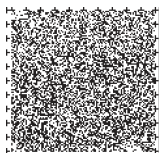
⇒ 15 ページ参照

◆ ボランティア等の地域福祉力を活用した支援体制の充実の検討（再掲）

⇒ 22 ページ参照

◆ 元気なまちづくり支援事業

区や地域の特性を活かした元気で魅力あふれる地域づくりの推進を目的として、区の創意工夫や裁量によって、障がいのある人をはじめ市民が主体的に行う地域課題解決に向けた取組に対する支援を行います。



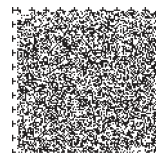
かんれんけいかく ぶん や せいかつ し えん
関連計画 (分野 2 : 生活支援)

さっぽろ し ち いきふく し しゃかいけいかく
◆札幌市地域福祉社会計画

さっぽろ し じゅうたく ま す た ー び ら ん
◆札幌市住宅マスタープラン 2011

さっぽろ し し みん かつどうそくしん き ほんけいかく
◆札幌市市民まちづくり活動促進基本計画

さっぽろ し さんぎょうしんこう び じ ょ ん
◆札幌市産業振興ビジョン



ぶんや 分野3 ほけん いりょう 保健・医療

げんじょう かだい 〈現状と課題〉

こどもがすこやかにそだつよう、しょうがいの原因となる疾病のしゅべい 早期発見がはかされるたいせい や、きめ細かにそうだん を受けられる体制がひつよう が必要です。

しょうがいのあるひとがみづかちいき あんしん 地域で安心しててきせつ いりょう を受けることができるよう、いりょうたいせい 医療体制のじゅうじつ 充実や、しょうがいの理解を医療りょうきかん 機関に対していっそうそくしん 一層促進するひつよう 必要があります。

せいしん しょうがいのあるひと あんしん ちいきせいかつ おく 精神にしょうがいのあるひと あんしん ちいきせいかつ おく 精神にしょうがいのあるひとがあんしんしてちいきせいかつ おく 地域生活を送ることができるよう、せいしん か いりょう きゅうきゅう いりょうたいせい せいび はか ひつよう 精神科医療における救急医療体制の整備をはかす必要があります。また、かんが 精神障がい者に対する医療費について、ふ たんけいげん もと こえ よ その負担軽減を求めめる声が寄せられています。

◆ きほんほうしん 基本方針

きほんほうしん 1 けんこう 健康づくりやかくしゅけん さ かん 各種検査に関するふ きゅう 普及・けいはつ 啓発をすいしん 推進し、しょうがいの原因となる疾病のしゅべい 予防、早期発見・早期療育をはか 図ります。

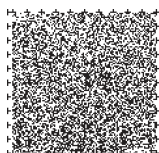
きほんほうしん 2 しょうがいのあるひと たい ほけん いりょう さ ー び す じゅうじつ 障がいのある人に対する保健・医療サービスの充実を はか 図り、ちいきせいかつ しえん 地域生活を支援します。

◆ きほんし さく 基本施策

きほんし さく 1 しょうがいの原因となる疾病のしゅべい 予防対策、早期発見

きほんし さく 2 しょうがいの理解を医療りょうきかん 機関に対していっそうそくしん 一層促進するひつよう 精神障がい者に対する医療費について、ふ たんけいげん もと こえ よ その負担軽減を求めめる声が寄せられています。

きほんし さく 3 せいしん ほけん いりょうじゅうじつ 精神保健・医療の充実



基本施策 1

障がいの原因となる疾病の予防対策、早期発見

○保健・医療・福祉の連携により、障がいの原因となる疾病の予防、早期発見を図ります。

〈重点取組〉

◆妊婦支援相談事業

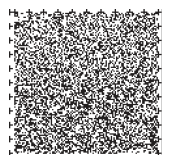
妊娠届出書を提出した全妊婦を対象として、障がいの原因となる疾病の予防及び出産後の児童虐待予防のために、母子健康手帳交付時に妊婦と面接し、リスクアセスメント（危機評価）を実施することでハイリスク妊婦を早期に把握し、安心・安全な妊娠、出産のための継続的な支援を行います。

◆母子関連マス・スクリーニング検査

新生児や乳幼児を対象にした障がいの原因となる疾病を早期に発見し、発症を未然に防止するためのマス・スクリーニング検査（集団検査）や、妊婦を対象にした甲状腺機能検査を行い、早期治療に結びつけます。また、母子保健情報を共有化するとともに、医療機関、関連大学医学部、保健所・保健センターおよび衛生研究所との緊密な連携により、迅速かつ適切な患者の診断・治療に結びつけていきます。

◆乳幼児健康診査

4か月児、10か月児（再来）、1歳6か月児、3歳児、5歳児の子どもに対して健康診査を実施することにより、運動機能、視聴覚等の障がい、精神発達の遅滞等を早期に発見し、適切



な指導を行い、心身障がいの進行を未然に防止するとともに、育児に関する指導を行い、もって乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。

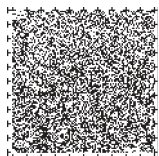
- ◆子どものころとからだに関する医療提供体制の充実
障がいの原因となる疾病の早期発見、早期療育や重複障がい児への適切な医療支援体制を構築するため、平成27年4月に児童心療センターと発達医療センターの機能を統合した子ども心身医療センターを開設します。

基本施策2 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実

- 心身の障がいの軽減を図る医療や、医療費負担の軽減を目的とする各種給付事業を引き続き行い、障がいのある人に対する医療の充実に図ります。
- 難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）に基づき、難病患者に対する医療の充実に図るとともに、福祉施策等との連携により、相談支援体制の充実に努めます。
- 医療的ケアが必要な重度障がいのある人に対する保健・医療・福祉の連携体制の充実に図ります。
- 札幌市独自の望ましい医療体制の構築に向けた取組を進めます。

重点取組

- ◆自立支援医療費の支給
障がいのある人に対し、その心身の障がいの軽減を図り、自立した日常生活を営むために必要な医療について、自立支援



いりょうひ てきせつ しきゅう おこな
医療費の適切な支給を行います。

また、自立支援医療に係る適正な費用負担のあり方について、障がいのある人の医療費の負担軽減が図られるよう、国に対して働きかけていきます。

◆ じゅうどしんしんしょう しゃ いりょうひ じよせい
重度心身障がい者医療費助成

じゅうどしんしんしょう ひと たい いりょうひ いちぶ じよせい
重度心身障がいのある人に対して医療費の一部を助成することで、
じゅうどしんしんしょう ひと ほけん こうじょう きよ ふくし ぞう
重度心身障がいのある人の保健の向上に寄与するとともに福祉の増
しん はか
進を図ります。

◆ いりょうてきけ あ ひつよう じゅうしょうしんしんしょう ひと たい ちいきせいかつ しえん
医療的ケアが必要な重症心身障がいのある人に対する地域生活支援
じゅうじつ けんとう さいけい
の充実の検討（再掲）

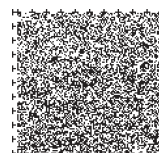
⇒ 21 ページ参照

◆ さっぽろ いりょうけいかく すいしん
さっぽろ医療計画の推進

しみん しょうがい とお けんこう あんしん く しゃかい じつげん
市民が生涯を通して健康で安心して暮らすことのできる社会の実現
む いりょうたいせい こうちく きほんりねん いりょうけいかく もと
に向けた医療体制の構築を基本理念とするさっぽろ医療計画に基づ
き、基本理念の実現に向けた施策の推進に取り組みます。

◆ けんこう さっぽろ 21 すいしん
健康さっぽろ 21 の推進

しみん ちいき なか こころゆた せいかつ
「市民が地域とのつながりの中で、すこやかに心豊かに生活できる
しゃかい じつげん きほんりねん さっぽろ しけんこう きほんけいかく けんこう
社会の実現」を基本理念としている札幌市健康づくり基本計画「健康
さっぽろ 21」において、全体目標の一つに「健康格差の縮小」を掲げ、
しっぺい しょう うむとう しょうがい ひと
疾病や障がいの有無等にかかわらず、生涯にわたりその人らしくすこ
やかに生きがいのある社会の実現を目指します。



- 通院による精神科医療に係る自立支援医療費の支給を行い、精神に障がいのある人に対する医療の充実を図ります。
- 精神科医療における救急医療体制の充実を図ります。
- 精神に障がいのある人やその家族に対する相談支援体制の充実を図ります。

重点取組

◆自立支援医療費（精神通院医療）の支給

精神に障がいがあり、通院による精神医療を継続的に要する病状にある人に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行います。

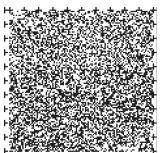
また、自立支援医療に係る適正な費用負担のあり方について、障がいのある人の医療費の負担軽減が図られるよう、国に対して働きかけていきます。

◆精神科救急情報センター運営

精神障がいのある人やその家族から、電話により精神科受診に係る緊急相談を受け、かかりつけ精神科病院又は精神科当番病院の紹介などを行います。また、精神科救急の円滑な推進のため、警察・消防・医療機関等の関係機関との調整を図ります。

◆ほっとけない・こころ推進事業（自殺総合対策事業）

札幌市において年間400人を超える自殺死亡者を一人でも多く減らすため、面談や電話による相談支援、市民一人ひとりが



「ゲートキーパー」(※)になることを目指した人材養成等の各事業をおこな
行います。

※ゲートキーパー

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話をきいて、必要な支援につな
げ、見守る人のことです。特別な資格はいりません。

◆精神科救急医療体制の充実

緊急的に精神科医療を必要とする市民が、迅速かつ適切な医療を受け
ることができるように、整備された精神科救急医療体制の安
定的な維持と、さらなる充実を図ります。

特に、精神科初期救急医療の取組として平成26年度から札幌市
で導入した全国初の取組となる「こころの安心カード」の普及啓発や、
より円滑な精神科救急医療体制のあり方などを検討します。

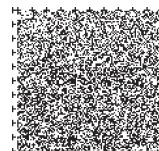
関連計画 (分野3：保健・医療)

◆札幌市子ども未来プラン

◆さっぽろ医療計画

◆健康さっぽろ21

◆札幌市自殺総合対策行動計画 (札幌ほっとけない・こころのプラン)



ぶん や せい かつ かん きょう
分野 4 生活環境

げん じょう か だい
〈現状と課題〉

へい せい ねん せい てい ばり あ ふ り しん ぽう へい せい ねん
平成 18 年に制定されたバリアフリー新法をうけ、平成 21 年に
しん さつ ぼろ し ばり あ ふ り き ほん こう そう さく てい し ない じゅう てん せい び
新・札幌市バリアフリー基本構想を策定し、市内 53 の重点整備
ち く せつ てい し せつ ばり あ ふ り か すい しん
地区を設定し、施設のバリアフリー化を推進しています。

ち い き せい かつ おく し えい じゅう たく ぐ る ー ぶ ほ ー む
また、地域生活を送るうえで、市営住宅やグループホームなど
す まい の ば かく ほ もと
の住まいの場の確保が求められています。

き ほん ほう しん
◆基本方針

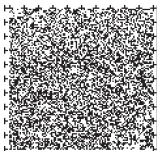
き ほん ほう しん すべ し みる あん しん かいて き く すす
基本方針 1 全ての市民が安心して快適に暮らせるまちづくりを進
めます。

き ほん し さく
◆基本施策

き ほん し さく ばり あ ふ り もと すい しん
基本施策 1 バリアフリーに基づくまちづくりの推進
き ほん し さく す まい かく ほ
基本施策 2 住まいの確保

き ほん し さく ばり あ ふ り もと すい しん
基本施策 1 バリアフリーに基づくまちづくりの推進

すべ し みる し き つう あん しん あん ぜん く
○全ての市民が四季を通じて安心して安全に暮らすことができるよう、
ばり あ ふ り しん ぽう さつ ぼろ し ふく し じょう れい もと けん ちく ぶつ
バリアフリー新法や札幌市福祉のまちづくり条例に基づき、建築物や
どうろ ばり あ ふ り か すす おお ひと あん ぜん かいて き
道路のバリアフリー化を進めるとともに、より多くの人安全・快適
りょう ゆ に ば さる で ざい ん すす
に利用できるユニバーサルデザインによるまちづくりを進めま
す。



じゅうてんとりくみ
〈重点取組〉

◆福祉のまちづくり推進会議

すべての市民が安心して快適に暮らせるまちづくりを進めるため、市民や事業者等から幅広く意見を聞き、ともに考えながら、福祉のまちづくりを総合的に推進します。

◆優しさと思いやりのバリアフリーの推進

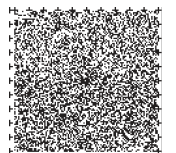
札幌市が新たに施設を整備する際に、障がいのある人や高齢者の力を借りて、人の目や感覚で確認していく「公共施設のバリアフリーチェックシステム」と、多くの人々が利用する建築物の事故を未然に防ぎ、障がいのある人や高齢者にとって安全で使いやすい施設となるように、危険な施設を早期に発見するための「危険施設等通報システム」の運用を行います。

◆バリアフリー基本構想に基づく整備推進

新・札幌市バリアフリー基本構想に基づき、全ての人が安心して暮らし、分け隔て無く社会活動に参加できるまちづくりを目指し、総合的かつ一体的なバリアフリー化をさらに促進します。

◆交通バリアフリー推進事業

障がいのある人や高齢者等が公共交通機関を利用して移動する際の利便性及び安全性の向上の促進を図るため、公共交通事業者が行うバリアフリー化整備について補助を行うことで、各管理者と連携しながら取組を進めます。



◆ 歩道バリアフリー整備事業

誰もが安心して歩行できる歩道を提供するため、重点的に整備するべき地区の生活関連経路の歩道バリアフリー化を推進します。

◆ 安全・安心な公園再整備事業

障がいのある人や高齢者など誰もが快適に利用できる公園整備を進めます。出入口・園路段差解消や階段の手すり設置、ベンチなどの休憩施設、身障者対応型便所の改修等を行います。

◆ 市有施設の保全改修に併せたバリアフリー改善の推進

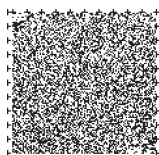
オストメイト対応トイレの設置や点字ブロックの敷設など、既存の市有施設の保全改修に併せて、バリアフリー改善を進めます。

◆ 地下鉄・市電における安全対策等

地下鉄駅ホームに可動式ホーム柵を設置し、ホームからの旅客転落事故や列車接触事故などを防止することに努め、障がいのある人や高齢者等が安全で安心して地下鉄を利用できるよう取組を進めます。
また、路面電車停留場のバリアフリー化・新型低床車両導入など、すべての人にやさしい施設整備を行います。

◆ 安全な自転車利用環境の推進

歩道上における歩行者との交錯や迷惑駐輪による歩行環境の悪化などの課題解消を目指し、障がいのある人をはじめ市民にとって「安全な自転車利用環境の実現による魅力的なまちづくり」を目標として、自転車・歩行者・自動車それぞれが安心・安全に通行できる環境を実現するため、「自転車走行空間の明確化」、「総合的



ちゅうりんたいさく すいしん、るーる まなー こうかてきしゅうち けいはつ はか
な駐輪対策の推進]、「ルール・マナーの効果的な周知と啓発」を図り
ます。

◆ くるまい すししょうしゃむ しえいじゅうたく せいび さいけい
車椅子利用者向け市営住宅の整備 (再掲)

⇒ 38 ページ参照

◆ ふくし しせつせいび しきんゆうし みんかん しせつかいぜん しきんかしつけきんとう
福祉のまちづくり施設整備資金融資 (民間施設改善資金貸付金等)

みんかん じぎょうしゃ こうきょうてきしせつ せいび かいぜん すいしん しょう
民間事業者による公共的施設の整備、改善を推進するため、障が
い者対応エレベーター、車いす利用者用トイレ、外部出入口の自動ド
ア設置等のバリアフリー化工事に対して、金融機関との協調融資を
おこな
行います。

【参考】 さんこう ばりあふりー ゆにばーさるでざいん
バリアフリーとユニバーサルデザイン

● ばりあふりー
バリアフリー

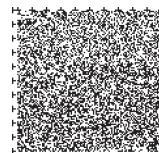
たてもの どうろ しょう ひと こうれいしゃ りょう
建物や道路などにおいて、障がいのある人や高齢者の利用にも
はいりよ せつけい
配慮した設計のこと。

● ゆにばーさるでざいん
ユニバーサルデザイン

しょう ひと こうれいしゃ とくべつ しょう
障がいのある人や高齢者のための特別な仕様をつくるのではな
く、さいしょ おお ひと たよう にーず はんえい たてもの
最初から多くの人の多様なニーズを反映してつくられた建物・
せいひん
製品のこと。

きほんしざく す かくほ
基本施策 2 住まいの確保

○ しょう ひと ちいき あんしん く
障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、
ぐるーぷほーむ せいびとう す ば じゅうじつ はか
グループホームの整備等により住まいの場の充実を図るとと



もに、地域や住宅関係事業者等に対し、障がいのある人への理解を促進します。

重点取組

◆ あんしん貸貸支援事業の普及

民間の住宅関係事業者に対して「あんしん貸貸支援事業」の周知を行い、高齢者や障がいのある人などを受け入れる民間賃貸住宅の登録を促します。

※ あんしん貸貸支援事業

高齢者や障がいのある人、外国人及び子育て世帯に対して、入居を受け入れる民間賃貸住宅、仲介をサポートする協力店、入居者の居住支援を行っている支援団体の情報を提供することで、民間賃貸住宅探しや居住支援を行う事業。

◆ グループホーム等の整備推進（再掲）

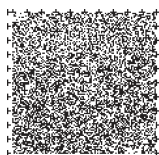
⇒ 24 ページ参照

◆ 住宅確保要配慮者に対する居住の安定確保の取組

市営住宅抽選時の優遇や、あんしん貸貸支援事業の普及などにより、公的賃貸住宅と民間住宅の市場全体で住宅セーフティネット（安全策）を構築し、高齢者、障がいのある人など住宅確保要配慮者の居住の安定確保を目指します。

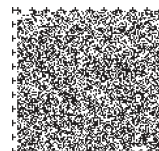
◆ 車椅子利用者向け市営住宅の整備

恒常的に車椅子を使用している障がいのある人のための住戸を、市営住宅の一部に整備します。



かんれんけいかく ぶん や せいかつかんきょう
関連計画 (分野 4 : 生活環境)

- ◆ しん さっぽろし ばり あふりー きほんこうそう
新・札幌市バリアフリー基本構想
- ◆ しん さっぽろし ばり あふりー とくていじぎょうけいかく
新・札幌市バリアフリー特定事業計画
- ◆ さっぽろし こうつうじぎょうけいえいけいかく
札幌市交通事業経営計画
- ◆ さっぽろし じゅうたくますたーぷらん
札幌市住宅マスタープラン 2011
- ◆ さっぽろし じてんしゃりようそうごうけいかく
札幌市自転車利用総合計画



げんじょう かだい
〈現状と課題〉

ふあん かか おや しんじょう よ そ しょう げんいん
不安を抱える親の心情に寄り添いながら、障がいの原因となる
しつぺい そう きはっけん そう きりょういく と く ひつよう かんが
疾病の早期発見・早期療育に取り組む必要があると考えられます。

ししょう こ ようちえん ほいくえん じどうかいかん
障がいのある子どもが、幼稚園、保育園、児童会館などにおい
ても、必要な支援を受けながら障がいのない子どもとともに過ご
せるような体制に努める必要があります。

す な ちいき がっこう ひとり に ー ず おう てき
また、住み慣れた地域の学校で、一人ひとりのニーズに応じた適
せつ しえん う かんきょう すす ひつよう かんが
切な支援が受けられる環境づくりを進める必要があると考えられ
ます。

ししょう こ ほんにん たい しえん おや たい せいしんてき
障がいのある子ども本人に対する支援のほか、親に対する精神的
ふ おる ー ペ あれんとめんたー おこな りょういくめん そう
なフォロー（ペアレントメンター（※））を行うなど、療育面での相
だん しえんたいせい じゅうじつ ひつよう いけん よ
談支援体制を充実することが必要との意見が寄せられております。

ペ あれんとめんたー
※ペアレントメンター

⇒ 23 ページ参照

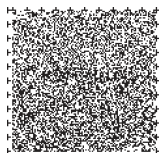
へいせい ねんどししょう じしやじつたいとうちょうさ
〈平成25年度障がい児者実態等調査から〉

こんご きょういく りょういく ちから
今後の教育や療育について力をいれるべきこと

ぎ む きょういくしゅうりょうご しんろ しゅうしょくさき かくほ しょう じちょうさ
・義務教育終了後の進路（就職先）の確保（障がい児調査
49.0%）

ししょう おう きょういくないよう じゅうじつ しょう じちょうさ
・障がいに応じた教育内容の充実（障がい児調査 45.9%）

つうじょう がっきゅう ほいくじょ ようちえん うけいれ じゅうじつ しょう じちょうさ
・通常の学級、保育所、幼稚園での受入の充実（障がい児調査
33.1%）



◆基本方針

基本方針 1 療育、教育、医療、福祉、雇用等の関係機関の連携のもと、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援体制の充実を図ります。

基本方針 2 障がいのある子どもが障がいのない子どもとともに、住み慣れた地域で、個々のニーズに応じた適切な支援が受けられる環境づくりを推進します。

◆基本施策

基本施策 1 ライフステージに応じた相談支援体制の充実

基本施策 2 早期療育の充実

基本施策 3 学校教育の充実

基本施策 4 卒業後の支援

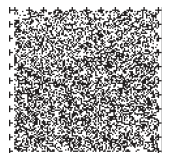
基本施策 1 ライフステージに応じた相談支援体制の充実

○ 療育や教育について、家庭が抱える多様なニーズに対応した様々な相談窓口を設置し、相互に連携しながらライフステージに応じた相談支援体制の充実を図ります。

＜重点取組＞

◆幼児教育相談

発達に心配のある幼児や子育てに関して、幼児教育センターにおける来所相談のほか、各区の市立幼稚園を会場とし



た「^{ち いききょういくそうだん}地域教育相談」^{じっし}を実施します。

◆^{ひとりひとり}一人一人が^{まな}学び^{そだ}育つための^{きょういくてきしえん}教育的支援^{じゅうじつ}の^{さいけい}充実（再掲）

⇒ ^{ページさんしょう}46 ページ参照

◆^{じどうふくし そうだん}児童福祉相談・^{しえんたいせい}支援体制^{きょうか}の強化

^{じどうそうだんじょ}児童相談所の^{しせつ}施設・^{せつび}設備の^{かくじゅう}拡充や^{せんもんしよく}専門職の^{ぞういん}増員を^{しや}視野に^い入れた^{きのう}機能強化を進めるほか、^{じどうふくし}児童福祉に関する^{かん}様々な^{さまざま}機関との^{きかん}効果的^{こうかてき}な^{れんけい}連携が^{はか}図られるよう、^{じどうそうだんじょおよ}児童相談所及び^く区における^{じどうふくし}児童福祉相談・^{しえんたいせい}支援体制を^{きょうか}強化していきます。

◆^こ子どもの^{けんり}権利^{きゅうさい}救済^{きかん}機関^{うんえい}の運営

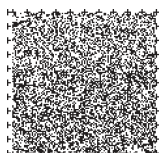
^{いじめ}いじめや^{さべつ}差別などの^{しんこく}深刻な^{けんり}権利侵害^{しんがい}だけでなく、^こ子どもに^{かか}関わる^{さまざま}様々な^{なや}悩みを受けるとともに、^{きゅうさい}救済の^{もうした}申立て^{とう}等^{もと}に基づき、^{こうてきだいさんしゃ}公的第三者^{たちば}の^{かんけい}立場で、^{きかん}関係機関への^{じじつかくにん}事実確認^{ちょうさ}の^{かんけいしゃかん}調査や^{ちょうせいとう}関係者間の^{おこな}調整等を行います。

◆^{はったつしょうがいしゃ}発達障害者^{しえんたいせいせいび}支援体制整備事業^{じぎょう}（再掲）^{さいけい}

⇒ ^{ページさんしょう}22 ページ参照

^{きほんしさく}基本施策 2 ^{そうきりょういく}早期療育^{じゅうじつ}の充実

○^こ子どもの^{しょう}障がい^{じょうきょう}の^{おう}状況^{はいりよ}に応じた^{しょう}配慮^こをしながら、^{しょう}障がい^このない子どもとともに^{せいちょう}成長^{かんきょう}していく^{すす}環境づくりを進めます。



- 子ども・子育て支援法に基づく施策や母子保健施策と福祉施策の連携により、障がい児支援の体制整備を図ります。
- 児童福祉法に基づく障害児通所支援サービスの円滑な提供と質の確保に努めます。
- 児童発達支援センターを地域における中核的支援施設と位置付け、児童発達支援事業所等との連携による重層的な支援を推進します。
- 障害児入所施設において、虐待を受けた障がい児への対応を含め、様々なニーズへの対応を図ります。

じゅうてんとりくみ
〈重点取組〉

◆私立幼稚園特別支援教育事業

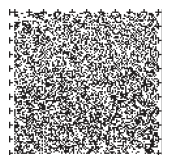
私立幼稚園で特別な教育的支援を必要とする幼児の円滑な受け入れを促進するため、幼児教育支援員が私立幼稚園を訪問し、個別の指導計画の作成支援や教育相談、特別支援担当者向け研修会を実施するなどして教育の充実を図り、適切な保育環境を提供します。

◆障がい児保育巡回指導

保育が必要な心身に障がいのある児童を、障がいのない児童とともに集団保育をすることにより、成長発達を促進するとともに児童福祉の増進を図ります。実施保育所においては、障がい児保育の充実を図るため、巡回指導を行い、必要に応じて保育者または保護者に対して指導、助言を行います。

◆放課後児童クラブ等における障がい児の受け入れ

障がいのある児童の健全育成及び保護者に対する支援として、障がいのある児童を受け入れている館に指導員を加配で



きるようにするなどし、子どもの障がいに応じた配慮をしながら、障がいのない児童と同じように児童会館及びミニ児童会館を利用できる環境づくりを進めます。

また、民間児童育成会についても、保護者が就労等している障がいのある児童を登録している場合は助成金を加算するなど、各会における受入れの促進を図ります。

◆療育指導（療育支援事業、先天性障がい児早期療育事業）

発達に心配のある子どもを対象に、子どもの状態に応じた療育を実施すると同時に保護者の複雑で不安な気持ちを受け止め、障がいの気づきができるように働きかけ、個々の子どもに合った進路を共に考え必要な情報を提供します。

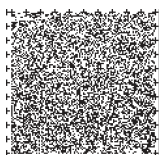
また、先天性障がいのある乳幼児についても、保護者の不安な気持ちを受け止め、子どもの心身の発達を促すとともに、育児全般に必要な情報の提供を行います。

◆障害児通所支援サービスの円滑な提供

児童福祉法に基づき、身近な地域における通所支援として「児童発達支援」、放課後等の居場所づくりとして「放課後等デイサービス」、保育所等の安定した利用を促進するための「保育所等訪問支援」を円滑に提供します。

◆児童発達支援センターの機能充実

児童福祉法に基づき、肢体不自由児や知的障がい児に対する身近な療育の場として機能訓練や療育指導などを行うとともに、地域の障がい児や保護者に対して支援を行います。



また、^{ち い き}地域における^{ちゅうかくてき し えん し せつ}中核的支援施設として、^{じ どうはったつ し えん じ ぎょうしよ}児童発達支援事業所
^{とう れんけい そうだん し えん き の う じゅうじつ はか}等との連携による相談・支援機能の充実を図ります。

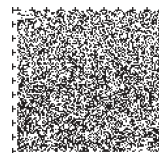
◆^{こ はったつ し えん そうごう せ ん た - かいせつ とう}子ども発達支援総合センターの開設等

^{こ しんしん じょうきょう おう いりょう ふくし りょうめん てきせつ し えん}子どもの心身の状況に応じ、医療・福祉の両面から、適切な支援を
^{ていきょう もくてき こ しんしん いりょう せ ん た - ちゅうしん}提供することを目的に、子ども心身医療センターを中心とし、4つ
^{じ どうふくし し せつ しゅうやく こ はったつ し えん そうごう せ ん た - かいせつ}の児童福祉施設を集約した子ども発達支援総合センターを開設しま
す。

また、この^{せ ん た - さっぽろ し ぜんたい じ どうりょういく かん ちゅうかく し せつ}センターは、札幌市全体の児童療育に関する中核施設
として、^{かくち い き じ どうりょういく おこな じ ぎょうしよとう れんけい そくしん}各地域の児童療育を行う事業所等と連携を促進しながら、
^{さっぽろ し ぜんたい じ どうりょういく き の う こうじょう め ざ}札幌市全体の児童療育機能の向上を目指します。

基本施策3 ^{がっこうきょういく じゅうじつ}学校教育の充実

- ^{とくべつ きょういくてき し えん ひつよう じ どうせい と ち い き がっこう まな}特別な教育的支援を必要とする児童生徒が地域の学校で学べるよう、
^{きょういくかんきょう せいび すいしん}教育環境の整備を推進します。
- ^{きょういく ふくし し さく れんけい しゅうがく じ およ そつぎょう じ し えんたいせい}教育と福祉施策の連携により、就学時及び卒業時における支援体制
^{えんかつ い こう よう ち えん がっこう しょうがい じ つうしよ し えん じ ぎょうしよとう れんけい はか}の円滑な移行、幼稚園・学校と障害児通所支援事業所等の連携を図
ります。
- ^{しやう こ こ おな ば とも まな}障がいのある子どもとない子どもができるだけ同じ場で共に学ぶこと
^{め ざ いんくる - し ぶ きょういく し す て む こうちく む くに とりくみ ふ}を目指したインクルーシブ教育システム構築に向けた国の取組を踏
^{ひとりひとり きょういくてき に - ず おう し どう ていきょう}まえつつ、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を提供できるよう、
^{たよう じゅうなん し くみ すす}多様で柔軟な仕組づくりを進めていきます。



じゅうてんとりくみ 〈重点取組〉

◆一人一人が学び育つための教育的支援の充実

とくべつ きょういくてきしえん ひつよう じどうせいと ここ ちから さいだいげん
特別な教育的支援を必要とする児童生徒が、個々のもつ力を最大限
はつき さぽーとふあいる
に発揮できるよう、「サポートファイルさっぽろ」(※1) や、「学び
のサポーター」(※2) の活用により一人一人に応じた教育的支援の
じゅうじつ はか
充 実を図ります。

※1 サポートファイルさっぽろ

⇒ 23 ページ参照

※2 学びのサポーター

とくべつ きょういくてきしえん ひつよう じどうせいと たい きょういん ほじょ
特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、教員の補助
がっこうせいかつおよ がくしゅう おこな ひつよう しえん おこな ゆう
として、学校生活及び学習を行ううえで必要となる支援を行う有
しょうぼらんていあ
償 ボランティア。

◆地域で学び育つための教育環境の整備

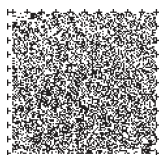
とくべつ きょういくてきしえん ひつよう じどうせいと きよじゅう みぢか ちいき てき
特別な教育的支援を必要とする児童生徒が居住する身近な地域で適
せつ しえん う
切な支援を受けることができるよう、特別支援学級や通級指導教室
せいび すいしん
の整備を推進します。

◆市立高等支援学校における教育の充実

しりつこうとう しえんがっこう きょういく じゅうじつ
市立高等支援学校において、就労促進を図るための教育内容の見直
しりつこうとう しえんがっこう しゅうろうそくしん はか きょういくないよう みなお
し等について検討を進めます。

◆市南部への高等支援学校の整備【新規】

しなんぶ こうとう しえんがっこう せいび しんき
市内及び近郊の高等支援学校が市北部に偏在していることに伴い、
しなんぶ ざいじゅう せいと えんきより つうがく かいぜん へいせい
市南部に在住している生徒の遠距離通学を改善するため、平成
ねん がつ かいこう む まこまないしょうがっこうあとち こうとう しえんがっこう
29年4月の開校に向けて、真駒内小学校跡地に高等支援学校



しんちくせいび
を新築整備します。

基本施策 4 卒業後の支援

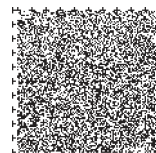
- ハローワークなどの関係機関との連携のもと、卒業後、就労につながるための支援の充実を図ります。
- 卒業後も地域で安心して生活することができるよう、福祉サービスの利用につなげるなど、相談支援体制の充実を図ります。
- 卒業後も社会生活によりよく対応できるよう、学びの機会や場の充実について検討をします。

重点取組

- ◆市立高等支援学校における教育の充実（再掲）
⇒ 46 ページ参照
- ◆就労相談支援体制の充実（障がい者就業・生活相談支援事業）（再掲）
⇒ 49 ページ参照
- ◆相談支援事業の充実（再掲）
⇒ 20 ページ参照

関連計画（分野5：教育・発達支援）

- ◆札幌市教育振興基本計画
- ◆札幌市子ども未来プラン
- ◆札幌市児童相談体制強化プラン



分野6 雇用・就労

〈現状と課題〉

障がい者雇用を促進するには、国の障がい者雇用施策を中心に、関係機関が連携して取り組む必要があります。

障がいのある人が当たり前に働けるよう、企業等に対する障がい者雇用についての情報提供の充実や、理解促進を図るなど、雇用の場の確保に向けた取組が求められています。

また、就労支援事業所などの福祉的就労の場の充実や、工賃水準の向上が求められています。

〈平成25年度障がい児者実態等調査から〉

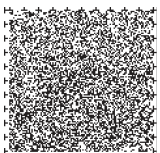
仕事を続ける（あるいは始める）うえで必要なこと

- ・ 自分に合った仕事や働く場を見つけてくれるところがある
(障がい者調査 39.8%、難病患者調査 36.4%)
- ・ 勤務時間が調整できる (障がい者調査 25.3%、難病患者調査 40.9%)
- ・ 職場で仕事がしやすいよう支援してくれる (障がい者調査 28.5%)

◆基本方針

基本方針 1 障がいのある人それぞれに合った就労支援を、雇用・福祉・教育等の関係機関と連携して取り組み、支援の充実・強化を図ります。

基本方針 2 障がいのある人の一般就労への移行を推進し、雇用の定着を図るほか、福祉的就労への支援



じゅうじつ こうちんすいじゅん こうじょう はか
を充実し、工賃水準の向上を図ります。

◆基本施策

基本施策 1 ここ に 一 ず たいおう しゅうろうそうだん し えんたいせい じゅうじつ
個々のニーズに対応した就労相談支援体制の充実

基本施策 2 こよう ば かくじゅう いっぱんしゅうろう ふくしてきしゅうろう
雇用の場の拡充（一般就労、福祉的就労）

基本施策 3 ふくしてきしゅうろう こうちんこうじょう
福祉的就労における工賃向上

基本施策 4 ふくし しせつ いっぱんしゅうろう いこうすいしん
福祉施設から一般就労への移行推進

基本施策 1 ここ に 一 ず たいおう しゅうろうそうだん し えんたいせい じゅうじつ 個々のニーズに対応した就労相談支援体制の充実

○国の障がい者雇用推進部署（ハローワーク等）などの関係機関と連携し、障がいのある人の雇用促進に向けた相談支援体制の充実を図ります。

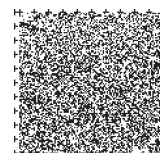
じゅうてんとりくみ 〈重点取組〉

◆就労相談支援体制の充実（障がい者就業・生活相談支援事業）

障がいのある人の雇用の促進と就労の安定を図るため、就業や日常生活の支援を行うとともに、ハローワーク等の関係機関と連携して、「ジョブサポーター」（※）や支援員による雇用促進・職場定着支援を図ります。

※ジョブサポーター

障がいのある人の就労支援や職場定着を図るために、職場に向いて障がいのある人や雇用主に助言などを行う支援員のこと。



◆ 障がい者就業支援事業

国との共催により、障がい者就職面接会を開催し、より多くの企業との情報交換の場を提供することにより、障がいのある人の就業活動を支援し、雇用促進を図ります。

基本施策 2 雇用の場の拡充（一般就労、福祉的就労）

○ 国の障がい者雇用施策と連携し、障がいのある人の雇用の場の確保に努め、就職や職場定着のための支援の充実を図ります。

重点取組

◆ 障がい者協働事業

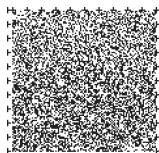
障がいのある人を5人以上雇用し、他の従業者からサポートを受けながら共に働くことにより、事業としての収益性を確保しつつ、障がいのある人の継続した雇用の場となる「障がい者協働事業」の運営経費に対する補助を行います。

札幌市役所や札幌市社会福祉総合センター、中央図書館のロビーに設置している「元気カフェ」は、この事業を活用して運営しています。

◆ 資源選別センターにおける雇用の場の提供

容器包装廃棄物の再資源化を図るにあたり、地域福祉社会の推進に寄与することを目的に、「びん・缶・ペットボトル選別業務」に従事する一部の方に知的障がいのある人を雇用し、就労の場を提供して

ます。



◆ 就労支援サービスの円滑な提供

障害者総合支援法に基づき、一般企業等への就労を希望する人や一般企業等での就労が困難な人に、知識及び能力の向上のための必要な訓練を行う就労支援サービスを円滑に提供します。

⇒ 障がい福祉計画の部（88、89 ページ）もご覧ください。

基本施策 3 福祉的就労における工賃向上

- 障害者総合支援法の就労支援サービスのほか、札幌市独自の取組により、障がい者施設（福祉的就労）における工賃の向上を図ります。

重点取組

◆ 製品の販路拡大支援

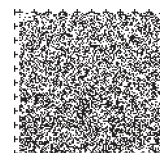
地域活動支援センター、地域共同作業所などの運営強化等を行うために、製品のレベルアップや運営面に対する指導等を行います。

また、障がいのある人が施設等でつくった製品を販売する常設店舗として「元気ショップ」を設置運営し、製品の購入を通じた市民の障がいに対する理解促進や、障がいのある人の工賃の増額を目指します。

なお、元気ショップについては、平成26年12月に、東西線コンコースから、南北線コンコースの大通交流拠点地下広場に移転し、より多くの市民に来店してもらうことを目指します。

◆ 発注機会の拡充、受注調整支援（元気ジョブアウトソーシングセンター運営事業）

障がい者施設等で行っている清掃・印刷などの役務提供



サービスや封かんなどの軽作業について、民間企業等への営業や、各施設への受注調整等を行うセンターを設置・運営し、障がいのある人の工賃向上を目指します。

◆ 障がい者施設等からの優先調達の推進

障害者優先調達推進法に基づいて、札幌市における障がい者施設等からの調達方針を毎年度策定し、庁内の各部局において調達を推進します。

◆ 元気デザイン向上事業

障がい者施設等の製品価値を向上させるため、障がい者施設等とクリエイターをマッチングし、デザイン向上の取組を支援します。

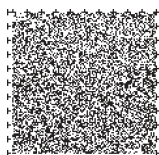
基本施策 4 福祉施設から一般就労への移行推進

- 障害者総合支援法の就労移行支援サービスのほか、札幌市独自の取組により、障がいのある人の一般就労への移行を推進します。
- 障がいのある人の職場実習等の機会の充実を図ります。

〈重点取組〉

◆ 障がい者の就労・雇用に対する理解促進（障がい者元気スキルアップ事業）

障がいのある人の一般就労の機会を確保し、職場定着率を高めるために、障がいのある人、福祉サービス事業所（特に就労支援系）、民間企業等に対して、より充実した研修を行うなど、



しょう しゃ こよう すいしん はか
障がい者雇用の推進を図ります。

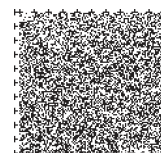
◆ しょうろう いこう しえん さーびす ていきょう
就労移行支援サービスの提供

しょうがいしゃ そうごう しえんほう もと いっぱんしょうろう ひつよう ちしきおよ のう
障害者総合支援法に基づき、一般就労のために必要な知識及び能
りよくこうじょう くんれん おこな しょうろう いこう しえん さーびす えんかつ ていきょう
力向上のための訓練を行う就労移行支援サービスを円滑に提供しま
す。

⇒ しょう ふくしけいかく ぶ (88 ページ) もごらん ください。

◆ しょうろう む くんれん しょうろうたいけん
就労に向けた訓練・就労体験

さっぽろ しゃくしょ し ない とくべつ しえんがっこう せいと う い
札幌市役所において、市内の特別支援学校から生徒を受け入れて、
しょうば じっしゅうしょうろうたいけん きかい もう しょうろう む しえん おこな
職場実習・就労体験の機会を設け、就労に向けた支援を行います。



ぶんや じょうほう こみゅにけーしょん
分野7 情報・コミュニケーション

げんじょう かだい
〈現状と課題〉

しょう とくせい はいりよ ほうほう じょうほうていきょう いし そつうしえん
障がいの特性に配慮した方法による情報提供、意思疎通支援が
もと
求められています。

しょう どうじしゃみずか ふくし さーびす せんたく ふくし
障がい当事者自らが福祉サービスを選択できるように、福祉に
かん じょうほうていきょうじゅうじつ ひつよう
関する情報提供を充実する必要があります。

きほんほうしん
◆基本方針

きほんほうしん じょうほう ばりあふりーか すいしん しょう とくせい おう じょう
基本方針 1 情報バリアフリー化を推進し、障がい特性に応じた情
ほうていきょう いし そつうしえん じゅうじつ ほか じりつ しゃかいさんか
報提供や意思疎通支援の充実を図り、自立と社会参加
しえん
を支援します。

きほんしさく
◆基本施策

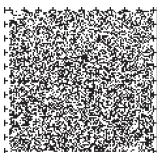
きほんしさく じょうほう ばりあふりーか すいしん
基本施策 1 情報バリアフリー化の推進

きほんしさく じょうほうていきょうじゅうじつ
基本施策 2 情報提供の充実

きほんしさく いし そつうしえんたいせい じゅうじつ
基本施策 3 意思疎通支援体制の充実

きほんしさく じょうほう ばりあふりーか すいしん
基本施策 1 情報バリアフリー化の推進

しょう ひと ししょう じょうほうでんたつ じょうほうしゆとく てんじ
○障がいのある人が支障なく情報伝達や情報取得ができるよう、点字や
おんせい かくだい もじ かんじ るび じょうほうつうしん こみゅにけーしょん
音声、拡大文字、漢字へのルビふり、情報通信やコミュニケーション
しえんばーど かつよう しょう とくせい おう はいりよ つと
支援ボードの活用など、障がい特性に応じた配慮に努めます。



※情報バリアフリー

だれ ひと じょうほうつうしん ゆうこう りよう かんきょう
誰もが等しく情報通信を有効利用できる環境をつくること。

じゅうてんとりくみ 〈重点取組〉

◆補装具費の支給、日常生活用具の給付（再掲）

⇒ 25 ページ参照

◆障がいのある人の情報通信に関する支援（障がい者ITサポートセンター）

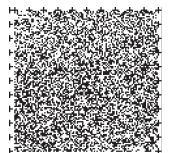
障がいのある人の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図るための総合的なサービス提供拠点として、「障がい者ITサポートセンター」を設置し、自立と社会参加を促進することを目的に、ITに関する利用相談や情報提供、パソコン講習の開催、パソコンボランティアの養成及び派遣を行います。

◆選挙における配慮（再掲）

⇒ 74 ページ参照

◆会議等における配慮（再掲）

⇒ 74 ページ参照



○冊子、音声、ホームページなど、様々な手段・媒体を活用し、障がい特性に配慮した情報提供の充実に努めます。

重点取組

◆広報誌、広報番組、ホームページなどを通じた広報（再掲）

⇒ 14 ページ参照

◆札幌市公式ホームページの管理運営

障がいのある人がホームページから情報を得やすいよう、アクセシビリティ（使いやすさ）の更なる向上を図るなど、ホームページ全体の使い勝手の向上に努めます。

◆福祉ガイド等の作成・配布、各種相談窓口の紹介（再掲）

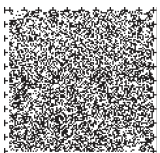
⇒ 71 ページ参照

◆点字・音声による情報提供

視覚に障がいのある人のために、広報さっぽろの点字版「点字さっぽろ」、録音版「声のさっぽろ」を発行するなど、市政情報の点字・音声による情報提供の充実に努めます。

◆様々な障がいに配慮した情報提供

特に、障がい福祉に関するパンフレットやガイドブックなどは、分かりやすい表現に心がけ、漢字へのルビ、専門用語等への注釈、二次元コードを付けるなど、読みやすくする工夫に努めます。



○障がい特性に応じた意思疎通支援体制の充実に努めます。

重点取組

意思疎通支援事業の円滑な提供

障害者総合支援法に基づく意思疎通支援について、適正かつ円滑なサービス提供に努めます。

⇒ 障がい福祉計画の部（102ページ）もご覧ください。

テレビ電話を活用した消費生活相談

聴覚障がいのある人が消費生活相談に訪れた場合に、テレビ電話を利用し手話通訳者を介して相談を行うことで、迅速な対応を図ります。

障 害福祉サービス事業 所等に関する空き情報の紹介について

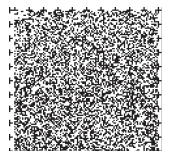
市内所在の障害福祉サービス事業 所等に関する空き情報をホームページで紹介することで、障がいのある人が事業所を選択する際の利便性の向上を図ります。

ホームページの運用については、各サービス提供事業所において情報を随時更新していただくなど、各サービス提供事業所の協力を得ております。

空き情報は、キーワード、事業所番号、法人名又は事業所名、事業所の所在区、サービスの種類など、様々な条件で検索することができます。

愛称 元気さーち

ホームページアドレス <http://www.sapporo-akijoho.jp/>



分野8 スポーツ・文化

〈現状と課題〉

みづか い し せんたく じんせい せいちょう かに
自らの意思と選択によって、人生のあらゆる成長過程で、それ
ひと きょう み かんしん せいかつりょういき おう かつどう がく
ぞれの人の興味・関心や生活領域に応じ、さまざまな活動や学
しゅう つづ じゅうよう
習を続けていくことが重要です。

しょう ひと す ぽ ー つ ぶん かげいじゅつかつどうとう おこな さい ひつ
障がいのある人がスポーツや文化芸術活動等を行う際には、必
よう はいりよ し えんとう ていきょう かんきょう せい び もと
要となる配慮や支援等が提供されるための環境の整備が求められ
ています。また、かつどう つう しょう ひと しょう
活動を通じて、障がいのある人と障がいのない
ひと こうりゅう しょう ひと たい り かい ふか じゅうよう
人が交流し、障がいのある人に対する理解を深めることが重要で
す。

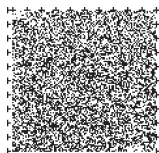
◆基本方針

き ほん ほう しん
基本方針 1 す ぽ ー つ ぶん かげいじゅつかつどうとう つう しょう ひと
スポーツや文化芸術活動等を通じて、障がいのある人
しょう ひと こうりゅう きかい じゅうじつ しょう
と障がいのない人との交流の機会を充実し、障がいの
ひと たい り かいそくしん ほか
ある人に対する理解促進を図ります。

き ほん ほう しん
基本方針 2 しょう しゃ す ぽ ー つ しょう しゃ ぶん かげいじゅつかつどう し えん
障がい者スポーツ、障がい者の文化芸術活動を支援し、
こころゆた ち いきせいかつ し えん
心豊かな地域生活を支援します。

◆基本施策

き ほん し さく
基本施策 1 す ぽ ー つ ぶん かげいじゅつかつどう しょうがいがくしゅうかつどう たい し えん
スポーツ・文化芸術活動・生涯学習活動に対する支援



○障がいのある人がスポーツや文化芸術活動に気軽に参加できるよう、施設のバリアフリー化や活動機会の充実に努めます。

重点取組

◆障がい者スポーツの振興

障害者スポーツ指導員の養成やスポーツ教室、クラブの紹介など、障がい者スポーツ団体が行う活動を支援することにより、障がい者スポーツの普及・振興を促進します。

◆障がい者スポーツ大会の開催

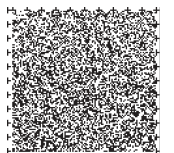
札幌市障がい者スポーツ大会を開催し、障がいのある人がスポーツを通じて、体力の向上や自立更生への意欲を高めるとともに、市民の障がいのある人に関する理解促進を図ります。

◆既存体育施設のバリアフリー化の推進

障がいのある人が広く気軽にスポーツ施設を利用できるようにするため、エレベーターの設置及び身障者用多目的トイレへの改修を行います。

◆さっぽろ市民カレッジ

総合的、継続的な学習機会を市民に提供するとともに、学習成果が評価され、社会に生かされる仕組みをつくることにより、市民の自主的な学びや社会参加を支援し、本市のまちづくりを促進します。



◆文化芸術活動に対する支援

市民誰もが様々な場面において、文化芸術に触れる機会の充実や、文化芸術活動に対する支援など、文化芸術振興のための環境づくりを進めます。

◆障がいのある人を支援する読書サービスの検討

身体障がいや発達障がいなど、様々な障がいのある人を支援するための読書サービスや図書館施設のあり方について検討を行います。

◆知的障がい者のための成人学級事業

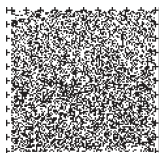
特別支援学校または中学校の特別支援学級などを修了し、社会参加しているまたはしようとする人を対象に、一般社会知識の習得や体力づくり、人間関係等、集団生活や体験の場を通して社会生活によりよく対応できる人間形成を目指し、実生活に即した学習を行います。

◆特別支援学校・地域連携事業

学校休業日に特別支援学校の学校施設を活用し、児童・生徒の特性に応じた活動を促す場を提供することを目的として、各種行事の開催やボランティアグループとの交流等を行います。

◆札幌市健康づくりセンターの利用促進

障がいのある人が健康づくりに取り組む機会を提供するため、札幌市健康づくりセンターの利用を促すとともに、運動指導員や理学療法士による健康づくりの支援を行います。



かんれんけいかく ぶん や す ぽ ー つ ぶん か
関連計画 (分野 8 : スポーツ・文化)

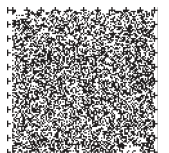
◆ さっぽろ し しょうがいがくしゅうすいしんこうそう
札幌市生涯学習推進構想

◆ さっぽろ し ぶん か げいじゅつ き ほんけいかく
札幌市文化芸術基本計画

◆ さっぽろ し こ どくしよすいしんけいかく
札幌市子どもの読書推進計画

◆ けんこう さっぽろ 21
健康さっぽろ 21

◆ さっぽろ し す ぽ ー つ すいしんけいかく
札幌市スポーツ推進計画



げんじょう かだい
〈現状と課題〉

へいせい ねん がつ ほっせい ひがし にほんだいにんさい けいき さいがいじ
平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を契機として、災害時
あんぜんたいさく かんしん たか しょう ひと
の安全対策についての関心が高まっており、障がいのある人をは
じめようしえんしゃ ひなんしえん とりくみ じゅうじつ ひつよう
じめ要支援者の避難支援の取組を充実する必要があります。

また、しょう ひと とうきかん あんしん がいしゅつ じよ
障がいのある人が冬期間も安心して外出できるよう、除
はいせつ とりくみ じゅうよう
排雪などの取組も重要となります。

さらに、ち いき みまも ささ あ つう しょう
地域の見守りや支え合いなどを通じて、障がいのある
ひと こりつ ぶせ かんきょう ひつよう
人の孤立を防ぐ環境をつくる必要があります。

へいせい ねん ど しょう じ しゃじつたいとうちよう さ
〈平成 25 年度障がい児者実態等 調査から〉

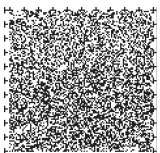
ぼうさい かん ぶ あん かん
防災に関して不安に感じること

- ひ なん ばしよ せいかつ ぶ あん しょう しゃちよう さ
・ 避難場所でうまく生活できるか不安（障がい者調査 53.7%、
しょう じ ちよう さ なんびようかんじゃちよう さ
障がい児調査 71.4%、難病患者調査 65.2%）
- さいがいじ てだす ひと しょう しゃちよう さ
・ 災害時に手助けしてくれる人がいない（障がい者調査
しょう じ ちよう さ なんびようかんじゃちよう さ
20.7%、障がい児調査 32.4%、難病患者調査 29.2%）

きほんほうしん
◆基本方針

きほんほうしん しょう ひと ち いき あんぜん あんしん せいかつ
基本方針 1 障がいのある人が地域で安全・安心に生活す
ることができるよう、ぼうさいたいさく さいがいじ
ける要配慮者対策を推進します。

きほんほうしん しょう ひと ち いき こりつ ち
基本方針 2 障がいのある人が地域で孤立しないよう、地
いき きょうじよ じゅうそうてき みまも たいせい こうちく
域の共助による重層的な見守り体制を構築し
ます。



◆ 基本施策

基本施策 1 災害や雪に強いまちづくりの推進

基本施策 2 災害時における支援の推進

基本施策 3 地域における見守り活動の推進

基本施策 4 消費者被害の防止

基本施策 1 災害や雪に強いまちづくりの推進

○市民の生命や財産を守り、災害に強いまちづくりをすすめ、大災害にも対応する防災体制の確立を目指します。

○冬期間も安心して生活を送れるよう、除排雪や福祉除雪など雪対策の取組を促進します。

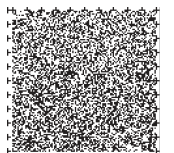
重点取組

◆ 社会福祉施設等の安全対策の推進

社会福祉施設における安全・安心を確保するため、消防局・保健福祉局・都市局の関係部局の連絡協議の場として「札幌市グループホーム等安全安心連絡協議会」において、情報交換を図りながら、施設関係者を対象とした研修会の実施、合同立入検査等を実施するほか、訓練チェックリストを活用した自衛消防訓練の実施など、さらなる安全・安心に向けての取組を推進します。

◆ 障がい児者施設の修繕等に対する支援の検討

入所施設等の居住の安全を図るための施設修繕等に対し支援を行うことを検討します。



◆ 住宅防火対策の推進

関係部局や福祉事業従事者と連携した研修会等の実施、住宅用消火器や住宅用火災警報器の設置及び維持管理に係る普及啓発等、住宅防火対策を推進します。

◆ 冬のみちづくりプランの推進

市民・企業等との協働の推進、多様なソフト施策の導入、施策の選択と集中によるメリハリをつけた事業の展開を基本方針として、障がいのある人も安心して生活を送れるよう、雪対策を推進します。

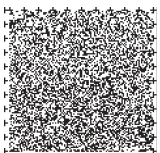
身近な取組の一例としては、凍結防止剤等の散布、砂箱の設置、砂入りペットボトルの作成・配置などを行います。

◆ 福祉除雪の実施

自力で除雪が困難な一戸建て住宅の高齢者や障がいのある人の世帯を対象に、地域の協力を得ながら間口部分等の除雪を支援します。

基本施策 2 災害時における支援の推進

- 災害時における、障がいのある人などへの避難支援に関する仕組みづくりを促進します。
- 避難場所について、バリアフリー化や、静かに過ごすことのできる空間の確保など、障がいのある人に配慮した環境の整備を進めます。
- 災害発生時や避難場所において、さまざまな障がい特性に応じた配慮や支援ができるよう、障がいのある人への理解促進を図ります。



じゅうてんとりくみ 〈重点取組〉

◆災害時における避難支援の仕組みづくり

さいがいじ ひなんしえん しゅく
災害時に自力では避難できない障がいのある人や高齢者などの手助けを、地域が主体となって実施する仕組みづくりを促進します。

さいがいたいさく きほんほう もと ひなんこうどうよう しえんしゃめいぼ せいび
さらに、災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者名簿の整備を進めるとともに、運用方法について早急に検討を進めます。

あわ さいがい はっせい ばあい かんけいだんたいとう れんけい かくし
併せて、災害が発生した場合には、関係団体等との連携により各施設の状況及び避難した障がいのある人の把握を行うことや、避難後は、障がいのある人への情報提供、ニーズを把握し、ボランティアや避難者に支援を要請するとともに、収容避難場所での生活が困難な人を社会福祉施設等に移送するなどの支援体制の構築を推進します。

◆避難場所の環境整備の推進

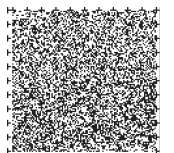
さつぱろし ひなんばしよ きほんけいかく もと いちりつしょうちゅうがっこう だいき ぼかい
「札幌市避難場所基本計画」に基づき、市立小中学校の大規模改修・改築に併せて、玄関スロープや車いす対応トイレの設置など、避難場所の環境整備を推進します。

◆障がいのある人の避難訓練等への参加促進

さいがいじ しょう ひと みずか まわ ひと
災害時において、障がいのある人が自らできることや、周りの人が手助けできることなどを確認するため、障がいのある人に対し、地域等で行われている避難訓練等への参加を促進します。

◆災害時の緊急受入れに関する関係機関との協定

かんけいきかん きょうてい ていけつ じしん ふうすいがいとう だいきぼ さいがい はっせい
関係機関と協定を締結し、地震、風水害等の大規模な災害が発生した場合に、避難所での生活の継続が困難な障がいのある人などを、民間の障害者支援施設等へ受け入れる体制を構築します。



○障がいのある人の地域における孤立を防ぐため、住民組織などによる地域福祉活動の充実を図ります。

重点取組

◆知的障がいのある人の見守り事業

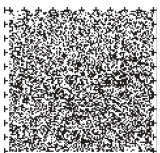
障害福祉サービスを受けていない知的障がいのある人の現況を把握し、福祉ガイドを活用したサービス等の利用案内や、民生委員などと協力して見守り活動を実施することで、地域や福祉サービスとのつながりを拡大・強化するとともに、市民の知的障がいに対する理解を深めます。

◆相談支援事業の充実（再掲）

⇒ 20 ページ参照

◆企業などとの連携推進

多様な社会資源を地域の見守りに活用するため、宅配事業者などとの見守り協定の締結を推進するとともに、企業やNPOなどが事業活動の中で要支援者の異変を発見した際の確認・通報体制の充実を図ります。



○障がいのある人の消費者被害の防止のため、関係機関との連携による早期発見や、相談体制の充実に努めます。

重点取組

◆消費者被害防止ネットワーク事業

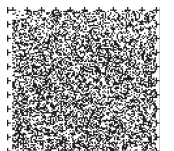
消費生活推進員を地域に配置し、関係機関とのネットワーク体制により、高齢者や障がいのある人の消費者被害の早期発見と救済、未然防止を図ります。

◆テレビ電話を活用した消費生活相談（再掲）

⇒ 57 ページ参照

◆権利擁護等に係る相談支援の充実（再掲）

⇒ 70 ページ参照



かんれんけいかく ぶん や あんぜん あんしん
関連計画 (分野 9 : 安全・安心)

◆ さっぽろ し ふゆ の みち づく り プ ラ ン
札幌市冬のみちづくりプラン

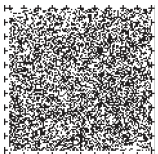
◆ さっぽろ し ち い き ぼう さい けい かく
札幌市地域防災計画

◆ さっぽろ し ひ なん ぼ し ょ き ほん けい かく さっぽろ し ひ なん ぼ し ょ き ほん けい かく じっ し プ ラ ン
札幌市避難場所基本計画、札幌市避難場所基本計画実施プラン

◆ さっぽろ し さい が い じ ょ う え ん ご しゃ た い さ く ひ なん し え ん が い ど ら い ん
札幌市災害時要援護者対策避難支援ガイドライン

◆ さっぽろ し ち い き ふ く し し ゃ か い けい かく
札幌市地域福祉社会計画

◆ さっぽろ し し ょ う ひ し ゃ き ほん けい かく
札幌市消費者基本計画



ぶん や さべつ かいしょう けんりようご
分野 10 差別の解消・権利擁護

げんじょう かいだい
〈現状と課題〉

へいせい ねん がつ しょうがいしゃ さべつかいしょうほう こうふ へいせい ねん がつ
平成 25 年 6 月、障害者差別解消法が公布され、平成 28 年 4 月
しこう ほうりつ ぎょうせい きかんとく みんかんじぎょうしゃ しょう
に施行されます。この法律により行政機関等や民間事業者に障が
りゆう さべつてきとりあつかい きんし しょう
いを理由とする差別的取扱いが禁止されるとともに、障がいのあ
ひと ひつよう しゃかいてきしょうへき じょきよ じっし ひつよう ごうり
る人が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理
てき はいりよ もと
的な配慮が求められます。

また、しょうがいのある人に対する虐待の防止や早期発見のため、
つうほう そうだんたいせい じゅうじつ ぎゃくたい お とし かん
通報・相談体制を充実するとともに、虐待が起こった時には、関
けい きかんとく れんけい てきせつ しえん おこな ひつよう
係機関等との連携による適切な支援を行っていく必要があります。

きほんほうしん
◆基本方針

きほんほうしん しょうがいしゃ きほんほうおよ しょうがいしゃ さべつかいしょうほう もと しょう
基本方針 1 障害者基本法及び障害者差別解消法に基づき、障がい
りゆう さべつ かいしょう すいしん とく
を理由とする差別の解消の推進に取り組みます。

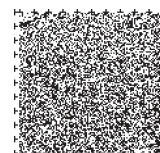
きほんほうしん しょうがいしゃぎゃくたいぼう しほう もと しょう しゃぎゃくたい ぼうしとう
基本方針 2 障害者虐待防止法に基づく障がい者虐待の防止等、
しょう ひと けんりようご すす
障がいのある人の権利擁護を進めます。

きほんしさく
◆基本施策

きほんしさく しょう りゆう さべつ かいしょう
基本施策 1 障がいを理由とする差別の解消

きほんしさく けんりようごとう すいしん
基本施策 2 権利擁護等の推進

きほんしさく しょう しゃぎゃくたいぼうし すいしん
基本施策 3 障がい者虐待防止の推進



基本施策 1 障がいを理由とする差別の解消

- 国の基本方針に基づき、障害者差別解消法の円滑な施行に向けた準備を進めるとともに、施行後の適切な運用に努めます。
- 障害者差別解消法の啓発・広報に努め、市民や民間事業者等の理解を促進します。

重点取組

◆障害者差別解消法の円滑な施行【新規】

国の基本方針等に基づき、職員対応要領や相談体制の整備等を進め、障がいのある人の差別の解消の推進と、合理的配慮の提供に取り組みます。

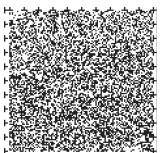
基本施策 2 権利擁護等の推進

- 各種の相談窓口の紹介など権利擁護に係る啓発・広報に努めます。
- 障害者基本法、北海道障がい者条例など制度の普及を図り、障がいのある人に対する権利擁護に係る啓発に努めます。

重点取組

◆権利擁護等に係る相談支援の充実

障がい者あんしん相談運営事業、成年後見制度利用支援事業の一層の推進により、障がいのある人の権利擁護のための相談支援体制の強化を図ります。



◆北海道障がい者条例の普及

北海道や関係機関と連携し、障がいのある人の権利の擁護と障がいのある人が暮らしやすい地域づくりの推進を図るために制定された「北海道障がい者条例」の普及に努め、地域における権利擁護を含めた相談体制の充実を図ります。

◆福祉ガイド等の作成・配布、各種相談窓口の紹介

福祉ガイド等を作成・配布し、権利擁護に関する窓口を紹介するほか、権利擁護に係る啓発・広報に努めます。

◆障がい当事者等の意見反映

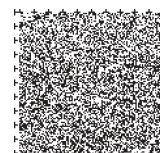
障がいのある人をはじめ、広く市民の意見が市政に反映されるよう、「障がい者によるまちづくりサポーター制度」など、市民の声を聴く機会の充実を図ります。

◆子どもの権利救済機関の運営（再掲）

⇒ 42 ページ参照

【参考】北海道障がい者条例について

「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」（略称：北海道障がい者条例）は、障がいがあっても安心して地域で暮らすことのできる社会づくりを目指し、障がいのある人の権利擁護と暮らしやすい地域づくりを推進するための条例です。



おも し さく はしら つぎ
主な施策の柱は次の3つです。

- 1 障がいのある人の暮らしやすい「地域づくり」を進めます
 - 2 地域で生き生きと暮らせるよう働く障がい者を応援します
 - 3 障がいのある人の虐待や差別等をなくし、権利擁護を進めます
- 札幌市におきましても、北海道障がい者条例に基づき、障がいの
ある人も障がいのない人も、共に暮らしやすいまちづくりを目指し
ていきます。

基本施策3 障がい者虐待防止の推進

- 障害者虐待防止法に係る啓発・広報に努めるとともに、障がい者
虐待に関する相談体制の充実及び関係機関との連携による適切な支
援を進めます。

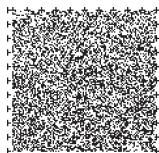
重点取組

障がい者虐待防止対策等の推進

障害者虐待防止法に基づき、障がい者虐待相談窓口において虐待
通報・相談の受付を行うとともに、夜間・休日における緊急連絡先
を設置することにより、24時間365日での通報受付を行います。

また、通報受付後は、相談支援事業所をはじめとする関係機関と
の連携により、適切な支援を行うとともに、緊急一時保護が必要な
事案については、市内の入所施設等との連携により、速やかな保護を
行います。

その他、セミナー等の開催、啓発リーフレットの配布等によ
り、障がい者虐待防止に関する普及・啓発を行い、虐待予防
や早期発見に努めます。



ぶん や ぎょうせい さ - び す はいりよ
分野 11 行政サービスにおける配慮

げんじょう かだい
〈現状と課題〉

へいせい ねん がつ しこう しょうがいしゃ さ べつかいしょうほう しょう
平成 28 年 4 月に施行される障害者差別解消法により、障がいの
ひと ひつよう しゃかいてきしょうへき じょきよ じっし ぎょうせい き かんとう
ある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について、行政機関等
ひつよう ごうりてき はいりよ おこな ほうてき ぎむ
が必要かつ合理的な配慮を行うことは、法的な義務となります。

しよくいん しょう しゃりかい そくしん つと まどぐちとう しょう
職員の障がい者理解の促進に努めるとともに、窓口等における障
がいのあるひと はいりよ てってい じょうほうていきょうじゅうじつ はか ひつよう
がいのある人への配慮の徹底や情報提供の充実を図る必要があります。

きほんほうしん
◆基本方針

きほんほうしん ぎょうせい さ - び す ていきょうとう しょう とくせい おう
基本方針 1 行政サービスの提供等にあたっては、障がい特性に応
じたいごうりてき はいりよ おこな
じた合理的な配慮を行います。

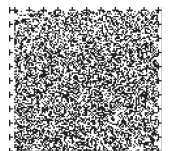
きほんしさく
◆基本施策

きほんしさく ぎょうせい さ - び す はいりよ
基本施策 1 行政サービスにおける配慮

きほんしさく じょうほうていきょうじゅうじつ さいけい
基本施策 2 情報提供の充実（再掲）

きほんしさく ぎょうせい さ - び す はいりよ
基本施策 1 行政サービスにおける配慮

- ぎょうせい さ - び す ていきょうとう しよくいん しょう ひと り
○ 行政サービスの提供等にあたっては、職員が障がいのある人への理
かい ぶか ごうりてき はいりよ おこな
解を深め、合理的な配慮を行います。



じゅうてんとりくみ
〈重点取組〉

◆ 職員に対する障がい者理解の促進【新規】

研修等を通じ、職員に対する障がい者理解の促進に努めるとともに、窓口等における障がいのある人への配慮の徹底を図ります。

また、職員によって説明や配慮のしかたに隔たりが生じないように努めます。

◆ 選挙における配慮

札幌市議会議員選挙では候補者等を紹介した点字版の選挙のお知らせを、札幌市長選挙では選挙公報全文を点訳した選挙のお知らせ・音読した音声版を、関係世帯に配布します。

また、投票所における介添えや、点字の候補者名簿・点字器・老眼鏡・文鎖等の常備など、障がいのある人に配慮した投票環境を整備するとともに、成年被後見人の選挙権の回復等を行う公職選挙法の改正を踏まえ、選挙人が自らの意思に基づき投票できるよう、様々な配慮を行います。

◆ 会議等における配慮

障がい当事者が参加する会議等においては、障がい種別に応じた情報提供やコミュニケーションに配慮するよう努めます。

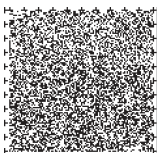
◆ テレビ電話を活用した消費生活相談（再掲）

⇒ 57 ページ参照

きほんしさく
基本施策 2

じょうほうていきょうじゅうじつ
情報提供の充実（再掲）

⇒ 56 ページ参照



しょう ふくし けいかく ぶ 障がい福祉計画の部

だい しょう しょう ふくし けいかく 第4章 障がい福祉計画

1 しょう ふくし けいかく きほんりねん 障がい福祉計画の基本理念

(1) しょう しゃ じ こけつてい そんちよう い しけつてい しえん 障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援

きょうせいしゃかい じつげん しょう ひと じ こけつてい そんちよう
共生社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、そ
い しけつてい しえん はいりよ しょう ひと じぶん す
の意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人が自分で住む
ばしょ えら ひつよう しょうがいふくし さーびす しえん う じりつ しゃ
場所を選び、必要な障害福祉サービスの支援を受けながら、自立と社
かいさん か じつげん はか きほん さーびす ていきょう きばん
会参加の実現を図っていくことを基本として、サービス提供基盤の
せいび すす
整備を進めます。

(2) いちげんてき しょうがいふくし さーびす じつしとう 一元的な障害福祉サービスの実施等

しょうがいふくし さーびす しょう しゅべつ いちげんてき せいど
障害福祉サービスを、障がい種別にかかわらず一元的な制度のもと
ていきょう
に提供します。

(3) にゅうしょとう ちいきせいかつ いこう ちいきせいかつ けいぞく しえん しゅうろうしえん 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援 等の課題に対応したサービス基盤の整備

しょう しゃ せいかつ しゅうろう ちいきぜんたい ささ たいせい ととの ちいき
障がい者の生活や就労を地域全体で支える体制を整えるため、地域
ふくしりょく かつよう きばんせいび すす
の福祉力も活用して基盤整備を進めます。

2 しょうがいふくし さーびすとう きほんてき かんが かつ 障害福祉サービス等についての基本的な考え方

(1) ひつよう ほうもんけい さーびす ほしょう どこでも必要な訪問系サービスを保障

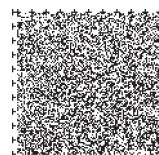
(2) きぼう しょう しゃ にちちゅうかつどうけい さーびす ほしょう 希望する障がい者に日中活動系サービスを保障

(3) ぐるーぷほーむとう じゅうじつおよ ちいきせいかつ しえんきよてんとう せいび グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

(4) ふくし しせつ いっぱんしゅうろう いこうとう すいしん 福祉施設から一般就労への移行等を推進

(5) かくしゅ にーず たいおう そうだん しえんたいせい こうちく 各種ニーズに対応する相談支援体制の構築

(6) しょうがい じつうしょ しえんおよ しょうがい じにゅうしょ しえん じゅうじつ 障害児通所支援及び障害児入所支援の充実



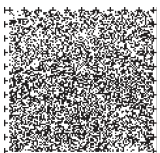
3

平成29年度の成果目標

(1) 障害福祉サービスに関する目標

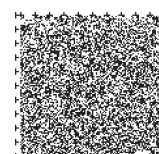
目標値の設定にあたっては、国の基本指針や北海道の計画作成指針に掲げる目標に即し、札幌市の実情に応じた目標値を設定していきます。

項目	目標値	備考
入所施設の入所者の地域生活への移行者数	260人	平成26年4月から
入所施設の入所者数の減少見込数	86人	平成30年3月までの累計
地域生活支援拠点等の整備	1か所	平成29年度末までに少なくとも1か所整備する。
福祉施設から一般就労への移行者数	600人	平成29年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
就労移行支援事業の利用者数	1,180人	平成29年度の1か月当たりの利用者数
入院中の精神障がい者の地域移行支援の利用者数	60人	平成29年度の年間実利用者数 (札幌市独自に設定する目標)



(2) 障しょうがいのある人ひとに対する理解促進たいりかいそくしんに関する目 標かんもくひょう
 (札幌市独自さっぽろしどくじに設定する目標せっていもくひょう)

こゝもく 項目	すう ち もくひょう 数値目 標	び こう 備考
障 <small>しょう</small> がいのある人 <small>ひと</small> にとって 地 <small>ち</small> 域 <small>いき</small> で暮 <small>く</small> らしやすいまち であると思 <small>おも</small> う障 <small>しょう</small> がいのあ る人 <small>ひと</small> の割 <small>わり</small> 合 <small>あい</small>	60%	
障 <small>しょう</small> がいのある人 <small>ひと</small> にとって 地 <small>ち</small> 域 <small>いき</small> で暮 <small>く</small> らしやすいまち であると思 <small>おも</small> う人 <small>ひと</small> の割 <small>わり</small> 合 <small>あい</small>	50%	



せい か もくひょう
成果目標 1

にゅうしょし せつ にゅうしょしゃ ち いきせいかつ いこう
入 所施設の入所者の地域生活への移行

◆ にゅうしょし せつ ち いきせいかつ い こうしゃすう
入 所施設から地域生活への移行者数

くに きほんししん
〈国の基本指針〉

へいせい ねん がつ にち し せつにゅうしょしゃ へいせい ねん どまつ
平成 26 年 3 月 31 日の施設入所者のうち、平成 29 年度末に
おいて 12%以上の人^{いじょう ひと}が地域生活^{ち いきせいかつ}へ移行^{いこう}することをめ^めざす。

ほっかいどう さくせいししん
〈北海道の作成指針〉

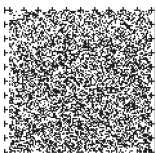
くに おな
国に同じ。

さっぽろし もくひょう
〈札幌市の目標〉

へいせい ねん がつ にち し せつにゅうしょしゃ にん へいせい
平成 26 年 3 月 31 日の施設入所者 2,159 人のうち、平成 29
年度末^{ねん どまつ}（平成 30 年 3 月末^{へいせい ねん がつまつ}）において 260 人^{にん}（12%）が地域生活^{ち いきせいかつ}
に移行^{いこう}することをめ^めざします。

	ねん がつ H17 年 10 月～ ねん がつ H26 年 3 月	ねん がつ H26 年 4 月～ ねん がつ H30 年 3 月
ち いき い こうしゃすう 地域移行者数 るいけい 累計	594 人 ^{にん}	260 人 ^{にん}

ほっかいどうしら
※北海道調べ



◆ 施設入所者数の減少

〈国の基本指針〉

平成29年度末の施設入所者数が、平成26年3月31日の施設入所者数から4%以上減少する。

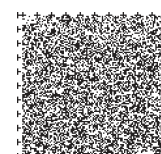
〈北海道の作成指針〉

国に同じ。

〈札幌市の目標〉

平成29年度末の施設入所者数が、平成26年3月31日の施設入所者数2,159人から86人（約4%）減少することを目指します。

	H17年10月	H25年度末	H29年度末
施設入所者数	2,528人	2,159人	2,073人
減少数 (H26～29)	—	—	86人



ち いきせいかつ し えんきよてんとう せい び
◆地域生活支援拠点等の整備

くに きほんししん
〈国の基本指針〉

ち いきせいかつ し えんきよてんとう ち いきせいかつ し えんきよてん めんてき たいせい
地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点または面的な体制）につ
いて、へいせい ねん ど かく し ちょうそん かくけんいき すく ひと
平成 29 年度までに各市 町 村または各圏域に少なくとも一
つをせい び
つを整備する。

ほっかいどう さくせい し しん
〈北海道の作成指針〉

くに おな
国に同じ。

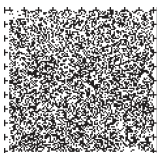
さつぽろ し もくひょう
〈札幌市の目標〉

ち いきせいかつ し えんきよてんとう へいせい ねん どまつ すく しょ
地域生活支援拠点等を、平成 29 年度末までに少なくとも 1 か所
せい び
整備する。

※ ち いきせいかつ し えんきよてんとう
地域生活支援拠点等について

しょう ひと こうれいか じゅうどか おやな あと みす
障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、
しょう じ しゃ ち いきせいかつ し えん すいしん かんてん ぐるーぷ
障がい児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、グループ
ほーむ などの きょじゅうきのう そうだん こーでいねいと しょーとすて
イなどの ち いき し えん きのう きよてん いったいてき せい び
地域支援機能を、「拠点」として一体的に整備するもの。

きよてん せい び ほうほう きよてん もう ち いき き
「拠点」を整備する方法のほか、拠点を設けずに地域において機
のう ぶんたん めんてきたいせい せい び ほうほう
能を分担する「面的体制」により整備する方法もある。



成果目標 3 福祉施設から一般就労への移行

◆福祉施設から一般就労への移行者数

〈国の基本指針〉

平成 29 年度において、福祉施設の利用者のうち一般就労への移行者数を、平成 24 年度の移行実績の 2 倍以上とする。

〈北海道の作成指針〉

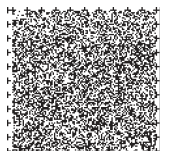
国に同じ。

〈札幌市の目標〉

平成 29 年度において、福祉施設の利用者のうち一般就労への移行者数を、平成 24 年度の移行実績 297 人の約 2 倍（600 人）とすることを目指します。

	H24 年度末	H25 年度末	H29 年度末
一般就労への移行者数	297 人	405 人	600 人

※北海道調べ



◆ 就労移行支援事業の利用者数

〈国の基本指針〉

平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者数が、平成 25 年度末の 6 割以上増加する。

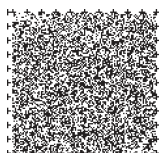
〈北海道の作成指針〉

国に同じ。

〈札幌市の目標〉

平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者数が、平成 25 年度末の 630 人から、550 人（87%増加）とすることをめざします。

	H25 年度末	H29 年度末
就労移行支援事業の利用者数 (増加割合)	630 人	1,180 人 (87%)



せい か もくひょう 成果目標 4

にゅういんちゅう せいしんしょう しゃ ちいきいこうしえん りようしゃすう 入院中の精神障がい者の地域移行支援の利用者数

にゅういんちゅう せいしんしょう しゃ ちいきいこうしえん へいせい ねんど りよう
入院中の精神障がい者の地域移行支援について、平成 29 年度の利用
しゃすう にん めざ
者数を 60 人とすることをめざします。

	ねんど H25 年度	ねんど H29 年度
にゅういんちゅう せいしんしょう しゃ ちいきいこうしえん り 入院中の精神障がい者の地域移行支援の利 ようしゃすう ねんかん じつりようしゃすう 用者数 (年間の実利用者数)	20 にん 人	60 にん 人

せい か もくひょう 成果目標 5

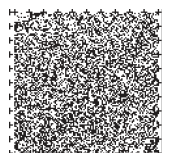
しょう しょう ひと たい りかいそくしん 障がいのある人に対する理解促進

しょう しょう ひと ちいき ひと おも しょう
障がいのある人にとって地域で暮らしやすいまちであると思う障がい
のある人の割合が、平成 29 年度末において 60%となることをめざ
します。

また、しょう しょう ひと ちいき ひと おも
また、障がいのある人にとって地域で暮らしやすいまちであると思う
ひと わりあい へいせい ねんどまつ めざ
人の割合が、平成 29 年度末において 50%となることをめざします。

	ねんど H25 年度	ねんど H29 年度
しょう しょう ひと ちいき ひと おも しょう 障がいのある人にとって地域で暮らしやす いまちであると思う障がいのある人の割合	53.4%	60%
しょう しょう ひと ちいき ひと おも しょう 障がいのある人にとって地域で暮らしやす いまちであると思う人の割合	22.7%	50%

※札幌市が実施するアンケート調査



4

訪問系サービス量の見込み

地域で生活していくために必要な訪問系サービスを、障がいの種別にかかわらず充実していきます。

※ 訪問系サービスの見込量は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。

○利用人数：月間の利用人数（実人数）

○時間／月：月間のサービス提供時間数

(1) 居宅介護（ホームヘルプサービス）【介護給付】

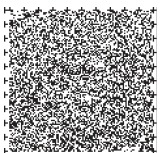
ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

単位	H27年度	H28年度	H29年度
利用人数	3,475	3,605	3,736
時間／月	69,541	72,564	75,817

(2) 重度訪問介護【介護給付】

重度の肢体不自由または重度の知的・精神障がいにより常時介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動中の介護などを総合的に行います。

単位	H27年度	H28年度	H29年度
利用人数	341	369	399
時間／月	79,421	86,406	91,843



(3) 重度障害者等包括支援【介護給付】

常時介護を必要とする人であって、介護の必要の程度が著しく高い人に対し、居宅介護などの複数のサービスを包括的に行います。

単位	H27年度	H28年度	H29年度
利用人数	1	1	1
時間／月	638	638	638

(4) 行動援護【介護給付】

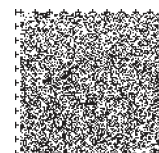
知的又は精神障がいにより行動上著しい困難がある人に対し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護などを行います。

単位	H27年度	H28年度	H29年度
利用人数	672	710	750
時間／月	11,672	13,662	15,991

(5) 同行援護【介護給付】

視覚障がいにより、移動に著しい困難がある人に対し、外出時同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを行います。

単位	H27年度	H28年度	H29年度
利用人数	487	521	557
時間／月	10,021	10,845	11,748



5

日中活動系サービス量の見込み

障がいしょうがいの種別しゅべつにかかわらず、地域ちいきでいきいきと生活せいかつすることができるよう、日中活動系サービスにっちゅうかつどうけい さーび すを充実じゅうじつしていきます。

※ 日中活動系サービスにっちゅうかつどうけい さーび すの見込量みこみりょうは、各年度かくねん どにおける1か月あたりの総量そうりょうを見込んだものであり、単位たんいの考え方かんがは次かたのとおりです。

○利用人数りょうにんずう：月間げっかんの利用人数りょうにんずう（実人数じつにんずう）

○人日/月にんにち つき：「月間げっかんの利用人数りょうにんずう」×「1人1か月あたりの平均利用日数へいきんり ようにっすう」で算出さんしゅつされるサービス量さーび すりょう

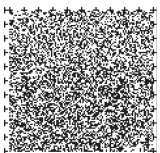
(1) 療養介護【介護給付】

医療いりょうじょうじと常時かいご ひつようの介護かいごを必要ひつようとする人のうち、次つぎのいずれかに該当する人に、身体能力しんたいのうりょく・日常生活能力にちじょうせいかつのうりょくの維持・向上いじ こうじょうのため、医療機関いりょうきかんで機能訓練きのんくんれん、療養上りょうじょうじょうの管理かんり、看護かんご、介護かいごおよび日常生活上にちじょうせいかつじょうの支援しえんを行います。

◆筋萎縮性側索硬化症きんいしゅくせいそくさくこう かしょう えーえるえす（ALS）患者等かんじゃとう気管切開きかんせっかいを伴う人工呼吸器ともな じんこう こきゅうきによる呼吸管理こきゅうかんりを行っており、障害支援区分6しょうがいしえんくぶんの人

◆筋ジストロフィー患者きんじすとろふい、重症心身障害者じゅうしょうしんしんしょうがいしゃであって、障害支援区分5しょうがいしえんくぶん以上の人

たんい 単位	ねん ど H27 年度	ねん ど H28 年度	ねん ど H29 年度
りょうにんずう 利用人数	300	301	302



(2) 生活介護【介護給付】

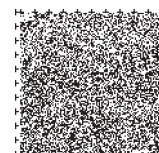
常時介護を必要とする人に対し、主として昼間において、障害者支援施設などで入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

たんい 単位	H27 年度	H28 年度	H29 年度
りようにんずう 利用人数	4,712	4,817	4,914
にんにち つき 人日／月	91,800	94,055	96,075

(3) 自立訓練（機能訓練）【訓練等給付】

身体障がいのある人を対象に、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定期間、理学療法や作業療法などの身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、家事などの訓練を実施します。

たんい 単位	H27 年度	H28 年度	H29 年度
りようにんずう 利用人数	1	1	1
にんにち つき 人日／月	23	23	23



(4) **自立訓練（生活訓練）【訓練等給付】**

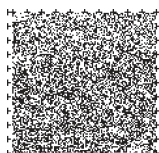
知的又は精神障がいのある人を対象に、生活能力の維持・向上などのため、一定期間、食事や家事などの日常生活能力の向上のための支援を実施します。

たんい 単位	H27 年度	H28 年度	H29 年度
りようにんずう 利用人数	150	157	159
にんにち つき 人日／月	2,470	2,642	2,760

(5) **就労移行支援【訓練等給付】**

一般企業などでの就労を希望する65歳未満の人に、就労に必要な知識及び能力の向上のため、一定期間、事業所内や企業における生産活動などの機会の提供を行うとともに、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援を行います。

たんい 単位	H27 年度	H28 年度	H29 年度
りようにんずう 利用人数	920	1,050	1,180
にんにち つき 人日／月	17,204	19,635	22,066



(6) 就労継続支援 (A型) 【訓練等給付】

一般就労が困難な65歳未満の人に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行います。

単位	H27年度	H28年度	H29年度
利用人数	2,175	2,817	3,563
人日/月	43,405	56,158	71,207

(7) 就労継続支援 (B型) 【訓練等給付】

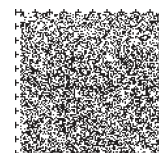
一般就労が困難な人に対し、雇用契約を結ばずに生産活動等の機会の提供を行うとともに、就労に関わる支援を行います。

単位	H27年度	H28年度	H29年度
利用人数	5,170	6,068	7,171
人日/月	91,729	108,343	129,667

(8) 短期入所 (ショートステイ) 福祉型 【介護給付】

介護する人が病気の場合などに、障害者支援施設等において短期間、入浴、排せつ、食事の介護などの日常生活上の支援を行います。

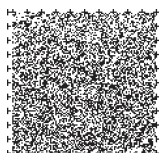
単位	H27年度	H28年度	H29年度
利用人数	478	499	514
人日/月	3,614	3,706	3,777



(9) 短期入所 (ショートステイ) 医療型 【介護給付】

介護する人が病気の場合などに、病院・診療所・介護老人保護施設等において短期間、入浴、排せつ、食事の介護などの日常生活上の支援を行います。

たんい 単位	H27 年度	H28 年度	H29 年度
りようにんずう 利用人数	141	148	153
にんにち つき 人日/月	1,128	1,184	1,224



6 きょじゅうけい さ - び す りょう み こ 居住系サービス量の見込み

ち い き きょじゅう ば ぐ る - ぶ ほ - む しゃかいふくしほう
地域における居住の場としてのグループホームについて、社会福祉法
じん ひつよう し えん おこな じゅうじつ はか ち い き い こう し えん ち い き て い
人などに必要な支援を行い充実を図るとともに、地域移行支援・地域定
ちやく し えん すいしん あわ にゅうしよし せつ びょういん ち い き せい かつ い こう すす
着 支援などの推進と併せ、入所施設や病院から地域生活への移行を進
めめます。

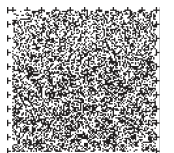
※ きょじゅうけい さ - び す み こ み りょう かくねん ど げつ そう
居住系サービスの見込量は、各年度における1か月あたりの総
りょう み こ たん い かんが かつ つぎ
量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。

○ りょうにんずう げっかん りょうにんずう じつにんずう
利用人数：月間の利用人数（実人数）

(1) きょうどうせい かつ えん じょ く ん れん とう きゅう ふ 共同生活援助【訓練等 給付】

しゆ や かん きょうどうせい かつ じゅうきょ にゅうよく はい およ しょく じ とう
主として夜間において、共同生活 住居で入浴、排せつ及び食事等
かいご ちょうり せんたくおよ そう じ とう か じ せい かつ とう かん そうだんおよ じょ
の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助
げん しゅうろうさき た かんけい き かん れんらく た ひつよう にちじょうせい かつ じょう
言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の
し えん おこな
支援を行います。

たん い 単位	H27 年度	H28 年度	H29 年度
りょうにんずう 利用人数	2,649	2,895	3,172
てい いん すう 定員数	2,780	3,040	3,330



(2) 施設入所支援【介護給付】

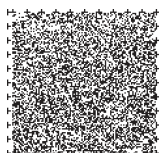
主に夜間において、障害者支援施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

単位	H27年度	H28年度	H29年度
利用人数	2,115	2,094	2,073

(3) 宿泊型自立訓練【訓練等給付】

生活能力の維持・向上などのため、一定期間、居室その他の設備を提供し、家事などの日常生活能力の向上のための支援を実施します。

単位	H27年度	H28年度	H29年度
利用人数	62	65	68
人日／月	1,744	1,864	1,961



7 相談支援サービス量の見込み

障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談支援サービスを充実していきます。

※ 相談支援サービスの見込量は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。

○利用人数：月間の利用人数（実人数）

(1) 計画相談支援

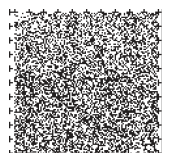
サービスの支給決定におけるサービス等利用計画案を作成し、サービス事業者等と連絡調整を行うとともに、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しなどの支援を行います。

	単位	H27年度	H28年度	H29年度
計画相談支援	利用人数	1,262	1,408	1,546

(2) 地域相談支援

住宅の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談や、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談などの支援を行います。

	単位	H27年度	H28年度	H29年度
地域移行支援	利用人数	7	9	11
地域定着支援	利用人数	15	15	15



8

しょうがいじしえんさーびすりょうみこ
障害児支援サービス量の見込み

しょうがいのある子どもの発達を支援するため、児童福祉法に基づく障害児支援を充実していきます。

※ 障害児支援の見込量は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。

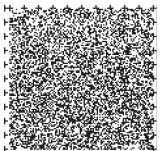
○利用人数：月間の利用人数（実人数）

○人日／月：「月間の利用人数」×「1人1か月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量

(1) 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などをを行います。

たんい 単位	H27年度	H28年度	H29年度
りようにんずう 利用人数	2,836	3,231	3,728
にんにちつき 人日／月	31,199	35,946	42,360



(2) 医療型児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、理学療法等の機能訓練などを行います。

単位	H27年度	H28年度	H29年度
利用人数	53	53	53
人日/月	441	441	441

(3) 放課後等デイサービス

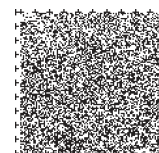
生活能力の向上のために必要な訓練、地域との交流などを行います。

単位	H27年度	H28年度	H29年度
利用人数	3,806	4,862	6,176
人日/月	37,305	49,709	64,589

(4) 保育所等訪問支援

専門職員が保育所などを訪問し、集団での生活に必要な訓練やスタッフへの助言などを行います。

単位	H27年度	H28年度	H29年度
利用人数	43	59	72
人日/月	47	65	82



(5) 障害児相談支援

障害児通所支援の支給決定における障害児支援利用計画案を作成し、障害児通所支援事業者等と連絡調整を行うとともに、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しなどの支援を行います。

	たんい 単位	H27 年度	H28 年度	H29 年度
障害児相談支援	りようにんずう 利用人数	414	404	715

(6) 福祉型障害児入所支援

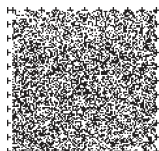
施設に入所のうえ、日常生活能力や知識・技能の向上のための訓練などを行います。

たんい 単位	H27 年度	H28 年度	H29 年度
りようにんずう 利用人数	993	993	993
にんにち つき 人日/月	30,377	30,377	30,377

(7) 医療型障害児入所支援

施設に入所のうえ、日常生活能力や知識・技能の向上のための訓練のほか、治療などを行います。

たんい 単位	H27 年度	H28 年度	H29 年度
りようにんずう 利用人数	792	792	792
にんにち つき 人日/月	20,316	20,316	20,316



9

ち い き せ い かつ し え ん じ ぎ ょ う さ ー び す り ょ う み こ 地域生活支援事業のサービス量の見込み

(1) がいよう 概要

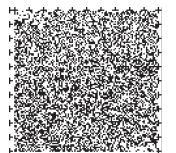
ち い き せ い かつ し え ん じ ぎ ょ う し ょ う ひ と も の う り よ く て き せ い
地域生活支援事業は、障がいのある人がその持っている能力や適性
お う じ り つ に ち じ ょ う せ い かつ し ゃ か い せ い かつ い と な じ り ゃ ん
に応じ自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、住民
も っ と み じ か し ち ょ う そ ん ち ゅ う し ん ち い き せ い かつ し ょ う
に最も身近な市町村などを中心として、地域で生活する障がいのあ
ひ と に ー ず ふ ち い き じ つ じ ょ う お う じ ぎ ょ う け い たい し ち ょ う そ ん と
る人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた事業形態で市町村や都
ど う ふ け ん じ っ し
道府県が実施するものです。

(2) じ っ し し ゅ たい 実施主体

ち い き せ い かつ し え ん じ ぎ ょ う し ち ょ う そ ん お こ な し ち ょ う そ ん ち い き せ い かつ し え ん じ ぎ ょ う
地域生活支援事業は、市町村が行う市町村地域生活支援事業と、
と だ ん じ っ し ち い き せ い かつ し え ん じ ぎ ょ う わ
都道府県が行う都道府県地域生活支援事業とに分かれます。
さ っ ぽ ろ し し ち ょ う そ ん ち い き せ い かつ し え ん じ ぎ ょ う じ っ し じ ぎ ょ う
札幌市では市町村地域生活支援事業を実施します。事業によって
じ ぎ ょ う ぜん ぶ い ち ぶ だ ん たい い た く じ っ し
は、事業の全部または一部を団体などに委託して実施します。

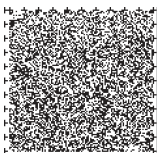
(3) さ っ ぽ ろ し ち い き せ い かつ し え ん じ ぎ ょ う め に ゅ ー 札幌市における地域生活支援事業のメニュー

ち い き せ い かつ し え ん じ ぎ ょ う し ち ょ う そ ん じ っ し ひ つ す じ ぎ ょ う
地域生活支援事業では、すべての市町村が実施する「必須事業」と、
し ち ょ う そ ん お の お の は ん だ ん お こ な に ん い じ ぎ ょ う
市町村各々の判断により行う「任意事業」があります。
さ っ ぽ ろ し じ ぎ ょ う じ っ し じ ょ う き ょ う さ ー び す て い き ょ う たい せ い かん
札幌市では、これまでの事業実施状況やサービス提供体制を勘
あ ん い か じ ぎ ょ う て ん かい
案し、以下の事業を展開していきます。



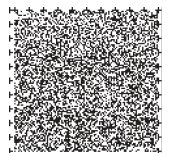
ちいきせいかつしえんじぎょういちらん ひつすじぎょう
地域生活支援事業一覧（必須事業）

<p>そうだんしえんじぎょう 相談支援事業</p>	<p>しょう しゃそうだんしえんじぎょう 障がい者相談支援事業</p> <p>きかんそうだんしえんせんたー 基幹相談支援センター</p> <p>じゅうたくにゅうきょとうしえんじぎょう 住宅入居等支援事業</p>
<p>せいねんこうけんせいどりようしえんじぎょう 成年後見制度利用支援事業</p>	
<p>いしそつうしえんじぎょう 意思疎通支援事業</p>	<p>しゅわつうやくしゃはけんじぎょう 手話通訳者派遣事業</p> <p>ようやくひつきしゃはけんじぎょう 要約筆記者派遣事業</p> <p>しゅわつうやくしゃせつちじぎょう 手話通訳者設置事業</p>
<p>にちじょうせいかつようぐきゅうふじぎょう 日常生活用具給付事業</p>	
<p>しゅわほうしいんようせいけんしゅうじぎょう 手話奉仕員養成研修事業</p>	
<p>いどうしえんじぎょう 移動支援事業</p>	<p>こべつしえんがた 個別支援型</p> <p>しゃりょういそうがた 車両移送型</p>
<p>ちいきかつどうしえんせんたーきのうきょうかじぎょう 地域活動支援センター機能強化事業</p>	
<p>はつたつしょうがいしゃしえんせんたーうんえいじぎょう 発達障害者支援センター運営事業</p>	
<p>しょう じとうりょういくしえんじぎょう 障がい児等療育支援事業</p>	
<p>せんもんせい たか いしそつうしえん おこな 専門性の高い意思疎通支援を行 う者の養成研修事業</p>	<p>しゅわつうやくしゃようせいけんしゅうじぎょう 手話通訳者養成研修事業</p> <p>ようやくひつきしゃようせいけんしゅうじぎょう 要約筆記者養成研修事業</p>
<p>せんもんせい たか いしそつうしえん おこな 専門性の高い意思疎通支援を行 う者の派遣事業</p>	<p>もう しゃむ つうやく かいじょいん はけん 盲ろう者向け通訳・介助員派遣 事業</p>



ちいきせいかつしえんじぎょういちらん にんいじぎょう
地域生活支援事業一覧 (任意事業)

ふくしほーむじぎょう 福祉ホーム事業		
しんたいしょうがいしゃにゆうよくさーびすじぎょう 身体障害者入浴サービス事業		
きゅうしんたいしょうがいしゃじりつしえんじぎょうりようしゃしえんじぎょう 旧身体障害者自立支援事業利用者支援事業		
せいかつしえん 生活支援 じぎょう 事業	せいかつつくねんとう 生活訓練等 じぎょう 事業	
	ちょうかくしょう ししゃかいせいかつきょうしつかいさいじぎょう 聴覚障がい者社会生活教室開催事業	
	おすとめいとしゃかいてきおうくんれんじぎょう オストメイト社会適応訓練事業	
	おんせいきのうくんれんじぎょう 音声機能訓練事業	
	てんじそくじじょうほうねつとわーくじぎょう 点字即時情報ネットワーク事業	
	ちゅうとしつめいしゃしゃかいてきおうくんれんじぎょう 中途失明者社会適応訓練事業	
にっちゅういちじしえんじぎょう 日中一時支援事業		
しゃかいさんか 社会参加 しえん 支援	すぱーつれくりえーしょんきょうしつかいさいとうじぎょう スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	
	てんじこえこうほうとうはっこうじぎょう 点字・声の広報等発行事業	
	ほうししんようせい 奉仕員養成	てんやくほうししんようせいじぎょう 点訳奉仕員養成事業
	けんしゅうじぎょう 研修事業	ろうどくほうししんようせいじぎょう 朗読奉仕員養成事業
	じどうしゃうんてんめんきょしゅとくかいぞうほじょじぎょう 自動車運転免許取得・改造補助事業	
	たしゃかい その他社会 さんかしえん 参加支援	しょうしゃそうだんうんえいじぎょう 障がい者あんしん相談運営事業
		しょうしゃあいていさぼーとせんたーうんえいじぎょう 障がい者ITサポートセンター運営事業
		ざいたくじゅうどしょうしゃじかみさーびすじぎょう 在宅重度障がい者(児)紙おむつサービス事業
しんたいしょうがいしゃふくしでんわせっちじぎょう 身体障害者福祉電話設置事業		



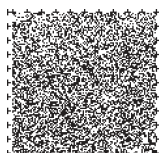
※ ちいきせいかつしえんじぎょう さーびす みこみりょう かか たんい かんが かつ つぎ
 地域生活支援事業のサービス見込量に係る単位の考え方は次のとおりです。

- 利用人数：月間の利用人数（実人数）
- 延べ利用人数：年間の総利用件数
- 延べ利用時間：年間の総利用時間

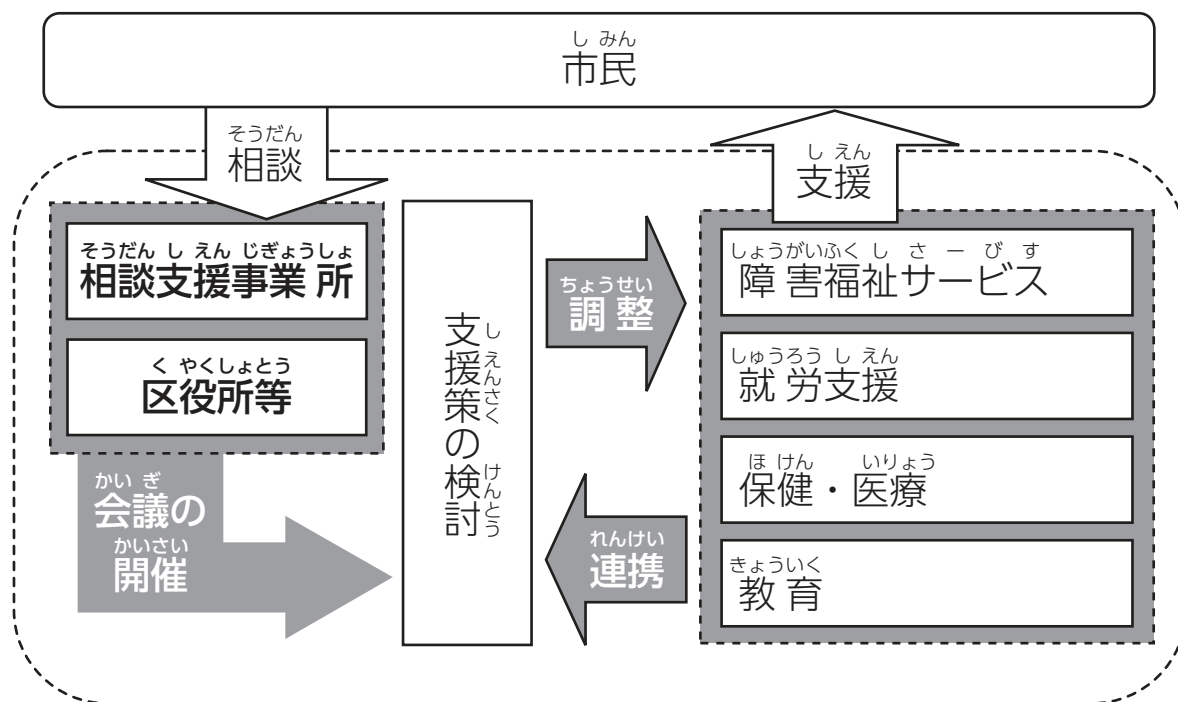
ア 相談支援事業

しょう ひと ちいき じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ おく
 障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会生活を送るため
 ほんにん かぞく かいごしゃ そうだん おう ひつよう じょうほうていきょう けん
 に、本人・家族・介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権
 りようご ひつよう えんじょ おこな
 利擁護のために必要な援助を行います。

	たんい 単位	ねんど H27年度	ねんど H28年度	ねんど H29年度
しょう しゃそうだんしえんじぎょう 障がい者相談支援事業	かしょうすう 箇所数	20	20	20
きかんそうだんしえんせんたー 基幹相談支援センター	せっち うむ 設置の有無	あり	あり	あり
じゅうたくにゅうきょとうしえんじぎょう 住宅入居等支援事業	じっし うむ 実施の有無	あり	あり	あり



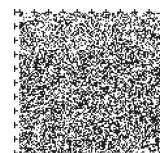
そうだん し えん い め ー じ
相談と支援のイメージ



イ せいねんこうけんせいど りよう し えん じ ぎょう
成年後見制度利用支援事業

せいねんこうけんせいど りよう ひつよう みと ほんにん しんぞくとう もうした
成年後見制度の利用が必要と認められ、本人や親族等による申立て
きたい ちてきしょう しゃ せいしんしょう しゃ しちょうもうした
が期待できない知的障がい者、精神障がい者について、市長が申立て
おこな ひよう ふたん せいねんこうけんせいど りよう し えん
を行い、費用を負担して成年後見制度の利用を支援します。

たんい 単位	ねんど H27 年度	ねんど H28 年度	ねんど H29 年度
じっし うむ 実施の有無	あり	あり	あり
じつりようにんずう 実利用人数	4	4	4

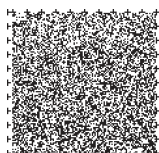


ウ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者などに、手話通訳や要約筆記を行う人を派遣し、意思疎通を支援します。

	たんい 単位	ねんど H27年度	ねんど H28年度	ねんど H29年度
しゅわつうやくしゃ 手話通訳者 はけんじぎょう 派遣事業	りようにんずう 利用人数	399	375	352
	の はけんにんずう 延べ派遣人数	4,802	4,514	4,243
ようやくひっきしゃ 要約筆記者 はけんじぎょう 派遣事業	りようにんずう 利用人数	78	78	78
	の はけんにんずう 延べ派遣人数	775	775	775
しゅわつうやくしゃ 手話通訳者 せっちじぎょう 設置事業	つうやくしゃすう 通訳者数	62	62	62
	せんじゅうつうやくしゃすう (うち専従通訳者数)	(11)	(11)	(11)

※ の はけんにんずう ねんかん そう はけんけんすう
延べ派遣人数：年間の総派遣件数



エ 日常生活用具給付事業

しょう 障がいのあるひとに、じりつせいかつ し えんよう ぐ とう きゅう ぶ おこな 自立生活支援用具等の給付を行います。

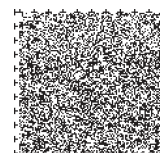
	たんい 単位	ねんど H27年度	ねんど H28年度	ねんど H29年度
かいご くんれん し えんよう ぐ 介護・訓練支援用具	けんすう 件数	225	241	258
じりつせいかつ し えんよう ぐ 自立生活支援用具		679	686	693
ざいたくりょうようとう し えんよう ぐ 在宅療養等支援用具		383	364	346
じょうほう い し そつう し えんよう ぐ 情報・意思疎通支援用具		325	345	366
はいせつかんり し えんよう ぐ 排泄管理支援用具		30,591	31,203	31,827
きょたくせいかつどうさ ほじょうぐ じゅうたくかいしゅうひ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）		32	26	21

※ けんすう ねんかん そうきゅう ぶ けんすう
件数：年間の総給付件数

オ 手話奉仕員養成研修事業

ちょうかくしょう しょう しゃとう い し そつう し えん ひつよう しゅわほうしん しょうせい
聴覚障がい者等の意思疎通支援に必要な手話奉仕員を養成します。

たんい 単位	ねんど H27年度	ねんど H28年度	ねんど H29年度
り ようにんずう 利用人数	241	241	241



カ 移動支援事業

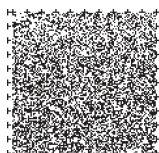
屋外での移動が困難な障がい者などに、外出のための支援を行います。

	たんい 単位	H27 年度	H28 年度	H29 年度
こべつしえんがた 個別支援型	かしょすう 箇所数	439	454	472
	りようにんずう 利用人数	3,120	3,193	3,268
	のりようじかん 延べ利用時間	358,831	367,132	375,625
しゃりょういそうがた 車両移送型	のりようにんずう 延べ利用人数	6,500	6,500	6,500

キ 地域活動支援センター機能強化事業

創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う地域活動支援センターに対する運営費補助を行い、障がいのある人の地域生活の支援を促進します。

	たんい 単位	H27 年度	H28 年度	H29 年度
きそてきじぎょう 基礎的事業	かしょすう 箇所数	53	51	49
	りようにんずう 利用人数	616	592	568
きのうきょうかじぎょう 機能強化事業	かしょすう 箇所数	41	40	39



ク 発達障害者支援センター運営事業

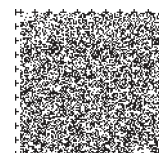
発達障害者支援センターを拠点として、自閉症など発達障害のある人やその家族に対する支援を総合的に行います。

たんい 単位	H27 年度	H28 年度	H29 年度
かしょう 箇所数	1	1	1
りょうにんず 利用人数	850	850	850

ケ 障がい児等療育支援事業

障がいのある人やその家族の地域生活を支えるため、専門の職員が、療育指導や療育支援を行います。

たんい 単位	H27 年度	H28 年度	H29 年度
かしょう 箇所数	5	5	5



コ **手話通訳者・要約筆記者養成研修事業**

専門性の高い意思疎通支援を行う手話通訳者・要約筆記者を養成します。

	たんい 単位	H27 年度	H28 年度	H29 年度
手話通訳者養成 研修事業	にんずう 人数	14	14	15
要約筆記者養成 研修事業	にんずう 人数	50	50	50

サ **盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業**

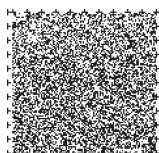
盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

たんい 単位	H27 年度	H28 年度	H29 年度
りようにんずう 利用人数	26	27	28

シ **福祉ホーム事業**

現に住居を求めている障がいのある人に対して、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な支援を行います。

たんい 単位	H27 年度	H28 年度	H29 年度
ていいん 定員	37	37	37



ス 身体障害者入浴サービス事業

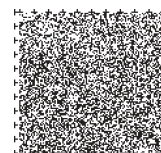
訪問などにより入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。

たんい 単位	H27 年度	H28 年度	H29 年度
りようにんずう 利用人数	123	123	123
のりようにんずう 延べ利用人数	3,216	3,055	2,902

セ 旧身体障害者自立支援事業 利用支援事業

身体障害者自立支援事業（身体障がい者向け公営住宅に居住している重度の身体障がい者に介助サービスを提供する事業。自立支援給付への移行に伴い平成20年3月31日事業終了）を利用していた人に対し、自立支援給付のサービスにない駐車場の除雪、庭の除草及び共用部分の清掃の支援を行います。

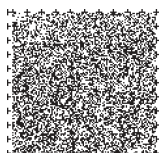
たんい 単位	H27 年度	H28 年度	H29 年度
りようにんずう 利用人数	6	6	6



ソ **せいかつくんれんとうじぎょう**
生活訓練等事業

しょうひとたいにちじょうせいかつじょうひつようくんれんおこな
 障がいのある人などに対して日常生活上必要な訓練などを行います。

	たんい 単位	ねんど H27年度	ねんど H28年度	ねんど H29年度
ちょうかくしょうしやしやかい 聴覚障がい者社会 せいかつきょうしつかいさいじぎょう 生活教室開催事業	のりょうにんずう 延べ利用人数	1,000	1,000	1,000
おすとめいとしゃかいてき オストメイト社会適 おうくんれんじぎょう 応訓練事業	のりょうにんずう 延べ利用人数	200	200	200
おんせいきのうくんれんじぎょう 音声機能訓練事業	のりょうにんずう 延べ利用人数	700	700	700
てんじそくじじょうほうねっ 点字即時情報ネツ とわーくじぎょう トワーク事業	のりょうにんずう 延べ利用人数	5,200	5,200	5,200
ちゅうとしつめいしやしやかいてき 中途失明者社会適 おうくんれんじぎょう 応訓練事業	のりょうにんずう 延べ利用人数	1,200	1,200	1,200



タ 日中一時支援事業

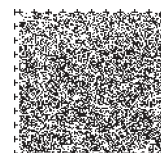
障がいのある人などの家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図るために、障がいのある人等を一時的に預かり介護します。

たんい 単位	H27 年度	H28 年度	H29 年度
利用人数	897	960	1,027
の 延べ利用人数	41,629	44,543	47,661
かしょすう 箇所数	67	67	67

チ スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がいのある人の体力増強、交流、余暇などに資するため及び障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室を開催します。

たんい 単位	H27 年度	H28 年度	H29 年度
の 延べ利用人数	1,100	1,100	1,100



ツ 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、点訳、音訳その他障がいのある人に分かりやすい方法により、広報さっぽろの情報など障がいのある人が地域生活をするうえで必要度の高い情報を定期的に提供します。

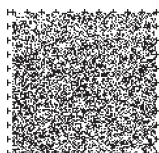
たんい 単位	H27 年度	H28 年度	H29 年度
りようにんずう 利用人数	690	690	690

テ 奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等の意思疎通支援に必要な点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成します。

	たんい 単位	H27 年度	H28 年度	H29 年度
てんやくほうしんようせいじぎょう 点訳奉仕員養成事業	にんずう 人数	110	110	110
	の にんずう 延べ人数	900	900	900
ろうどくほうしんようせいじぎょう 朗読奉仕員養成事業	にんずう 人数	150	150	150
	の にんずう 延べ人数	500	500	500

※ 人数：養成事業の受講人数（実人数）
の にんずう ようせいじぎょう ねんかんそうじゅこうけんすう
延べ人数：養成事業の年間総受講件数



ト 自動車運転訓練費・改造補助事業

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成
 します。

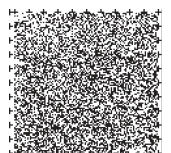
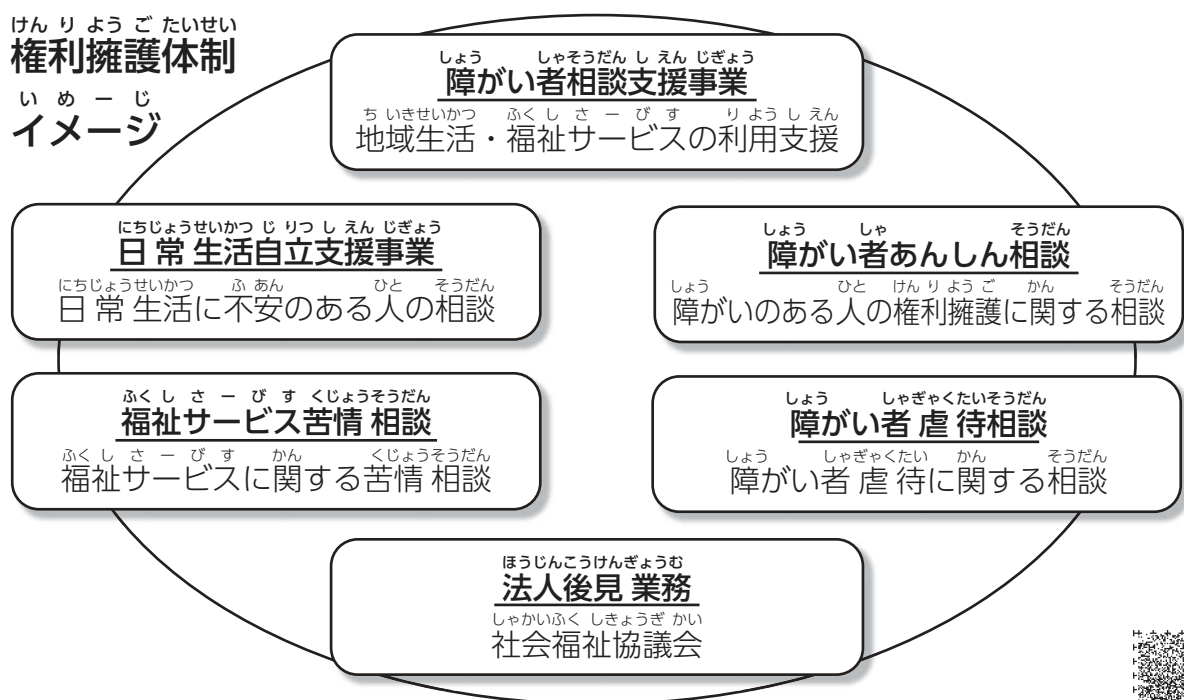
たんい 単位	H27 年度	H28 年度	H29 年度
りようにんずう 利用人数	69	69	69

ナ 障がい者あんしん相談運営事業

障がいのある人の権利擁護に係る相談等に応じるため、常設相談窓
 口を設置し、専門的な相談に応じるほか、専門機関への情報提供を行
 います。

たんい 単位	H27 年度	H28 年度	H29 年度
かしょうすう 箇所数	1	1	1

けんりようごたいせい
権利擁護体制
 いめーじ
イメージ



ニ 障がい者ITサポートセンター運営事業

障がいのある人の情報通信技術の利用機会や活用能力の向上を図るため、障がい者ITサポートセンターを拠点として、ITを活用した障がいのある人の社会参加促進を図ります。

たんい 単位	H27年度	H28年度	H29年度
かしょすう 箇所数	1	1	1

ヌ 在宅重度障がい者(児)紙おむつサービス事業

感覚マヒなどにより常時おむつを使用している在宅の重度障がい者(児)に紙おむつを支給します。

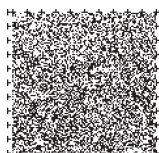
たんい 単位	H27年度	H28年度	H29年度
りようにんずう 利用人数	1,534	1,580	1,627
のりようにんずう 延べ利用人数	18,309	18,858	19,423

ネ 身体障害者福祉電話設置事業

難聴者または外出困難な在宅重度身体障がい者に対し電話を貸与し、コミュニケーション及び緊急連絡の手段を確保します。

たんい 単位	H27年度	H28年度	H29年度
りようにんずう 利用人数	30	24	18

※ 現在、新規貸与は実施していない。

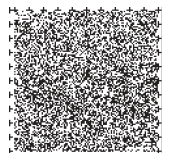


10

サービス見込量等確保のための方策

障害福祉サービス等についての基本的な考え方（75ページ）に基づき、以下の視点に立って、必要なサービス等を提供できるようサービス基盤を整備するとともに、質の向上に努めます。

- ◆ 障がい特性に応じた質の高いサービスを障がい種別にかかわらず提供するため、事業者の参入を促進し、引き続きサービス基盤の整備に努めていきます。
- ◆ それぞれのニーズに応じたきめ細かな支援を提供するため、先駆的な取組の調査・研究をし、事業者への周知・働きかけを行っていきます。
- ◆ 円滑なサービス提供を確保するため、事業者への必要な情報提供や事業者間の連携の強化を図っていきます。
- ◆ サービス提供に係る技術的な支援や質の向上を図ることを目的とした研修を実施します。
- ◆ 地域での居住の場となるグループホームについて、事業者と協働し、設置を推進していきます。
- ◆ 地域での自立した生活を支えるため、相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業など、地域生活支援事業の多彩なメニューを引き続き実施していきます。



第5章 障がい者プランの評価・見直し

1 PDCAサイクルについて

PDCAサイクルとは、業務の改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Act)」の順に実施していくものです。

障がい者プランについても、このPDCAサイクルにより、評価・見直しを行います。

2 PDCAサイクルの実施

(1) 計画 (Plan)

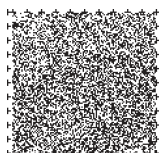
国の計画や基本指針に基づき、関係者や市民のみなさまのご意見をお聴きしながら障がい者プランを策定します。

(2) 実行 (Do)

作成したプランを市民のみなさまに周知するとともに、目標等の達成に向けて施策を推進します。

(3) 評価 (Check)

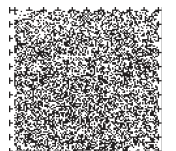
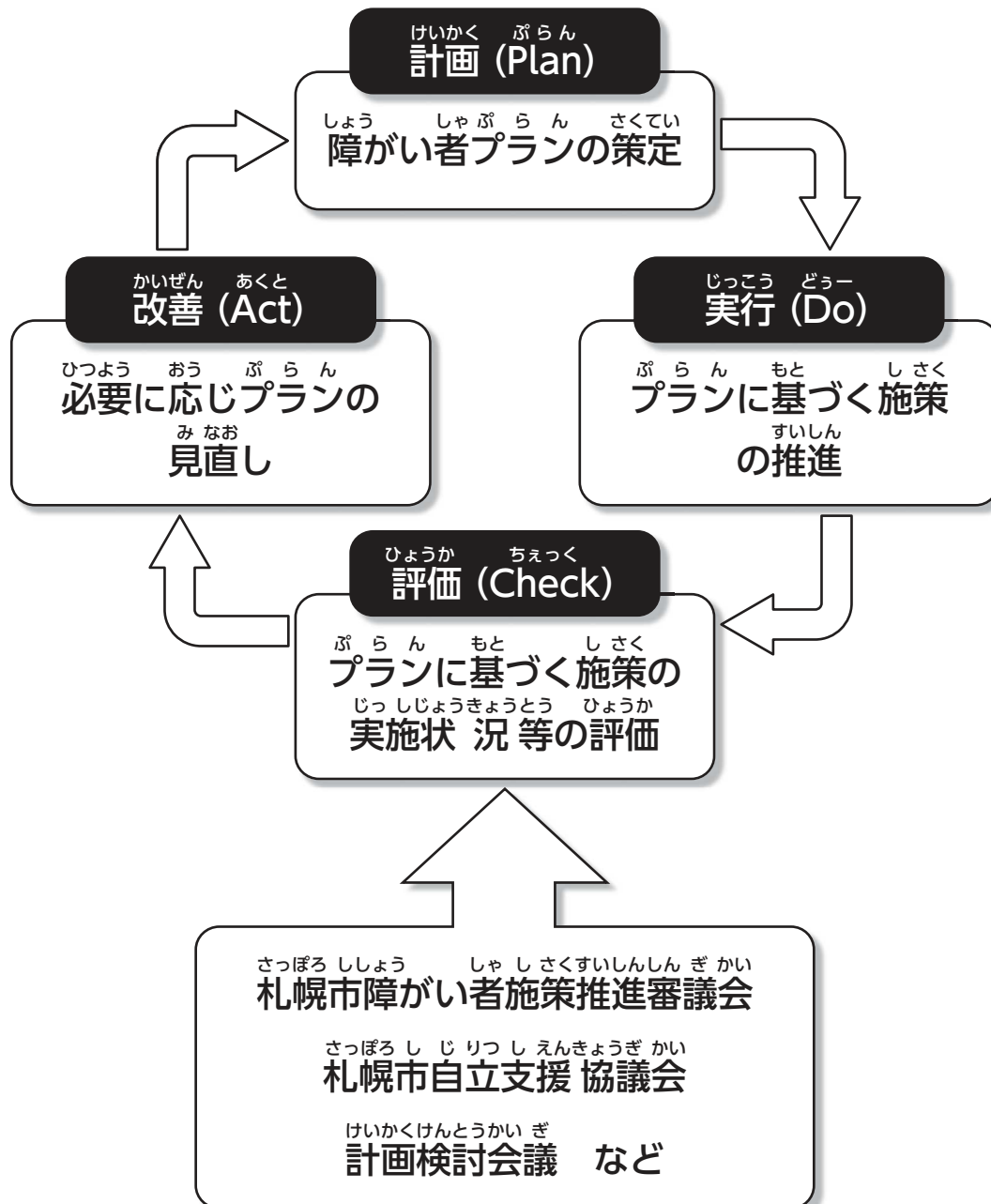
プランに基づく施策の実績や達成状況等について、札幌市施策推進審議会、札幌市自立支援協議会及び計画検討会議等の関係機関に報告し中間評価を行います。



(4) 改善 (Act)

中間評価の結果等を受け、必要に応じ、施策の見直し・新規施策の追加など計画の見直しを行います。

P D C A サイクルのイメージ



第6章 障がい者プランの改定経過

1 改定体制

市役所内部での検討のほか、障がい当事者や家族、障がい者団体、福祉関係者、有識者等で構成する「札幌市の障がい福祉施策に係る計画検討会議」を設置し、さまざまなお意見を伺ってきました。

また、札幌市障がい者施策推進審議会、札幌市自立支援協議会等の附属機関からもお意見を伺ってきました。

※ 「札幌市の障がい福祉施策に係る計画検討会議」の委員名簿は119ページに掲載しております。

2 障がい児者実態等調査

計画の改定や障がい福祉施策の検討のための基礎資料等とすることを目的に、障がい児・者の生活や活動状況、障害福祉サービス等の利用状況などについてアンケート調査を実施しました。

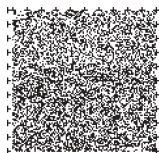
アンケート調査の結果については、別途、報告書としてまとめました。

実施期間：平成25年11月5日から11月29日

3 意見交換会等の開催

(1) 市内主要障がい者団体との意見交換

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）及び難病の主な団体と、合計3回、意見交換会を行いました。

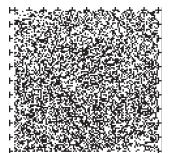


(2) 市民懇談会の開催

障がい者保健福祉計画の新規分野となる安全・安心や差別の解消・権利擁護などのテーマを中心に、広く市民を対象として懇談会を開催しました。

参考 1) 会議等における検討の経過

平成 25 年	8 月	札幌市障がい者施策推進審議会 (改定の概要、実態調査実施概要等)
	9 月	札幌市自立支援協議会運営会議 (改定の概要、実態調査実施概要等)
	10 月	札幌市精神保健福祉審議会 (改定の概要、実態調査実施概要等)
	11 月	障がい児者実態等調査 (アンケート調査) 札幌市自立支援協議会 (改定の概要等)
平成 26 年	3 月	札幌市障がい者施策推進審議会・札幌市精神保健福祉審議会・札幌市自立支援協議会 (計画の構成、改定スケジュール等)
	6 月	障がい福祉施策に係る計画検討会議 (計画の構成、市民意見の聴取方法、作業スケジュール)
	7 月	障がい者保健福祉部会作業委員会【庁内会議】 (改定の概要、計画の構成、基本施策等について) 障がい福祉施策に係る計画検討会議 (計画の構成、基本施策等について)



8月 しょう ふくし しさく かか けいかくけんとうかいぎ
障がい福祉施策に係る計画検討会議・
さっぽろし じりつし えんきょうぎ かいうんえいかいぎ
札幌市自立支援協議会運営会議
けいかく こうせい きほんしさくとう
(計画の構成、基本施策等について)

9月 しょう ふくし しさく かか けいかくけんとうかいぎ
障がい福祉施策に係る計画検討会議・
さっぽろし じりつし えんきょうぎ かい
札幌市自立支援協議会
きほんしさく せい か もくひょうとう
(基本施策、成果目標等について)

10月 しょう ふくし しさく かか けいかくけんとうかいぎ
障がい福祉施策に係る計画検討会議
せい か もくひょうしょうがいふくし さーびす みこみりょう
(成果目標、障害福祉サービスの見込量について)

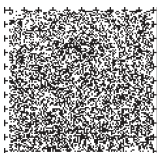
11月 さっぽろし しょう しゃ しさくすいしんしんぎかい
札幌市障がい者施策推進審議会・
さっぽろし せいしん ほけんふくし しんぎかい
札幌市精神保健福祉審議会
けいかくあん
(計画案について)

しょう しゃ ほけんふくし ぶかい ちょうないかいぎ
障がい者保健福祉部会【庁内会議】
けいかくあん けんとう
(計画案の検討)

ほけんふくし しさくそうごうすいしんほんぶ きかくちょうせいかいぎ
保健福祉施策総合推進本部・企画調整会議
ちょうないかいぎ けいかくあん けんとう
【庁内会議】(計画案の検討)

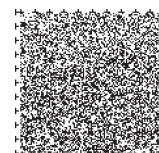
へいせい ねん が 1月 けいかくあん こうひょう ぱぶりっくこめんと
平成 27 年 計画案の公表 パブリックコメント

が 3月 けいかくこうひょう
計画公表



さんこう (参考2) さっぽろし しょう ふくし し さく かか けいかくけんとうかいぎ い いんめい ぼ
 札幌市の障がい福祉施策に係る計画検討会議 委員名簿

	しめい 氏名	しょぞくだんたいとう 所属団体等
1	あさ か ひろ ふみ 浅 香 博 文	さっぽろし しんたいしょうがいしゃふくし きょうかいかいちょう 札幌市身体障害者福祉協会会長
2	うえ だ まり こ 上 田 マリ子	にっぽんはったつしょうがい ネットワーク ほっかいどうかいちょう 日本発達障害ネットワーク北海道会長
3	おか もと なお き 岡 本 直 樹	ぜんこくじゅうどしょうがいしゃそうだん し えん ぶ かい 全国重度障害者相談支援部会
4	きた がわ さと こ 北 川 聡 子	しゃかいふくし ほうじんむぎ こ かいそうごう し せつちよう 社会福祉法人麦の子会総合施設長
5	しげ いずみ とし まさ 重 泉 敏 聖	しゅうぎよう せいかつおうえん ぶ ら ざ せん た ー ちよう 就業・生活応援プラザとねっとセンター長
6	しん ぼり みつ こ 新 堀 光 子	ほっかいどうなんびょうれん じ ぎよう い いん 北海道難病連事業委員
7	すぎ た まこと 杉 田 誠	そうだんしつ かんりしゃ 相談室こころていね管理者
8	な す の ゆたか 奈須野 益	さっぽろし て いくせいいかいちょう 札幌市手をつなぐ育成会会長
9	ほそ かわ うしお 細 川 潮	さっぽろし せいしんしょうがいかいふくしゃくらぶれんごうかいかいちょう 札幌市精神障害回復者クラブ連合会会長
10	まつ だ やす こ 松 田 靖 子	さっぽろ かい 札幌みんなの会
11	よし だ せつ こ 吉 田 節 子	さっぽろし せいしんしょうがいしゃ かぞくれんごうかいせんむりじ 札幌市精神障害者家族連合会専務理事



4

パブリックコメントで寄せられた意見

計画案について、平成27年1月5日から2月3日までの間、パブリックコメントを実施し、市民の皆様からたくさんのご意見をいただきました。

(1) 意見提出者・件数

10人（団体を含む）、47件

(2) 寄せられた意見の概要と市の考え方

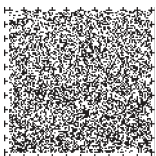
分野1：理解促進

【意見】「啓発・広報活動、福祉教育などの推進」の重点取組として4点あげられているが、この中に難病の特性に配慮した記載・記述を取り上げ、さらに市内の小学校に配布する福祉読本の作成にあたっては、難病の特性に配慮した記載・記述を掲載してほしい。また、教育の場面で難病患者・障がい者の係わりを持つような手立てを講じてほしい。

【考え方】福祉読本につきましては、今後の改訂時において、難病患者の方に関する記載の追加について検討してまいります。また、教育現場における障がい当事者講師等の活用により、障がいのある人と児童・生徒との関わりが深まるよう取り組んでまいりたいと考えております。

分野2：生活支援

【意見】「地域生活支援拠点の整備」について、平成29年度に1か所の数値目標を掲げているが、「拠点」の整備が「面的体制による整備」かを早急に決め、その中に難病の支援も位置づけてほしい。また、検討の際には難病関係者も加えてほしい。



【考え方】^{かんが かつ} 地域生活支援拠点等における支援の対象者には、^{ち いきせいかつ し えんきょてんとう} 難病患者^{なんびょうかんじゃ}の方も含まれます。また、^{かつ ふく}拠点等の在り方につきましては、^{きょてんとう あ かつ} 難病患者の方のご意見も聞きながら、^{なんびょうかんじゃ かつ いけん き}平成29年度の整備に^{へいせい ねんど せいび}向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

【意見】^{い けん} 65歳で介護保険給付が優先されるが、^{さい かい ご ほ けんきゅう ふ ゆうせん} 障がいのある人が必要^{しょう}としているサービスは^{ひと ひつ}年齢による境界はなく、^{しょうがいふくし}障害福祉サービスと^{しょうがいふくし}高齢福祉サービスが^{さーびす こうれいふくし さーびす}適切に、^{てきせつ}総合的に^{そうごうてき ていきょう}提供される^{ひつよう かんが}ことが必要^{てん はんえい}と考える。この点を反映してほしい。

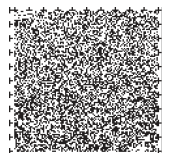
【考え方】^{かんが かつ} 障がいのある方が、^{しょう かつ} 65歳を迎えるなどして^{さい むか} 介護保険の被保^{かい ご ほ けん ひ ほ}険者となった場合は、^{けんしゃ ばあい} 介護保険サービスが^{かい ご ほ けん さーびす ゆうせん}優先されることになり^{ゆうせん}ますが、^{しょうがいしゃそうごう し えんほう さだ}これは^{しょうがいしゃそうごう し えんほう}障害者総合支援法に定められた^{さだ}法律上の^{ほうりつじょう}規定によるため、^{きてい}地方自治体である^{ちほうじ ちたい}市町村が^{し ちょうそん か}変えることはできません。

このため、^{しょうがいふくし さーびす} 障害福祉サービスと^{かい ご ほ けん さーびす} 介護保険サービスとの^{てきょう}適用^{てきょう}関係については、「^{しょうがいしゃ しゃぶらん} さっぽろ障がい者プラン」に^{けいさい}掲載して^{かんけい}おりませんが、^{しょう かつ} 障がいのある方が^{かた ねんれい かか}年齢に関わらず^{ひつよう}必要とする^{さー}サービス^{びす}を^{えんかつ りょう}円滑に^{さっぽろし}利用できるよう、^{くに たい りょう}札幌市から^{さー}国に対し、^{びす}両サービス^{てきょうかんけい}の適用関係の^{かいぜん}改善を^{ようぼう}要望しており、^{こんご ひ つづ}今後も^{ようぼう}引き続き^{かんが}要望していきたくて考えております。

分野3：保健・医療

【意見】^{い けん} 円滑な救急医療体制のあり方では^{えんかつ きゅうきゅう い りょうたいせい} 救急時、^{かた きゅうきゅう じ} 即治療が^{そく ちりょう じょう}受けられる^{たいせい こうちく ねが}体制の構築を願う。^{せん たー きゅうきゅうじょうほう せん}（^{たいせい} ころの^{せん たー}センターや^{きゅうきゅうじょうほう せん} 救急情報センター^{たい}などは^{し えん い つ} 支援に行く^{かてい} 着く^{ふくざつ} 過程が複雑すぎる。）

【考え方】^{かんが かつ} 精神科救急医療体制につきましては、^{せいしん か きゅうきゅう い りょうたいせい} 北海道等と^{ほっかいどうとう}



の協議を経て、平成25年度より札幌市を含む精神科救急医療圏域が2圏域化され、2輪番制により救急患者用の空床が確保されております。

また、札幌市精神科救急情報センターにおいては、夜間や休日などにおける緊急の精神医療相談に対応し、かかりつけ医優先の原則を踏まえ、適切な受診先の案内などを行っております。

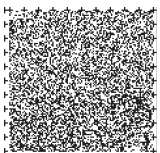
なお、精神科救急の予防や緊急時における診療情報のすみやかな確保といった観点から、札幌市においては、平成26年4月より精神科や心療内科などの主治医からのアドバイスや処方内容などを記載して持ち歩くことができる「この安心カード」を導入しており、普及啓発に努めております。

分野4：生活環境

【意見】 交通バリアフリー推進事業について、エレベーターの設置場所が分かりづらく、通路の奥まった人通りが少ない不安感を与える場所に作られている場合があるが、利用者の気持ちを理解し、整備を進めてほしい。

【考え方】 札幌市では、「新・札幌市バリアフリー基本構想」に基づき、地下鉄駅やJR駅等のバリアフリー化を進めています。

この結果、地下鉄駅ではすべての駅でエレベーターの設置が完了しましたが、ご意見いただきましたような状況等を踏まえまして、今後、各駅のエレベーターの増設の必要性や優先度等について検討し、また、民間ビルの積極的な地下接続への協力などにより、より安心で快適な利用環境の整備を図ることとしております。



分野6：雇用・就労

【意見】「各施設への受注調整等を行うセンター機能を設置・運営し」とあるが、具体的にどのようなものを想定しているのかを明らかにし、各施設が公平に応募できるような手立てを講じてほしい。

【考え方】札幌市では、平成21年度から、民間企業等に営業し、調達が可能な業務について、障がい者施設等への受注調整等を行う「元気ジョブアウトソーシングセンター」を設置しております。今後とも、各施設等において受注可能な業務を把握し、分野を限定することなく、可能な限り、多くの施設等から調達できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

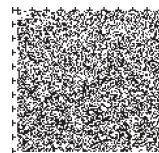
分野7：情報・コミュニケーション

【意見】重点取組「さまざまな障がいに配慮した情報提供」に“点字や音声による提供及び”の加筆をしてほしい。
視覚障がい者に対する情報提供について、現在より踏み込んだ施策を講じてほしい。

【考え方】いただいたご意見を踏まえ、重点取組「点字・音声による情報提供」に、「市政情報の点字・音声による情報提供の充実」に努めることを追記いたしました。

分野8：スポーツ・文化

【意見】障がいのある人の文化芸術活動の促進とあるが、自身が作成したものを展示する場所などを提供してもらえる場所がないことや金額などが高額なため、実際に発表できる場所がない。



【考え方】札幌市では、発達障がい当事者や支援者の方が作成した絵画や詩、工作物などを展示する「カラフルブレインアートフェス」を行っておりますが、障がい当事者の方が活躍できるようなイベント等について、今後も積極的に取り組むとともに、広報さっぽろ等で情報を提供していきます。

また、札幌市が所管する文化芸術施設展示室等の使用料については、施設利用者にも配慮しつつ、受益者負担や財源確保などの観点も考慮の上設定しておりますが、展示場所や機会の提供など、文化芸術環境の整備については、いただいたご意見も参考とさせていただきながら、検討を進めていきたいと考えております。

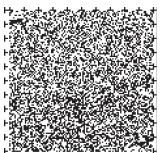
分野9：安全・安心

【意見】地下歩行空間には、案内電光掲示板を設けてほしい。万一、地震や火災が起きた場合、放送が流れても聞こえない。

【考え方】札幌駅前通地下歩行空間内の天井に11か所の電光掲示板（通常は時計表示）と、広場部分に6か所のモニターを設置しており、地震・火災時等には避難情報に切り替え表示をするとともに、避難誘導を行います。

【意見】災害時における、障がいのある人などへ避難支援に関する仕組みづくりを促進、ではなく、仕組みづくりをしてほしい。

【考え方】避難が必要となる災害発生直後など、一刻を争う事態では、行政の支援が間に合わず、地域の主体的な対応が最も重要であることが、過去の災害の教訓として明らかなることから、避難支援に取り組む地域を支援しております。



分野 10：差別の解消・権利擁護

【意見】 福祉ガイド等の作成・配布、各種相談窓口の紹介について、各サービスや障がいについての周知のため、各ライフステージ・障がい種別ごとのガイド等を、多くの方の目にとまるように、主要駅・デパート等に置くなど、取り組んでほしい。

【考え方】 福祉ガイド等は、現在、各区役所や市の関係機関において配布しておりますが、より多くの市民の方の目に留まるよう改善に取り組んでまいります。

分野 11：行政サービスにおける配慮

【意見】 「合理的な配慮に努めます」とあるが、意味が違うように感じるので、「合理的配慮の提供に努めます」にすべき。

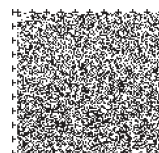
【考え方】 障害者差別解消法の規定や、国の障害者基本計画における表現を踏まえ、基本方針の記載を「合理的な配慮を行います」に修正いたしました。

障がい福祉計画

【意見】 地域移行者数は、どこで対応するイメージなのか。また、共同生活援助に9割の方を受け入れる場合は、特に介助が必要な人がいて、居宅サービスを委託するケースがあるが、受け入れ事業所がないという課題がある。

訪問系サービスや共同生活援助の事業所数増を求め、過剰に増えている事業者には、複数の事業に変更するような対応をお願いしたい。

【考え方】 地域移行者の移行先については、グループホームや一般住宅を想定しており、札幌市では、共同生活援



じょじぎょうしょ しんちくせいび たい ほじょきん こうふ せつび ととの
助事業所の新築整備に対し、補助金を交付し、設備の整った
じぎょうしょ ぞうか はか
事業所の増加を図っております。

いっぽう きんねん ふくしじんざい かくほ むずか じぎょうしょ みな
一方、近年は福祉人材の確保が難しいと事業所の皆さんか
うかが ふくしサービス すじゅうじつ む おお かだい
ら伺っており、福祉サービスの充実に向けて大きな課題となっ
ていることから、じんざいかくほ かん じぎょうけんとう
人材確保に関する事業を検討しています。

しんき じぎょうしょ しんせい そうだん う さい じぎょうけいかく
また、新規事業所の申請や相談を受けた際は、事業計画
かくにん ほんし げんじょう せつめい よい サービス てい
を確認のうえ、本市の現状を説明し、より良いサービスを提
きょう じぎょうしゃ もと
供するよう、事業者に求めています。

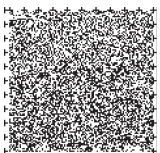
5

その他、計画案からの修正点

しょう ふくしけいかく ぶ くに きほんししんとう ぶ サービス
障がい福祉計画の部について、国の基本指針等を踏まえ、サービス
みこみりょう いちぶ しゅうせい
見込量について一部修正いたしました。

サービス みこみりょう
サービス見込量

- たんきにゅうしよしえん しょーとすてい ふくしがた いりょうがた わ
・短期入所支援（ショートステイ）について、福祉型と医療型に分
け、それぞれのサービスみこみりょうしゅうせい
見込量を修正。



第7章 資料編

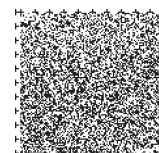
1 障がい者(児)数

(1) 身体障がい・知的障がい (人、%)

	じんこう 人口	しんたいしょう 身体障がい児・者		ちてきしょう 知的障がい児・者	
		てちょうしょじしやすう 手帳所持者数	たいじんこうひ 対人口比	てちょうしょじしやすう 手帳所持者数	たいじんこうひ 対人口比
ちゅうおう 中央	231,363	8,426	3.6	1,191	0.5
きた 北	282,053	12,401	4.4	2,241	0.8
ひがし 東	258,883	11,949	4.6	2,269	0.9
しろいし 白石	208,402	9,166	4.4	1,879	0.9
あつべつ 厚別	128,115	5,839	4.6	1,065	0.8
とよひら 豊平	217,090	8,947	4.1	1,540	0.7
きよた 清田	116,287	4,586	3.9	810	0.7
みなみ 南	142,023	7,317	5.2	1,180	0.8
にし 西	211,746	9,369	4.4	1,824	0.9
ていね 手稲	140,677	6,412	4.6	1,178	0.8
そうすう 総数	1,936,639	84,412	4.4	15,177	0.8

※人口：平成26年4月1日現在

※その他：平成25年度末現在



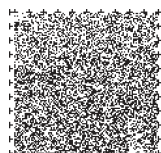
(2) 精神障がい

(人、%)

	じんこう 人口	てちょうしょじしやすう 手帳所持者数	たいじんこうひ 対人口比	じりつしえんいりよう 自立支援医療 じゆきゆうしやすう 受給者数	たいじんこうひ 対人口比
ちゅうおう 中央	231,363	2,557	1.1	4,071	1.8
きた 北	282,053	3,104	1.1	5,474	1.9
ひがし 東	258,883	3,001	1.2	5,377	2.1
しろいし 白石	208,402	2,652	1.3	4,718	2.3
あつべつ 厚別	128,115	1,376	1.1	2,470	1.9
とよひら 豊平	217,090	2,418	1.1	4,089	1.9
きよた 清田	116,287	885	0.8	1,604	1.4
みなみ 南	142,023	1,622	1.1	2,551	1.8
にし 西	211,746	2,417	1.1	4,637	2.2
ていね 手稲	140,677	1,387	1.0	2,660	1.9
そうすう 総数	1,936,639	21,419	1.1	37,651	1.9

※人口：平成 26 年 4 月 1 日現在

※その他：平成 25 年度末現在

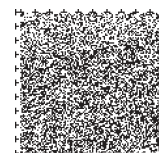


(3) 身体障がい・障がい等級別

(人、%)

	H23		H24		H25	
	にんずう 人数	こうせいひ 構成比	にんずう 人数	こうせいひ 構成比	にんずう 人数	こうせいひ 構成比
きゅう 1級	28,780	35.2	28,979	35.0	29,125	34.5
きゅう 2級	14,205	17.4	14,097	17.0	14,107	16.7
きゅう 3級	12,005	14.7	12,314	14.9	12,592	14.9
きゅう 4級	18,380	22.5	19,312	23.3	20,340	24.1
きゅう 5級	4,538	5.6	4,463	5.4	4,544	5.4
きゅう 6級	3,722	4.6	3,687	4.4	3,704	4.4
ごうけい 合計	81,630	100.0	82,852	100.0	84,412	100.0

かくねん どまつげんざいすう
※各年度末現在数

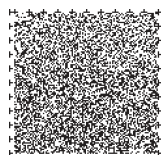


(4) 身体障がい・障がい区分別

(人)

	H23	H24	H25
視覚障がい	4,550	4,532	4,540
聴覚・平衡機能障がい	5,381	5,326	5,296
聴覚	5,313	5,257	5,226
平衡機能	68	69	70
音声・言語・そしゃく機能障がい	833	817	810
肢体不自由	47,968	48,803	49,982
上肢	16,667	16,470	16,351
下肢	25,334	26,471	27,875
体幹	5,641	5,527	5,421
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	326	335	335
上肢機能	190	193	190
移動機能	136	142	145
内部障がい	22,898	23,374	23,784
心臓機能	12,836	13,197	13,543
じん臓機能	5,379	5,486	5,547
呼吸器機能	1,620	1,528	1,486
ぼうこう・直腸機能	2,681	2,760	2,777
小腸機能	138	140	145
免疫機能	149	169	186
肝臓機能	95	94	100
合計	81,630	82,852	84,412

※各年度末現在数



りょういく て ちょうしょ じ しゃすう
(5) 療育手帳所持者数

(人、%)

	H23		H24		H25	
	にんずう 人数	こうせい ひ 構成比	にんずう 人数	こうせい ひ 構成比	にんずう 人数	こうせい ひ 構成比
えー A じゅうど (重度)	5,226	38.7	5,359	37.3	5,467	36.0
びー B ちゅうど (中度)	3,357	24.9	3,466	24.1	3,578	23.6
びー ばー B ー けいど (軽度)	4,922	36.4	5,541	38.6	6,132	40.4
ごうけい 合計	13,505	100.0	14,366	100.0	15,177	100.0

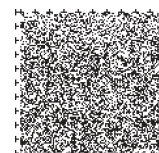
かくねん ど まつげんざいすう
 ※各年度末現在数

せいしんしょう しゃ て ちょうしょ じ しゃすう
(6) 精神障がい者手帳所持者数

(人、%)

	H23		H24		H25	
	にんずう 人数	こうせい ひ 構成比	にんずう 人数	こうせい ひ 構成比	にんずう 人数	こうせい ひ 構成比
きゅう 1級	1,149	6.4	1,240	6.4	1,331	6.2
きゅう 2級	10,130	56.8	10,820	55.7	11,615	54.2
きゅう 3級	6,569	36.8	7,345	37.9	8,473	39.6
ごうけい 合計	17,848	100.0	19,405	100.0	21,419	100.0

かくねん ど まつげんざいすう
 ※各年度末現在数



(7) 自立支援医療（精神通院医療）受給者数

(人)

	H23	H24	H25
受給者数	33,398	35,573	37,651

※各年度末現在数

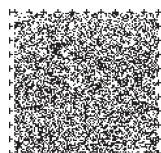
2

事業所数

(1) 居住系サービス

	H24	H25	H26
居宅介護	406	436	469
重度訪問介護	401	430	461
重度障害者等包括支援	1	2	2
行動援護	53	83	104
同行援護	218	242	259
(参考) 移動支援	385	409	411

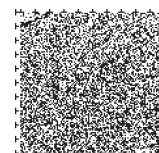
※各年4月1日現在数



にっちゅうかつどうけいさーびす
 (2) 日中活動系サービス

		H24	H25	H26
りょうようかいご 療養介護	じぎょうしよすう 事業所数	3	3	3
	ていいん 定員	376	376	376
せいかつかいご 生活介護	じぎょうしよすう 事業所数	103	109	115
	ていいん 定員	3,054	3,158	3,312
じりつくんれん (きのおくんれん) 自立訓練 (機能訓練)	じぎょうしよすう 事業所数	0	0	0
	ていいん 定員	0	0	0
じりつくんれん (せいかつくんれん) 自立訓練 (生活訓練)	じぎょうしよすう 事業所数	14	19	19
	ていいん 定員	159	210	210
しゅうろういこうしえん 就労移行支援	じぎょうしよすう 事業所数	38	46	51
	ていいん 定員	474	578	655
しゅうろうけいぞくしえん (えーがた) 就労継続支援 (A型)	じぎょうしよすう 事業所数	46	58	73
	ていいん 定員	887	1,153	1,500
しゅうろうけいぞくしえん (びーがた) 就労継続支援 (B型)	じぎょうしよすう 事業所数	134	167	182
	ていいん 定員	2,649	3,252	3,487
たんきにゅうしよ 短期入所	じぎょうしよすう 事業所数	50	53	57
	ていいん 定員	240 +	226 +	205 +
さんこう にっちゅういちじしえん (参考) 日中一時支援	じぎょうしよすう 事業所数	68	65	68
	ていいん 定員	533	514	573
さんこう ちいきかつどうしえんせんたー (参考) 地域活動支援センター	じぎょうしよすう 事業所数	61	54	55
	ていいん 定員	1,038	883	929

かくねん がつ にちげんざいすうたんきにゅうしよていいん くらうしやうたいおう じぎょうしよ さ ていいん さだ
 ※各年4月1日現在数。短期入所の定員の「+」は、空床対応の事業所を指す(定員の定めなし)。



(3) 居住系サービス

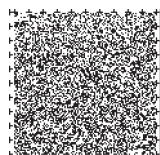
		H24	H25	H26
共同生活援助	事業所数	333	365	390
	定員	1,918	2,079	2,156
施設入所支援	事業所数	29	29	29
	定員	1,371	1,371	1,371

※各年4月1日現在数

(4) 障害児通所支援

		H24	H25	H26
児童発達支援	事業所数	149	143	180
	定員	1,705	1,611	2,001
医療型児童発達支援	事業所数	3	3	3
	定員	100	100	100
放課後等デイサービス	事業所数	145	146	196
	定員	1,533	1,535	2,069
保育所等訪問支援	事業所数	10	13	13

※各年4月1日現在数



3

プランの進捗状況（主なもの）

平成 25 年度における実績を中心に、分野ごとに整理しています。

分野 1 理解促進

◆ 障害者週間記念事業

- ・ 該当 P R：各区役所周辺、駅前通地下歩行空間にて、計 5,500 個の製品を配布。
- ・ あんま・マッサージ治療の無料奉仕を 100 人に実施。
- ・ 啓発ポスターの掲示
- ・ このほか関連事業として、元気ショップ7周年記念イベント、特例子会社フェア、障がいのある人による講演会などを実施。

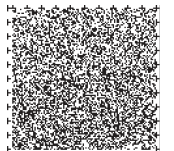
◆ 障がい当事者の講師派遣

障がい当事者を対象として講師養成研修を実施したうえで、当該研修修了者を講師として登録し、学校や企業、各種団体が開催する研修会等の講師として派遣しています。

- ・ 講師養成・登録数 13 人
- ・ 講師派遣回数 80 回
- ・ 講師派遣延べ人数 123 人
- ・ 聴講者延べ人数 3,732 人

◆ ボランティア振興事業

ボランティア活動の普及啓発・相談・登録・受給調整のほか、ボランティア活動機材の貸出し、人材養成のための研修等を行っています。



- 年間研修数 293 講座
- 受講人数 10,643 人
- 貸室利用件数 1,035 件

分野 2 生活支援

◆ 相談支援事業の充実・関係機関の連携体制の強化

障がいのある人が地域で安心して生活することができるよう、相談支援事業の充実と、関係機関の連携による相談支援体制の強化を図ります。各種事業の実施にあたっては、自立支援協議会を中心とした関係機関相互の連携体制の強化を図り、適切な支援を提供します。

• 障がい者相談支援事業

平成 25 年 7 月に基幹相談支援センターを新設し、合計 19 か所。相談支援件数 54,193 件、平成 25 年度末登録者数 4,809 件。

また、「地域支援員」を 3 区 3 か所の相談支援事業所に合計 3 名を配置。

◆ 障がいのある方に対する権利擁護、虐待防止対策の推進

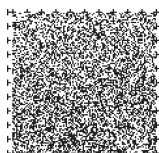
障がい者あんしん相談運営事業、成年後見制度利用支援事業、及び障がい者虐待に関する相談窓口を開設しています。

〈利用件数〉

- 障がい者あんしん相談運営事業 1,985 件
- 成年後見制度利用支援事業 市長申立件数 4 件
- 障がい者虐待相談事業等での相談・通報件数 87 件

◆ 福祉サービス提供者等に対する研修の実施

居宅介護事業所のサービス提供責任者等を対象に、利用者
の立場に立った本人中心の個別支援計画作成のあり方について



けんしゅう おこな
て研修を行いました。

- ・基礎研修 全3回 91人参加
- ・応用研修 29人参加

分野3 保健・医療

◆ 乳幼児健康診査

・ 4か月児健診

受診者数 実人数 14,465人 延人数 14,711人

・ 1歳6か月児健診

受診者数 実人数 14,106人 延人数 14,290人

・ 3歳児健診

受診者数 実人数 13,945人 延人数 14,104人

◆ 自立支援医療

・ 育成医療 給付件数 1,931件

・ 更生医療 給付件数 39,666件

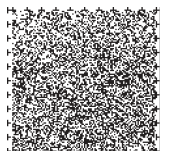
・ 精神通院医療 給付件数 667,261件

分野4 生活環境

◆ 優しさと思いやりのバリアフリーの推進

「公共施設のバリアフリーチェックシステム」及び「危険施設等通報システム」の運用を開始しています。

- ・ 白石区複合庁舎等整備事業、JR厚別駅自由通路バリアフリー整備のバリアフリーチェックを実施



◆地下鉄における安全対策

平成24年度末までに、地下鉄南北線全駅に可動式ホーム柵を設置しました。平成28年度末までに東豊線全駅に設置する予定です。

◆札幌市地域防災計画における要援護者対策

「札幌市避難場所基本計画」を平成25年3月に策定しました。

市立小中学校について、大規模改修・改築に併せ、玄関スロープと車いす対応トイレの設置や、車いす対応トイレの無い学校への身障者用便座の備蓄、校舎1階の指定場所を災害要援護用として優先的に提供することなどを計画に盛り込みました。

また、避難場所基本計画の実現に向け、具体的なスケジュール等を定めた「札幌市避難場所基本計画実施プラン」を平成26年3月に策定しました。

分野5 教育・育成

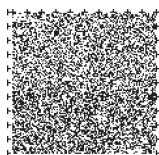
◆私立幼稚園特別支援教育事業

私立幼稚園で特別な教育的支援を必要とする幼児の円滑な受け入れを促進するため、市立幼稚園の幼児教育支援員が私立幼稚園を訪問し、個別の指導計画の作成支援や教育相談を行うとともに、特別支援担当者向け研修会を実施しています。

- ・幼稚園訪問支援件数 792件
- ・研修会参加人数 807人 実施回数 5回

◆一人一人が学び育つための教育的支援の充実

- ・特別支援教育支援員（学びのサポーター）活用事業
活用校数 255校



まな て ちようはい ぶ
・ 学びの手帳 配布

はい ぶ すう さつ
配布数 1,251 冊

ち い き まな そだ きよういくかんきよう せい び
◆ 地域で学び育つための教育環境の整備

こ ども の ニーズ に 応じた 適切な 教育 が 受けられる よう、 市立 中学
こう とくべつ し えんがっきゅう せつ ち すいしん ち い き とくべつ し えんきよういく じゅうじつ
校への 特別支援学級の 設置を 推進し、 地域での 特別支援 教育の 充実
をはか
を図る。

とくべつ し えんがっきゅうかいせつじようきよう
・ 特別支援学級 開設 状況

しょうがっこう こう がっきゅう ちゅうがっこう こう がっきゅう
小学校 18 校 20 学級 中学校 7 校 8 学級

ぶん や こよう しゅうろう
分野 6 雇用・就労

しゅうろうそうだん し えんたいせい じゅうじつ しょう しゃしゅうぎょう せいかつそうだん し えん じ ぎょう
◆ 就労相談支援体制の充実 (障がい者 就業・生活相談支援事業)

しょう しょう ひと こよう そくしん しゅうろう あんてい はか しゅうぎょう にち
障がいの ある 人の 雇用の 促進と 就労の 安定を 図るため、 就業や 日
じょうせいかつ し えん おこな はろーわーく とう かんけい かん れんけい
常 生活の 支援を行う とともに、 ハローワーク 等の 関係機関と 連携し
て、 ジョブサポーター や 支援員 による 雇用促進・ 職場定着 支援を 図
ります。

いたく じ ぎょうしょ しょう じょぶ さぽーたー めいはいち
・ 委託事業所 4 箇所 ジョブサポーター 3 名配置

とうろくしゃすう にん そうだんけんすう けん
・ 登録者数 1,575 人、 相談件数 29,868 件

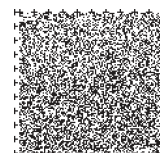
しゅうしよく むす けんすう にん
就職に 結びついた 件数 180 人

しょう しゃきようどう じ ぎょう
◆ 障がい者協働事業

ほ じょたいしょう じ ぎょうしょ しょう しょう しゃ こようすう にん
・ 補助対象事業所 15 箇所 障がい者雇用数 88 人

せいひん はんろ かくだい し えん
◆ 製品の販路拡大支援

しょう しょう ひと し せつとう せいひん はんばい じょうせつてん
障がいの ある 人が 施設等 で つくった 製品を 販売する 常設店
ぼ げんき しょっ ぷ せつ ちうんえい せいひん こうにゅう つう し
舗として 元気 ショップ を 設置運営し、 製品の 購入を 通じた 市



民の障がいに対する理解促進と障がいのある人の工賃増額を目指します。

- ・元氣ショップ：売上 59,702 千円、来客数 112,158 人
- ・元氣ショップいこ～る：売上 24,924 千円、来客数 29,548 人

分野7 情報・コミュニケーション

◆ 障害福祉サービス事業所等に関する空き情報の紹介

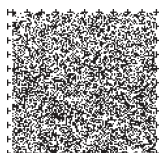
札幌市内の各障害福祉サービス事業所等が自事業所の空き情報を掲載し、随時更新できるホームページを開設することにより、利用者が利用可能な事業所を探す際の時間を短縮し、利便性の向上を図ります。

- ・登録事業者数 2,923 件
- うち、空き情報の入力件数 985 件

分野8 スポーツ・文化

◆ 障がい者スポーツ大会の開催

障がいのある人がスポーツを通じて、体力の向上や自立更生への意欲を高め、市民の理解促進を図ることを目的として開催しています。

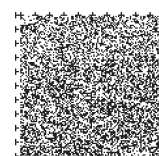


4

第3期障がい福祉計画における数値目標・サービス見込量の進捗状況

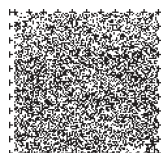
(1) 数値目標

こもく 項目	すうちもくひょう 数値目標	ねんどじっせき 25年度実績	しんちよくりつ 進捗率
にゅうしょしせつ にゅうしょしゃ ちいきせいかつ 入所施設の入所者の地域生活へ いこうしゃすう の移行者数	760 人	594 人	78.2%
にゅうしょしせつ にゅうしょしゃすう げんしょうみこみすう 入所施設の入所者数の減少見込数	420 人	369 人	87.9%
ふくししせつ いっぱんしゅうろう いこうしゃすう 福祉施設から一般就労への移行者数	200 人	405 人	202.5%
ふくししせつ りょうしゃ しゅうろうい 福祉施設利用者のうち、就労移 こうしえんじぎょう りょうしゃすう わりあい 行支援事業の利用者数 (割合)	510 人 (5%)	630 人 (6.1%)	123.5%
しゅうろうけいぞくしえんじぎょう りょうしゃ 就労継続支援事業の利用者のう しゅうろうけいぞくしえん えーがたじぎょう り ち、就労継続支援 A 型事業の利 ようしゃすう わりあい 用者数 (割合)	1,080 人 (25%)	1,393 人 (27.4%)	129.0%
にゅういんちゅうせいしんしょう しゃ ちいきい 入院中の精神障がい者の地域移 こうしえん りょうしゃすう 行支援の利用者数	30 人	4 人	13.3%
しょう ひと ちいき 障がいのある人にとって地域で く暮らしやすいまちであると思う しょう ひと わりあい 障がいのある人の割合	50%	53.4%	—
しょう ひと ちいき 障がいのある人にとって地域で く暮らしやすいまちであると思う ひと わりあい 人の割合	50%	22.7%	—



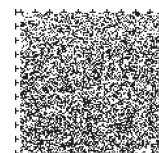
(2) 訪問系・居住系・相談サービス

サービス種別		単位	24年度	25年度
訪問系	居宅介護	利用人数	3,112	3,239
		時間/月	61,654	64,083
	重度訪問介護	利用人数	270	292
		時間/月	61,891	71,981
	重度障害者等包括支援	利用人数	1	1
		時間/月	638	69
	行動援護	人数	381	549
		時間/月	6,819	9,647
	同行援護	人数	399	426
		時間/月	7,932	8,559
居住系	共同生活介護 共同生活援助	人/月	2,029	2,201
	施設入所支援	人/月	2,180	2,159
相談	計画相談支援	人	163	218
	地域移行支援	人/月	6	5
	地域定着支援	人/月	12	16



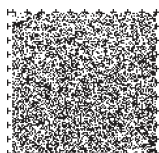
(3) 日中活動系サービス

サービス種別		単位	24年度	25年度
日中活動系	療養介護	利用人数	297	298
	生活介護	人数	4,411	4,538
		人日/月	85,360	88,247
	自立訓練 (機能訓練)	利用人数	6	1
		人日/月	130	31
	自立訓練 (生活訓練)	利用人数	133	152
		人日/月	2,026	2,318
	就労移行支援	利用人数	540	630
		人日/月	9,588	11,138
	就労継続支援 (A型)	利用人数	1,005	1,393
		人日/月	20,106	27,573
	就労継続支援 (B型)	利用人数	3,199	3,677
		人日/月	55,784	63,259
	短期入所	利用人数	543	591
人日/月		4,328	4,573	

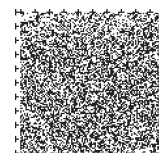


(4) ちいきせいかつしえんじぎょう ひつすじぎょう
地域生活支援事業（必須事業）

	たんい 単位	ねんど 24年度	ねんど 25年度
そうだんしえんじぎょう 相談支援事業			
そうだんしえんじぎょう 相談支援事業			
しょう しゃそうだんしえんじぎょう 障がい者相談支援事業	かしょうすう 箇所数	18	19
しょう じとうりょういくしえんじぎょう 障がい児等療育支援事業	かしょうすう 箇所数	6	5
じりつしえんきょうぎかい 自立支援協議会	かしょうすう 箇所数	1	1
じゅうたくにゅうきょうしえんじぎょう 住宅入居等支援事業	かしょうすう 箇所数	18	19
せいねんこうけんせいどりょうしえんじぎょう 成年後見制度利用支援事業	かしょうすう 箇所数	1	1
こみゆにけーしょんしえんじぎょう コミュニケーション支援事業			
しゅわつうやくしゃはけんじぎょう 手話通訳者派遣事業	りょうにんずう 利用人数	495	432
	の にんずう 延べ人数	5,836	5,084
しゅわつうやくせつちじぎょう 手話通訳設置事業	かしょうすう 箇所数	1	1
	つうやくしゃすう 通訳者数	58	62
ようやくひっきほうしんはけんじぎょう 要約筆記奉仕員派遣事業	りょうにんずう 利用人数	83	75
	の にんずう 延べ人数	842	834
にちじょうせいかつようぐきゅうふじぎょう 日常生活用具給付事業			
かいご くんれんしえんようぐ 介護・訓練支援用具	きゅうふけんすう 給付件数	134	154
じりつせいかつしえんようぐ 自立生活支援用具	きゅうふけんすう 給付件数	901	824
ざいたくりょうごとうしえんようぐ 在宅療護等支援用具	きゅうふけんすう 給付件数	415	475
じょうほう いしそつうしえんようぐ 情報・意思疎通支援用具	きゅうふけんすう 給付件数	392	446
はいせつかんりしえんようぐ 排泄管理支援用具	きゅうふけんすう 給付件数	29,971	30,650
きょたくせいかつどうさほじょようぐ 居宅生活動作補助用具	きゅうふけんすう 給付件数	104	99

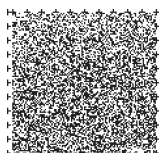


	たんい 単位	ねんど 24年度	ねんど 25年度
いどうしえん 移動支援			
こべつしえんがた 個別支援型	かしょすう 箇所数	396	404
	にんずう 人数	3,063	3,187
	のじかんすう 延べ時間数	351,923	367,133
しゃりょういそうがた 車両移送型	のにんずう 延べ人数	6,327	7,204
ちいきかつどうしえんせんたー 地域活動支援センター			
きそてきじぎょう 基礎的事業	かしょすう 箇所数	61	54
	りょうにんずう 利用人数	726	656
きのうきょうかじぎょう 機能強化事業	かしょすう 箇所数	45	41

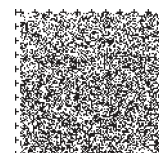


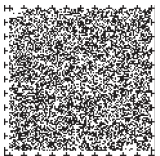
(5) ちいきせいかつしえんじぎょう にんいじぎょう
地域生活支援事業 (任意事業)

	たんい 単位	ねんど 24年度	ねんど 25年度
ふくしほーむ 福祉ホーム	ていいん 定員	42	42
しんたいしょうがいしゃにゆうよくさーびすじぎょう 身体障害者入浴サービス事業	りょうにんずう 利用人数	124	123
	の にんずう 延べ人数	3,864	3,386
きゅうしんたいしょうがいしゃじりつしえんじぎょうりょうしゃしえんじぎょう 旧身体障害者自立支援事業利用者支援事業 (H19までは、身体障害者自立支援事業)	りょうにんずう 利用人数	6	6
せいかつしえんじぎょう 生活支援事業			
せいかつくんれんとうじぎょう 生活訓練等事業			
ちょうかくしょう しゃしゃかいせいかつきょうしつかいさいじぎょう 聴覚障がい者社会生活教室開催事業	の にんずう 延べ人数	975	945
おすとめいとしゃかいてきおうくんれんじぎょう オストメイト社会適応訓練事業	の にんずう 延べ人数	178	228
おんせいきのうくんれんじぎょう 音声機能訓練事業	の にんずう 延べ人数	733	661
てんじそくじじょうほうねっとわーくじぎょう 点字即時情報ネットワーク事業	の にんずう 延べ人数	5,236	5,413
ちゅうとしつめいしゃしゃかいてきおうくんれんじぎょう 中途失明者社会適応訓練事業	の にんずう 延べ人数	1,060	1,262
にっちゅういちじしえんじぎょう 日中一時支援事業	りょうにんずう 利用人数	914	1,095
	の にんずう 延べ人数	26,765	28,095



	たんい 単位	ねんど 24年度	ねんど 25年度
しゃかいさんかそくしんじぎょう 社会参加促進事業			
すぽーつ れくりえーしょんきょうしつかいさいとうじぎょう スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	の にんずう 延べ人数	671	501
てんじ こえ こうほうとうはっこうじぎょう 点字・声の広報等発行事業	りようにんずう 利用人数	670	690
ほうし いんようせいけんしゅうじぎょう 奉仕員養成研修事業			
しゅわほうし いんようせいじぎょう 手話奉仕員養成事業	にんずう 人数	261	241
ようやくひっきほうし いんようせいじぎょう 要約筆記奉仕員養成事業	にんずう 人数	5	62
てんやく おんやくほうし いんようせいじぎょう 点訳・音訳奉仕員養成事業	の にんずう 延べ人数	462	733
じどうしゃうんてんめんきよしゆとく かいぞうほじょじぎょう 自動車運転免許取得・改造補助事業	りようにんずう 利用人数	82	62
たしゃかいさんかそくしんじぎょう その他社会参加促進事業			
しょうしゃ そうだんうんえいじぎょう 障がい者あんしん相談運営事業	かしょうすう 箇所数	1	1
しょうしゃ あいてい さぽーとせんたーうんえいじぎょう 障がい者ITサポートセンター運営事業	かしょうすう 箇所数	1	1
かみ さーびすじぎょう 紙おむつサービス事業	りようにんずう 利用人数	1,471	1,506
	の にんずう 延べ人数	17,164	17,776
しんたいしょうがいしゃふくしでんわせっちじぎょう 身体障害者福祉電話設置事業	りようにんずう 利用人数	47	40
もう しゃつうやく かいじょいん はけんじぎょう 盲ろう者通訳・介助員派遣事業	りようにんずう 利用人数	22	22
はったつしょうがいしゃしえんせんたーうんえいじぎょう 発達障害者支援センター運営事業	かしょうすう 箇所数	1	1





しょう しゃぶらん かいていばん
さっぽろ障がい者プラン (改定版)
けいかく きかん へいせい ねんど
計画期間：平成 24～29 年度

へいせい ねん ねん がつはっこう
平成 27 年 (2015 年) 3 月発行

きかく へんしゅう
企画・編集

さっぽろ し ほけんふくし きょくしょう ほけんふくし ぶしょう ふくし か
札幌市保健福祉局 障がい保健福祉部障がい福祉課

〒060-8611 さっぽろ し ちゅうおうく きた じょうにし ちようめ
札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

でんわ 011-211-2936 ふあくす 011-218-5181

ほむぺーじ
ホームページ

<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/keikaku/>

